

刑 政

號 月 九

行發會協務刑法財
入團

刑 政 第拾九卷第九號 目 次

□ 受刑者と人間味 (巻 頭 言) : (二)

□ 刑事政策と性格主義 泉 二 新 熊 : (四)

□ 刑罰は有効なりや チャーレス・ブラット : (一五)

□ 滯 英 所 感 集 (三) 大 森 洪 太 : (一六)

□ 刑 獄 聞 集 (五) 香 川 生 : (一七)

□ 刑務作業の個性的に就て 山 中 謙 演 : (一八)

□ 受刑者の職たる一米國刑務所 (五) 堀 隆 : (四〇)

□ 家 諸 説 (山岡萬之助、グラハム・テイロア、岡本鶴松、
橋 純一、赤塚公使、大森洪太、横山健堂) 永 田 秀 次 郎 : (四六)

□ 其 職 を 樂 し む A 生 : (五〇)

□ 職業訓練所を覗いて A 生 : (五二)

□ 如何にしてプリズンをして生産的ならしむべきか (五五)

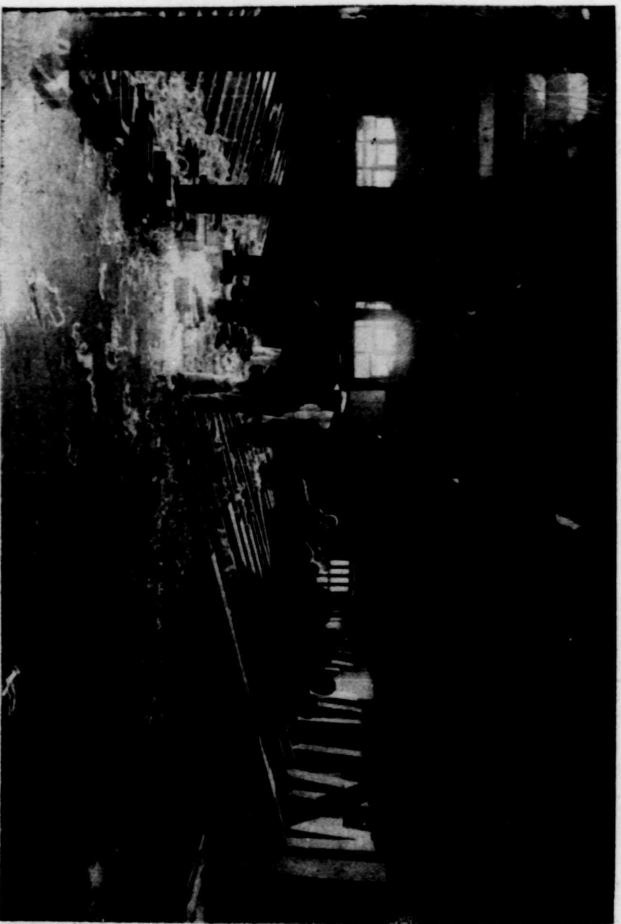
□ 刑 務 所 巡 禮 (海外時報) (五七)

□ 刑務官練習所人所試験模範答案 (六〇)

□ 能 賦 (犯罪文藝) (六三)

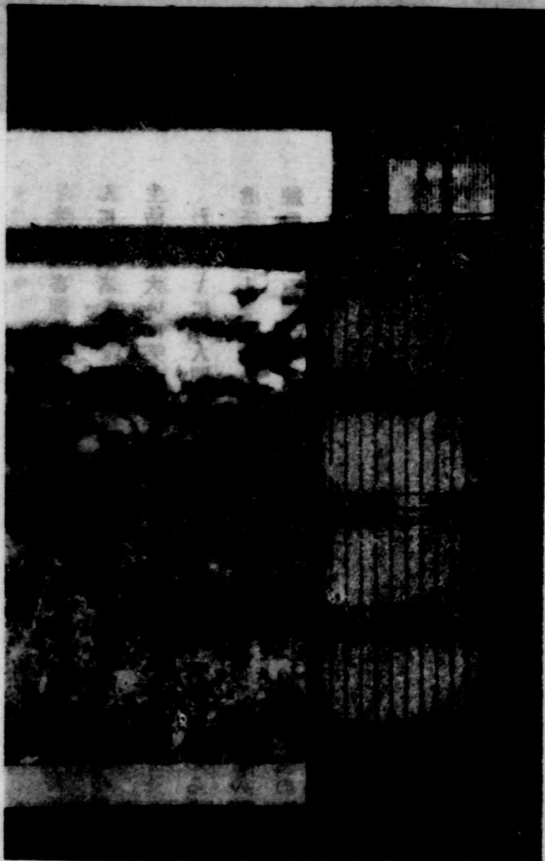
□ 懸賞文募集 (表紙か三面を見よ) (六五)

雜報、家庭のページ、人事往來、大觀小觀、會報、行刑令規、叙任辭令、行刑統計等。



(内務刑鳴巣)所練訓業職たれき設開に新
勃利二の庫多豊と鶴巢が所練訓の工木築建敢取不めたの成業能技の者利受
。いさ下麗御を文本文は記問訪いし詳。たしまれき始開らか日一月七に内所

刑 政



庭草に村雨ふりてこぼろぎの鳴く聲きけば秋づきにけり

第三十九卷
第九號



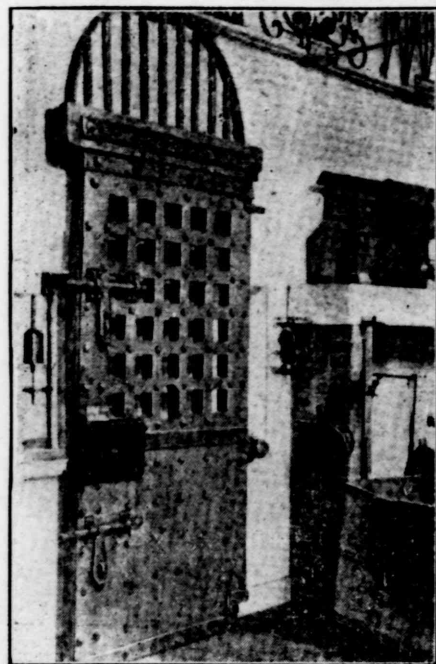
エリザベスフライの原

ロンドンのシヨアデイツチユにあるチエフライの博物館に近頃出品された「ニューゲート・ブリズン」の原です。刑務官真家のエリザベスフライ女史が一八一三年二月始めてニューゲート刑務所を訪れた時、地上の地獄と稱されてゐる猛獣の檻のやうな監房の様を見て深い感銘に打たれ、それが動機であつたのだと云ふ。その監房の扉が寫眞の中央のそれである。

近く實施の陪審制度を前にして大阪ではすでに市公會堂その他で三度の陪審制度模範裁判を公開したが更に少壯辯護士で組織されてゐる新展會では先印入阪瀬花座で大掛りの模範裁判を催し、藤村秀夫、花柳章太郎が被告に、英太郎、木村操が証人に、それ／＼扮装して出演し裁判長には刑事専門の大家辯護士會長足立進三郎、検事には天理教事件を検舉した當時の東檢事の岡上晴重辯護士が當たり場内立錫の余地なき盛況であつた。

筋は須藤前代護士原田伊右衛門家に行はれた織母と義弟殺しの殺人強盜被告事件に題村をとり、小遣錢の窮迫から原田伊右衛門の二子、學卒業生伊太郎が相被告藝妓花房ととも原田家に押入りて金庫から千數百圓を盗み逃走中織母に發目され殺害した事件で、辯護士の辯論の後、廻り舞臺で陪審員の評に「移り、女は共犯の責任なく、過失傷害だとの意見あり、檢事は原田伊太郎に傷 致死で懲役十五年

陪審制度宣傳劇



に窃盜教
唆く六月
判決は藝
妓光勇は
無罪、伊
太郎は懲
役六年を
宣された

受刑者と人間味

米國の喜劇俳優ウィルロージャースは、先年シンシン刑務所をたづねて、さかんに受刑者たちを笑はせた。先生の考では人は誰でも笑ふ必要がある。殊に拘禁生活者は大いに笑ふ必要があると云ふ。

われ／＼には人間味が必要である。殊に刑務所の中にある者から、人間味を抜きとつてしまふことは考物である。拘禁生活が彼等に反省の時機を與へ、修養訓練の期間を與へることは結構であるが、もし長い拘禁生活のために悪性の免除と共に彼等から人間味を奪つてしまふやうなことになるならば、それは釋放後の彼等の生活に如何なる影響を及ぼすか、これは吾人の注意を怠つてはならぬことであらう。

極端な考かは知らないが、刑務所に來るやうな人間は、ある意味に於て、人間味に欠けてゐる——野性的な本能はあつても、完全に人間味を備へてゐないものが多いと云へる。だから拘禁生活中に、彼等を陶冶して、圓滿な優しい人間味のある人間に仕立てることが必要であると自分は思つてゐる。行刑の目的の中には

この事もかなりの重要さで認められねばならぬと思ふ。刑務所へ入つて立派に改心して出て來た人間が、冷たい峻嚴な行刑のために硬らされて、まるで高野豆腐のやうに、カス／＼になつてゐたとすれば、たとひ「罪」からは免疫性となつても、それでは眞人間としての味がなくなつてしまつてゐるのだから、余り感心したことはなからう。

こんなことから類推して來ると、刑務職員の中に、もし笑ひを忘れた人——笑つてもヒステリックにしか笑へない人があつたら、その人は「秋官」と云ふ字が表はしてゐる峻嚴なる刑罰執行官と云ふ役目は出來ても、この「完全な人間味の涵養」と云ふ受刑者教化事業が果して出來るかどうか疑問になるではないか。子を育てるのに圓滿な情操の發達が必要であるやうに、人間矯正しなくてはならない。刑務所の受刑者教化事業が、荒削りの本能を修正したり、潛在してゐる美しい情操を誘掖したり、素直でない性情を穏やかな、弾力ある性情に矯正して圓滿な人間味の持主を創造することであらねばならぬと自分は常々思つてゐる。それにはウィルロージャースの云ふニューモアも必要であらう。

笑ひを忘れてしまつてはおしまひであらう。高野豆腐でなく柔い溜みを持つ人間として刑務官自身があらねばならぬのではなからうか。(五生)

刑事政策と性格主義

(上)

〔教務主任會同に於ける講演要旨〕

法學博士 泉 二一 新 熊

近來の刑事政策に於ては犯罪其物に對する應報と云ふ古い觀念を棄て、犯罪人の性格に依つて適當な處遇を與へる而して此手段に依つて社會防衛の任務を全うすると云ふことを以て主眼として居ると云ふことは殆んど何人も承認して居る事實であつて今更茲に喋々する必要を感じないのである、併しどの位の程度迄此の性格主義が刑事制度の上に採用せられ實現して居るかと云ふことに就て外國の新事例をも参照し少しく申すことも無用であるまいと思ふ、刑事政策は單純に刑法典の改正と云ふことに着目して足りる譯でない、刑事訴訟法も同様の見地から考究を要するのである、刑罰法も同じことである、從來刑事制度に於ける缺點は此三つの間に組織的の連絡が無い、他の言葉で以てすれば刑法の立法、之を運用する所の訴訟手續法、刑を執行する所の刑務所、此三つの機關の間に首尾一貫する所の統一を缺いて居たと云ふ點にある、眞に刑法をして社會防衛の任務を全うせしめやうとするならば、此の三者の統一を圖らなければならぬことが最も必要であると思ふ、殊に行刑は昔のやうに唯受刑者を拘禁して之に苦痛を與へて社會と隔離して置くことと云ふことだけで其任務を盡せるものと云ふ考へから見たならば刑務官吏は單純な牢番に過ぎない、彼等が逃げないやうに牢の番をして居れば宜いのかも知れぬ、併

ながら人間を對象として間違つたる彼等を眞の道に復歸せしむると云ふ高尚な神聖な目的に向つて進む可き任務を今日の刑務官吏が持つと云ふことになれば、昔と今日との刑務所の觀念に霄壤の差異のあることは言を要せない、而して刑法刑事訴訟法等の運用に依て遂げんとする目的は此行刑に依つて遂げらるゝのであるから刑事制度の中でも餘程主要なる地位を占めなければならぬ譯である、又實際今日に於ては歐米各國共に此點に目覺めつゝあるのである、斯の如くに行刑其物に重きを置くと同時に先に述べたやうに刑法、刑事訴訟法と云ふものが共に俱に同一の目的に向つて進まなければならぬとき御互の間に統一がなければならぬ、此の如くにして始めて刑事立法の目的、社會の安寧秩序の保持防衛と云ふものが出来ることになるのである、刑法は「ベツカリヤ」と云ふ伊太利の學者、所謂應報刑主義の刑法の始祖として認められて居る所の其人の主義とせる刑事制度に依つて恐る可き舊來の弊害のある所の刑事制度の領域を離脱して漸く今日の狀態に進歩したのであつて、今日から見ると其主義も矢張り應報主義を離脱しないと云ふ點に於て矢張り舊派であると云ふことで、新派は之を非難する、併ながら此刑事立法界に於ける所の功績は之を否定することは出来ないのである、凡そ專柄は一朝一夕にして突飛的に永い間の舊弊を離脱することは出来ない、漸次に其歩を進めて行かなければならぬのであるから、刑法の進歩、刑事制度の改良も矢張り漸を追うて行くべきである、而して所謂舊派は此進歩の階梯に於ける一のチェインをなして居るのである、所謂新派は矢張り同國人である所のロンブロー、フェリー、ガロファロー等の學者に依つて創設せられたのである、さうして今日諸國の刑事立法界に著しき勢力を占めて來たのである、其中のロンブロー氏は一九一〇年に物故した、他の一人のフェリー氏は羅馬に於て大學の教授として又一九二一年に出來上つた伊太利刑法草案を編纂したる刑法委員會の委員長として活動をして居るのである、而して昨年倫敦に於ける國際刑務會議に親しく臨席して、太いに不定期刑主義、刑事政策の新況に對して氣焰を擧げられて居た、新派の考

から申すと即ち非常に犯人其者に重きを置かなければならぬ、所謂應報主義、犯罪事實其物を對象として之に對する應報としての刑罰を科せやうと云ふ所の主義に對して、犯人其者を對象としての總ての取扱をしなければならぬと云ふことを主張する所の主觀主義が即ち新派の主義主張と云ふことが出来るのである、併ながら此點に就いては必ずしも其絶對的に主觀方面のみを見ると云ふことが新派の精神でなからうと云ふことを考へて居るのである、人々の見る所に依つてイロ／＼違ふが、私の見る所を以てすれば主觀主義と申しても事實の方面を全然無視して主觀主義なるものが立てられると云ふことは新派と雖も考へて居ないのでなからうかと思ふのである。

此伊太利の刑法草案に現はれた思想に依つて新派の思想をトすることが出来るものとすると私の見る所は間違つて居ないと思ふのである、固より此草案の編纂に就ては獨り新派ばかりではない所謂舊派の學者も矢張り居り、是れ等の人々も共々委員となつて居るのであるから、新派のみの考が現はれたのではないか知れぬ、即ち其間に妥協折衷と云ふことがあつたのであるかも知れぬが、所謂新派の主將フェリー氏が委員長である點から考へて、主として此新派の考が草案に現はれて居るものであると想像することは間違ひではなからうと思ふのである、而して其草案の規定の中で特に我々が注意して見まするに刑の分量は犯罪の性質、それから動機、それから犯人の人格此三つのものを標準として決定すべき所の危険性の大小に依つて決定すべきであると云ふことを二十一條に規定して居るのである。

◆ 危険性と云ふ言葉は伊太利の言葉でベリコロスターと云ふ字を使つて居る、英譯に依つて見まするとデンジャラスと云ふ言葉を使つて居る、佛譯ではエートル、ダンゼローと云ふ言葉である、或人は此言葉を悪性とも譯して居る、併し英譯佛譯等に依つて見ると危険性と云ふ言葉を使うのが適當であると思ふ、私は其趣旨を申すので

あるが、法文には刑の分量は犯人の危険性に依つて之を定む、犯人の危険性の大小は犯罪の性質と動機と其犯人の人格に依つて之を定めると斯う書いてある、そこで我々の考へなくてはならぬことは單に犯人の人格のみで刑を決定することはやつて居らぬ、犯人の性質とか犯罪其物をも考慮の中に入れて居ると云ふ事である、私から考へて見ると犯人の主觀的方面から見ると其人間が社會に危険であるかどうかと云ふことは社會に於ける事實を全く離して其人間が社會に對し危険であるや否やと云ふことを決定すると云ふことは到底出来ない相談であると考へる、例へば常に人殺しをするとか強盜をするとか大それた事をやる人間と、一寸したこそ／＼泥坊をするやうな人間とは、同じ犯罪者であるが、どちらが社會に危険であるかと云へば其大それた罪を犯すやうな人間は我々の社會に對して危険であると考へるのである、即ち其事實其物に依つて我々は其人間の危険性を或程度迄判斷することが出来るのである、社會が最も恐怖すべき事柄を爲すやうな性格を持つて居る人間を危険であると判斷するのは當然である、又或國體の上から申しても他の國柄に於ては夫程迄に大切でないと思つて居る事柄でも國情を異にする爲めに、歴史が違ふ爲めに非常に重要視する事柄がある、さう云ふ事柄をないがしろにして之を犯すことを何とも思はないと云ふやうな犯罪人は少くとも其國家、其社會に對しては著しき危険性を帯びて居る人間である、斯う考へることは無理ではなからうと思ふのである、さう云ふ風に考へて見ると結局事實と云ふものと夫れから人間の性格と云ふものは少くとも法律上の觀察に於ては全く分離して考へることは無理な相談である即ち双方徹底して考へなければ眞に社會的危険性と云ふものゝ判斷は出来ないのである、是は恰度伊太利の草案に其事が現はれて居たので益々私は私の從來の考が間違ひでなからう、少くとも伊太利の所謂新派なるものも私と全く懸隔つた考へではないのではなからうかと云ふことを信じて居る、此草案には前に申すやうに動機、それから人格を別にしてあります、モティーブとパーソナリティーとを別にしてある、成程是は區別して考へることが

出来るのである。氣狂ひであるとか氣狂ひでないとか或は受刑者であるとか普通の人間であるとか、さう云ふことは一のパーソナリティーとして考へられるのである。

それから通常の精神を持つて居る人間が罪を犯す場合に於ての其動機は又いろいろ／＼違ふ、だから動機とそれから人格其者とは同一でないであらう、けれども此動機に依つて其人間の人格を或程度まで判断するの材料となすと云ふことは出来るのである、犯罪を爲す者が假りに氣狂ひであるとすれば我々普通人の考と全く懸隔つたやうな考を以て犯罪をすると云ふことが随分あるのである、其動機から觀察しても通常の精神を有する人間として始んど想像の付かぬやうなことに依つて犯罪をすることが随分氣狂ひにはあるのである、そこで今度は逆に動機の方を研究して見る、餘りに馬鹿々々しい、餘りに常識を以ては判断の出来ないやうな動機から犯罪をしたものであれば、此人間には必らず精神に異常に關係を有する又其犯罪者の動機が即ち社會に非常な危険なるものとして我々が見るべき場合には其人間の性格も社會に危険として我々は判断することが出来るやうと思ふのである、此點に關しても此頃の新しい刑法改正案では餘程動機と云ふことに重きを置いて居ることが明に見えて居る、伊太利の草案、獨逸の草案、それから瑞西の草案、埃太利の草案等悉く此動機の如何に依つて犯人の處遇に對して著しい差別を設けやうと云ふことを計畫して居るのである、殊に一番新しい一九二五年に出来た獨逸の刑法草案、それから埃太利の刑法草案あたりでは犯人が法律上道德上若くは宗教上其行爲を爲すべき義務ありと、是は自分の義務であると云ふ信念に於て犯罪をした場合には大に之は有恕すべきものであつて、獨逸であれば定役のある所の禁錮に當る犯罪であつても、さう云ふ動機から罪が犯されたる場合には其禁錮よりすつと取扱ひが寛大になる

又一層破廉恥性を帯びざる所の刑罰としてのアインシュクリスングを科することにする、即ち定刑に代へるに屏禁刑を以てすべきであると云ふことを認めて居り随つて又此獨逸の全國の政府の聯合參議院の認定に依り制定せられた獨逸全國共通行刑令及び多くの各方面の行刑規則の中にも此趣旨を認めて居るのである、刑法其物はまだ改正案がある文けであつて改正新法が出来上つた譯ではないが、行刑法はあすこでは法律ではやつて居らない聯邦參議院令で共通の原則を認めて其原則の範圍内に於て各邦の政府が思ひ／＼に其行刑規則を設けて、それを今日既に實施して居るのである、而して此共通原則に依ると凡て囚人に對して階級的分類をすると云ふことは要件として居らぬが、併ながら其改換の状況の程度に依つて刑罰の手を柔らげることが出来る、寛嚴の度に手加減をすることが出来るると云ふことになつて居つて、さうして其適用に於て唯今申した動機に基く所の犯罪に對しては敢て之を六ヶ月とか一年とか云ふやうな刑にせずとも始めから其緩和されたる所の處遇を與へることが出来るると云ふことにして居るのである、其動機に就いて考へて見なければならぬことは犯罪者の性質から申すと殺人罪殊に尊屬親に對する殺傷罪と云ふが如きものは我國の刑法としても餘程重いものに見て居ることは御承知の通りである少年法では十六歳未満の者に對しては死刑無期刑を科せないと云ふことの原則を立てて居るに拘はらず此二百條の犯罪者に對しては七十三條及七十五條の罪を犯したる場合と同じく此少年法が刑法から見れば例外である所の少年法の原則と云ふものを適用しないと云ふことを明かにして居る、又折々大正年度に於ては減刑令が發布された、其際にも二百條の犯罪の如きは何時も減刑令から除外されて居ると云ふことは御承知の通りである、偶々死刑と云ふ極刑を免がれて無期刑とか或は有期刑にされた、裁判所上のさう云ふ處分を受けたと云ふ者に對する態度も此刑法の精神と云ふものは矢張り尊重して考へなければならぬことであらうと思ふのであるが、即ち其罪質の點から見れば殺人犯殊に尊屬親に對する犯罪は餘程重い犯罪として見なければならぬと云ふことは之は

始終念頭に置く必要があらうと思ふ、併ながら是等のことを動機の方面から視て見ると是等の犯罪に付いては非常に其同情をしなければならぬ場合があるだらう、法律上の同情を寄せなければならぬ場合があるであらうと云ふことを考へなければならぬ、人殺しにしても能く夫婦の不和からして犯罪が行はれる、或は雇主と雇人、此主従の關係ある者の間に於て能く殺人が行はれる、さう云ふ場合には我々が人間として考へ、人道上から考へて被害者の方に如何にも無理がある、加害者の犯罪をしたと云ふことは、何時も犯罪を賞讃すると云ふことは出来ぬ併ながら、被害者其者にも人道上から見ても餘程著しい非難すべき點があつたと云ふやうな場合或は又正當防衛に近い場合、即ち矢張り其被害者の方に不正の行動があつたと云ふ場合に外ならぬのであるが、眞に其の正當防衛の嚴格なる條件が備はつて居れば無罪になる、人を殺したにしても無罪になる所の少し其條件が完備して居ないで程度を越へて居ると兎に角有罪、犯罪者と云ふことになる、其間無罪と有罪と間髪を入れない所に於て著しい利害の差異を生ずると云ふことになつて居るのであつて、殊にさう云ふ事柄は正當防衛、此防衛の地位に立つ者から申すとさう理屈通りに、裁判所が法定の裁判をするに云ふやうな理屈通りにはいかぬものである、狼狽へるとか或は非々に興奮をして居ると云ふやうなことの爲めに程度を越へると云ふこともある譯であるさう場合に付いては罪の刑法などは刑を免除することが出来るやうになつて居る、日本の刑法には其の事はないが、裁判上情狀酌量として出来得る丈寛大の處置が出来ることになるのである、併ながら常にさう理想通りに裁判が行はれて居るかと思ふと、それは矢張り然かりと答へる譯には行かない、併し裁判ばかりでは、我々のやつて居る事柄にも人間がすることであるから、常に完全であり缺點は一もないと云ふことをやり得る人間は恐らくあるまい、だから裁判がさう理想通りにいかにないと思ふことも必らずしも日本の裁判が悪いとか、裁判がまづいとかいふのではない之は人間のやることであつてさう理想的には出来ないと思ふことを申すのである、さう云ふ場

合であると今度は何とかして之を緩和するものは行刑であらうと思ふのである、裁判所では斯う云ふ點でいかなかつたが、今度は行刑上出来得る限り方法を盡して之を緩和しなければならぬと思ふのである、最初無法な侵害を受けて防禦の地位に立つたが、狼狽して居たとか或は興奮の極、程度を過ぎた行爲をした、併し案外に裁判が重かつたと云ふやうな場合もチョイ／＼假釋放の上申書類に添付されてある判決正本などを見て之はもう少しどうにか緩和が出来たのではなからうかと感ずることも随分あるのである、要するにさう云ふやうな正當防衛に近いと見られるやうな場合であつて矢張り其犯罪者其者には同情すべき點が少なくないと思ふやうなこと、之を廣く申せば被害者の方にも著しい不正な點があつたと云ふやうな場合、及び其犯罪が少年時代に於て行はれたる場合、殊に少年法以前の殺人とか強盜とか云ふやうなもので随分長い刑罰に服して居る者が今日でもあるに相違ない、少年法は最近實施したのであるから、それは必ずあるに相違ない、所が少年法施行後であればさう云ふ少年時代の犯罪であるからと云ふと軽く處分さるべきものであらうと我々が考へる場合が随分ある、さう云ふ場合は尙更裁判がどうしやうと云ふ譯にはいかぬ、是も矢張り行刑を以て緩和すると云ふことの必要な點であらうと思ふのである、其れは動機其物に就いて申したのではないが、矢張り主觀方面から觀察して刑事法の運用を見たならば其點も考へなければならぬことであらう。

以上は犯罪の性質の重大なるものと輕微なるものとに依つても犯人の人格をトすることも出来るし、動機も又犯人の人格をトするのの材料として見なければならぬと思ふことを申したのである、而して社會に於て大きな犯罪をした者は刑務所に於てはどんなに品行方正にして居ても即ち換言せば受刑者としては善良なる者であるにしても刑務所の監督を離して自由の社會に居れば又さう云ふ大それた恐しい犯罪をするやうな危険の伴つて居る

間は社會に復歸すべき資格がないものであると云ふことを考へなければならぬ、之は兎も角其眞正の人格の判斷に付いても矢張り犯罪の性質と其動機等も大いに斟酌すべきものであると云ふことに歸着する譯である。

以上は専ら刑法に於ける犯罪人の性格尊重の趣旨と其制度に關する問題に付いて私の考を述べたのであるが、刑事訴訟法に於ても最近の立法は大いに此刑事被告人の人格を尊重する主義を採り、我刑事訴訟法に於ても其事が明かにされて居ることは御承知の通りである、尙ほ刑事手續上に付いても犯人の性格を判別するに適當なる施設の爲す必要があると云ふことも是は當然の結論であるが、而して又外國に於ては随分其點に付いての施設を爲しつゝあるのである、殊に犯人の精神状態を鑑別すると云ふことは是は昔から刑事訴訟法に於て行はれる手續ではあるが、併し是は氣狂ひであるかないかと云ふやうなことを判斷するだけであつて、其人間其者を如何なる場合に於ても能く知ると云ふことに就いては親切なる手續は盡されて居ないのである、今日少年審判所に於ける手續に於ては其少年其者を知ると云ふのは單に其精神状態がどうである、心身喪失者であるとか何と云ふことを究めるわけではない、其本人の家庭に於ける生立の状態、其境遇其他周囲の事情等を悉く審査する、それに付ては從來の警察の取調では専ら犯罪の有無と云ふことにはばかり深入りして外の點は殆んど御留守になる又警察では逆も事柄の真相を穿つことは出来ないといふやうな考からして別に少年保護司とか或は少年裁判所の特殊後援者といふやうな者の手に依つて取調をすることは今日の一般の要求である、日本少年法に大体そんなことを書いてあるのは御承知の通りである、歐羅巴に於ては裁判所後援會と云ふやうなものゝ組織が必要であると主張されつゝある、即ち此社會の篤志者、個人篤志家若くは寺院教會團體等が後援すべき活動の對象は獨り少年裁判所に限らずして裁判所全體に及ぼすべきであるといふやうな考へで、此後援機關を組織しやう、少年裁判所は時々講演會な

どを開いて宣傳して居る、是れからは兎に角其裁判の對象となるべき人間其者に關して居る所の總ての裁判所なるものは單に社會施設の一として、社會的機關の一として進化しつゝある裁判其物をさう云ふやうにしたいものであるといふ考が行はれて居る、歐米でも少年審判所と言はないで家庭裁判所と之を結付けて居る、フアミリ、コートと少年審判所と結付けて居るのであるが、其範圍に於ては既に裁判所が社會化して居るのである、併し歐羅巴、殊にハンブルヒあたりで家庭的事情、社會的事務、本人の生立經歷等を能く手に取るやうに精細に裁判官の眼中に之を映し出さう、さうして適當なる處置をさせやうといふことを目的として居るのである、是等はもつと範圍を廣くして一般に此裁判所後援機關を組織して其活動に依つて裁判所を單純なる法律機關と見ないで社會機關の一として裁判所全體が少年審判所みたやうな風に動くやうにしたいものであると云ふやうな考が今日起つて居るのである。

行刑の範圍に於ても固より性格を尊重して適當なる分類を行ひそれ／＼適當なる職を與へて其人間を改善する斯う云ふことが主たる目的であると云ふことは今更申す必要はないので、それが今日の理想である、併し受刑者を改善することに付いて今迄に過ぎ去つて來た道程過程に於ては善良なる受刑者を養成するといふやうな方針も實行されたのである、併し今日に於ては其考は間違つて居る、受刑者を改善すると云ふ意味は今言つたやうな趣旨でなくしてグード、シチズンすなはち善良なる公民を造ると云ふことが目的である、さう云ふ風の理想になると刑務所と云ふものを社會と全く隔絶したる別世界にして居ると云ふことは今の目的を達する所以でない、劍を以て制し銃を以て抑へる此威力の下に於ては柔順にして謹慎して居るけれども併し一旦其威力の行はれない自由社會に出でしまつたならば忽ち又元の本性、悪性と云ふものを現はす、斯う云ふことになつたならば何にもなら

ない、社會の防衛にはならない、刑務所の防衛にはなるか知らぬが社會の防衛にはならない、さうなるとどうしても社會に出てから公民として相當な生活をして行く人間に仕立てゝやると云ふに付ては刑務所が或る制限を受けたる一定の區劃されたる所の社會の一つであると云ふやうな風に之を考へて行かなければならぬ、詰り規律の能く整つて居る、秩序が能く守られて居る所の小さい社會である、斯う云ふことに見ると云ふことが必要であると云ふことになる、そこで社會生活の上から見ると人間の生活は一から十悉く他人の指揮命令威力の下に於てのみ行はれると云ふことは自由社會には兎に角無い、唯從來の刑務所に於て之を見るのみである、其點は少し何とかしなければならぬのではないかと云ふ斯う云ふ考がどうしても出て來るのである、秩序と規律を十分に維持して行かうとするに付てはいろいろの制限も要するであらう、けれども收容者の行動全部を命令と威力に依つて支配せず如何なる程度迄か、如何なる制限の下に於てか彼等をして自己の意志に基く所の生活行動と云ふものを取らしむると云ふことを工夫しなければ將來社會に出る所の準備をすると云ふことにはならぬ、其趣旨には適はぬのではないかと云ふことが今日刑改良運動の中心點になつて居ると斯う考へて宜からうと思ふのである。(つゞく)

若し私がバステイユ牢獄の一房にきびしく關はれたとしたら、私はもつと完全な自由の理想實現を期し、ルツソホのコンフエツションより――

刑罰は有効なりや (續)

(Does Punishment Pay?)

チャールレス・プラット

五

尙ほ外に吾人の遂行し得る、また遂行しなければならぬ、他の一の改革がある。此の改革はプリズンが現在の状態のままである限り特に重要なのである。何故に今日我等は凡ての者にプリズンの経験から來る厭ふべきシヨックを喫せしめるのであるか。何故に有罪者の中に選擇を行はないのか。慣例を墨守する必要はないのである。裁判所で判決を下すに當つて、その犯人にプリズンの必要のない場合、又は、尙ほ未だ眞に社會の脅威と稱すべからざる場合、明かに偶然の事情に驅られて罪を犯かすに至つた場合、尙ほ有用な社會生活に復帰させる實際の可能性の存してゐる場合、何故にかゝる犯罪者に眞生活を取り戻す機會を與へないのか。その者の有つてゐる問題を理解しその解決に助力することのできる有爲な技倆のある人の手にこの犯罪者を托せないのか。茲に一人の少年があつて、或る犯罪を行つたとする。何んな犯罪でもいゝ、それは瑣末な問題だ。茲に問ふべきは、何故に此の少年がかゝる事を行つたかといふことである。彼の精神上並びに身体上のコンディション(状態)はどうであつたか。環境はどうか。彼が再び悪い事をしないようにできるだらうか――彼の行爲を決定したコンディションを除くことができようか。一言に云へば、此の少年を救ふといふことは價値のあることだらうか、それとも棄

てよくべきであらうか。これがプロベーション (Probation) (註一) プロベーションとは元來試験するといふ意味で、有罪者を直ちに處罰しないで其まゝ社會に在りて其者の行動を試験するのである。行刑上の「プロセス (手續)」としてのプロベーションの要素は二つある。一は監視 (Supervision) にして、一は社會調査 (Social investigation) である。の解決すべき問題なのである。而して裁判官をして賢明な決定を下さしめ得るものは、一々のケース (事件) を調査するプロベーション・オフィサー (Probation officer) なのである。この二つの要素からやつた方が、むちやくちやにチェールヤリホームトリーに送りつけるよりも善くはなからうか。それとも、輕忽にその少年の自由を奪つて、殆んど間違ひないといつてもいゝ位、其者の後半生を社會のお荷物としてしまはなくてはならないものであらうか、それが賢明なやり方といへるだらうか。どう考へてもプロベーションの考へ方の方が勝つてゐるやうに思へるのである。しかも、現在のプロベーションなる制度は立派にその成績を擧げてゐるのである。少くもそれが巧みに行はれた場合にはそうなのである。かくして、プロベーションなる制度をして是非有効に働かしめようとするために、心有る人々が集つて一箇のアツツシエーションを設立したのが現在アメリカのゼ・ナショナル・プロベーション・アツツシエーション (The National Probation Association) なのである。

プロベーションは只だに有効なるのみではない。それは利の多いものである。プロベーションの出生の地なるマサチューセツツ (合衆國 Massachusetts 州) の誇りに足るべき記録を考へるがいゝ——此の州では、二十年以上も一箇のプロズンすら建てられたことはないのである。現在あるプロズンもセル (監房) の多くは空いてゐるのである。しかも、此の間外國移民は日を追ふて増加してゐるのである。Fall River のチェールは閉ざされた Taunton 其他のチェールも閉ざされたのである。しかも其上に、アメリカの他のセクション (地區) を脅かしてゐる

重大犯罪も著しく減してゐるのである。

一人の大人又は少年をプリズンに一年間拘禁しておくには四百弗以上かかるのである。しかし、其者をプロベーションに付すると、十分に行届いたプロベーションを與へてもその十分の一以下の經費ですむのである。しかも記せよ、プリズンを去るものは、事によると、直ぐとまたプリズンの厄介になるかもしれないのである。之に反して、他方では十分なプロベーションの或期間を完成したものは、大体に良民となるものと看ても誤りはないのである。

これはたしかに實際的な社會智 (Social wisdom) と云へるのである。社會といふものについての新しい理解から生れた産物で、一度罪を犯したものは必ずしも常に永く犯罪以外の何物をも行へないように運命づけられしきまう必要はない、といふ信念から生れた立派な思想と云へるのである。しかし茲に予の主張するプロベーションなるものは普通一般に云はれてゐる「執行猶豫」(Suspended sentence) と同じものではないのである。理論遙かにそれ以上のものである。所謂「執行猶豫」は何等の保護なくして犯罪者を放つてをくののである。理論上からはこれで犯罪者に他の一つのチャンスが與へられてゐるつもりなのである——また勿論或る場合にはそれで十分なのである。しかしそれは只だ或る場合に限るのであつて、多數の場合には、性格は毫も變化せられず其者の故の環境へ追ひ歸して、而して後何等の扶けなくして其人の改善を期待しようとすることになつて、殆んど不可能事を期待すると同じ事なのである。之に反してプロベーションは更らに一層堅い基礎の上に築かれてゐるのである。プロベーションの制度によると、犯罪者はたゞ別なチャンスと與へらるゝばかりでなく、一箇のフレンド (友人) が與へらるゝのである。眞向の交遊を見出すと同時に忠言をも與へられるのである。家計が整理されることもあらう。職業が見出されることもあらう。また、家庭の不和が除かれる場合もあらう。今迄と異つた生

活に對する新しい態度が要求せらるゝのである。社會に於ける責任、自己の獨立、といふこと、公正といふ意味、總て此等の生活態度に對する新しい一層深い理解を要求されるのである。新しい性格が形作られなければならないのである。かう言つたらば妄想とでも思はれるだらうか。性格の變化といふことは不可能事に屬するだらうか。そう思ふ人は、少年を善いボーイス・クラブに入れて、或る種の義務を與へて、然る後どうなるかを見るがいい。興味と誇り、團体的精神、協働、ソーシアル・センス。かういふものが直ぐに湧き起つて來るのである。

プロベーションは、悪い方向に向つた少年を善い方面へふり向けることである。そして、何をかいても先づ第一にプリズンから方向轉換をさせることである。何人も一度ポルトやバーの後に立つたものは、決して爾後ノーマル・ピーニング（正常な人）ではあり得ないのである。よく行つても、其人は傷いた人で、不具者である。で治療矯正の道がありとすればそれは不具者へ對する治療矯正である。人を不具にするような經驗から出來得る限り多くのものを救ひ出そうとするのは理の當然ではなからうか。少しでも教育の力を吾人が信するならば、何故に、出發を誤つた人々を正常の道に還らしむるために、プロベーションといふ一箇の特殊のエデュケーションを發達せしめないのか。

かく言ふと、余はプロベーションの美點について語りながら、しかも尙ほ未だ嘗つて試みてゐられなかつたかのように、プロベーションを要求するものゝ如く聞えるかもしれないが、實際、此の制度は殆んど一般に任意立法で、アメリカの大多數の州では名義上主として少年裁判所に採用せられてゐるに過ぎないのであつて、眞面目に慎重に行はれてゐるのは文化の進んだ都市のみである。プロベーションなる制度の意圖の存する所を理解してゐるものは司法官の中に在つてさへ寥々たるもので、却て余りに屢々有害な行り方で用ひられてさへゐるのである。無智な取扱ひ方でめちやくちやにされてしまふ危險にさへ瀕してゐるのである。プロベーションを、決定を與

へるに困難な事件から逃かれる一方法としてゐる判事がゐるかと思へば、或るものは政治的の意味で恩を施すの一方法としたり、また他の者は、山積した判決記録を一掃する方法としてゐるものもある位である。今日ではプロベーションは、多くの場合では不幸にも余りに屢々政治上の拘束を脱することができずゐるのである。一般にはプロベーションの意義を解するものは甚だ少く、従つて社會からの援助もいひのであつて、今の状態のつゞく限り、プロベーションの前途の成功は甚だ危虞に堪えないのである。

傳統因襲、長い習慣から來る惰性、更らに之と結びついて、害を加へたものに害を加へ返へさうとする原始的な満足といふようなものが、箇の新しい社會的立法の採用を阻止するのである。社會公衆は過去の失敗を知らないのである——我等の祖先の經驗を全く忘れて、刑罰を、もつと多くの刑罰を、苦痛を、更らに多くの苦痛をへたと訴て已まないものである。人間と惡魔とが考へ得た凡ての呵責と屈辱とが過去に於て試みられ、而してその結果はただ益々世界を残忍化し、犯罪を益々盛んにし益々猛烈なものにしたに過ぎなかつたといふことを、社會は知らずゐるのである。プリズンは厭ふべく怖るべきものとせられたのである。プリゾナー（受刑者）は飢餓を強ひられたのである。彼等は笞打たれ、烙印をあてられたのである。眼はえぐられ、舌は抜かれ、手はもがれ、骨は碎かれたのである——しかも尙ほ且つ犯罪は終熄しないのである。熄まない處か、抑へ阻むことさへできなかつたのである。

(六)

然し、今日はいかゝる氣違ひじみた考へを棄てて、眞面目に Crime の問題を考ふべき時ではなからうか。已に我々人類が刑罰といふ簡単な方法で、クライム・プロブレムを始末することの、理智の上からも感情の上からも、

殆んど全く不可能になつた今日、如何にして今後犯罪者を取扱つて行くべきかといふ問題は、たしかに我等及び我等の子孫の、もつとも勇敢に對抗しなければならぬ人生問題中の重大なもの、一つであるに違ひない。此の問題に對する、固より唯一のものではないが、少くもその解決の一助として、プロベーションをたしかに合理的な人間らしいやり方として、余は主張するのである。

しかし説き來つたように、プロベーションの制度は現在甚だ悲しむべき状態に在るのであるが、更らにプロベーションと關聯して、我が現在の刑政の他の手續方法にして、説明と訂正を要すべきものがあるのである。余はパロール (Parole—假釋放) について言はんとするのである。

我等は有罪者を確定期間拘禁するといふ奇異な慣はしを有つてゐるのである。彼の所謂「不定期刑」ですら、勝手に刑期の最長と最短とが定められてゐるのである。裁判官はさかしげにも、彼れは三ヶ月此れは三ヶ月と決定するのである。然しながら、プリズンはプリズナーのために設けられたものであり、プリズンの経験によつてプリズナーが改善せられ、社会的に安全なものとなされるのだ、といふ今日の時代の合ひ言葉を憶ひ起したならば、プリズナーの改善のために、勝手に涼しい顔をして刑期を確定するといふことの、如何に理に悖れるかは智者を俟つて後知らないのである。身體の疾患の診断とその豫後とは精神の疾患に對するよりも遙かに容易である。然しながら、假りに醫師か一回の診察で、或る一定の期間臥てゐるとか、入院して居るとか命じて、早く已に全治したにも拘らず、その期間の満了するまで患者を無理に閉ぢ込めてをいたしたたら、どんなものであらう。或は又た、その期間は已に経過したるに患者が尙ほ未だ非常に重態で、傳染の虞れさへあるにも拘らず、一切の注意用心から解放して彼の自由に任かせたとしたら、どうであらう。かゝるやり方は決して常識のあるものとは考へられまい。しかも實際には犯罪者といふ社会的疾患を有つてゐるものに對して現在行はれてゐるやり方に比

べれば、なほ且つ賢明で安全だといつてもいゝ位なのである。是に由て之を觀ると、此の問題の研究者にとつては、是非共通せらるべき刑の言渡の形式は唯一つより外になく而してその唯一の形式は、名ばかりのものでなく眞の實際の不定期刑 (Indefinite sentence) である、といふことになつて來るのである。然しながらこれは直ちに他の困難な問題をもたらずのである。それは外でもない、釋放 (Release) の問題である。釋放といふ此の重大な第二步の手段に賢明な決定を與へ得る「ドクトル」が必要なのである。現在の慣習によると、在監中の行狀が普通でさへあれば刑期短縮の恩典にあづかることができるのである。然しながら、在監中の行狀は實際眞實を語つて居るものであらうか。プリズンに於ける生活は規則攻めの生活である。であるから、外部の社會に於ける自由な生活に適しないものにして猶且つ善良な受刑者であり得るといふことは不可能ではないのである。行狀のいゝ「トラスティ」(獨歩) が釋放さるゝや否や、犯罪を行ふといふ場合は決して少くないのである。

釋放の問題を解決するには、次のようにする外はあるまいと思ふ。第一に、Expert 専門家で常置の Board (委員會) を組織して、現在のサイエンスから得られる、性格考査の凡ての方法を受刑者の研究に應用するのである。この Board が危険でないとして決定した時に初めて釋放が可能になるのである。而して——之は自分だけの意見であるが——釋放は最初に受刑者の收監を指令した裁判所を通じて又はその裁判所の命令によつて行はるべきものである。然し之だけでは尙ほ足りないのである。現在知られてゐる方法では、或る状態にある一人を研究することはできないのも、之に由て他の状態に置かれた場合に共者がどういふ行ひをなすかといふことを的確に知ることはできないのであつて、プリズンに在つて普通のノーマルな人でも、自由を與へられた場合にはどうなるかといふことは分らないのであるから、凡ての疑念の狭はまれる場合にはプリズンに加へて釋放者のために病氣ならば恢復期の養生とも云ふべき、有能のワーカー (職員) として組織されるパロール・デパートメントが設けられなければならない。

ブリズンの門を出た人ほど友の必要なものはないのである。彼はブリズンの生活ですつかり意氣消沈してゐるのである。外部の世界との交渉は全く失はれてしまつたのである。而して、一切の立場にハンディキャップをつけられて、複雑極まりない、其上に疑深い社會を面りにして、孤影悄然として立つてゐるのである。

我等は現にパロール・オフヒサーを有つてゐるだらうか。然り、余は千六百人の收容者のある刑務所で只だ僅かに一人のオフヒサーを有つてゐるといふ例を知つてゐる。何たる滑稽であらう。社會訓練を有つてゐる優秀な人物の幾組も必要なのである。パロール・オフヒサーの位地は恥づかしからぬもので、俸給も潤澤でなければならぬのである。經費の多大に過ぐるを憂えるといふものがあれば、釋放者が再び罪に陥ることを防ぎ得るといふだけで、どれだけ國家の經費を節約し得るかを考ふべきである。一人のパロール・オフヒサーが一年に僅か十人もの巧みに善導し得たと想像したならば、公訴に必要なだけの費用を節約した額で、立派にオフヒサーの俸給の數倍に達するのである。善いプロベーションと同じく、有效なパロールに要する費用は決して元費ではないのである。それは節約の一法なのである。たとへ如何に費用がかゝつたとしても、國家に損失は及ぼさないのである。必ず利する所多いのである。

上來述べた所は、刑政の改善について二三思ふ所を披瀝したに過ぎない。此等に加ふるに有力な警察と、政黨政派に煩はされない検事局とを以てしたならば、たとへ我等の法律に欠くる者ありとしても、犯罪問題はかくも我等を恐怖せしめない程度にまでは減却するであらうと思ふのである。社會保安の問題も決して絶望するには及ばないのである。きつと解決できるのである。然し是れが解決の道を見出すには生きた思想が必要である。現實を直視するのである。斷じて偏見に蔽はるゝ所あつてはならない。吾人は決して單に形式や名だけに満足しておてはならない。眞に一箇のワーク(事業)として、義務として其事に當らなければならぬ。

我等の古い方法は報復(Vengeance)の觀念の上に築かれてゐたのである。而して今日の行刑制度が吾人の尊敬をかち得えないのは、吾人が明かに此の觀念が今猶ほ行刑の基調となつてゐることを認めざるを得ないからである。實際吾人の求むる所のものが報復であるならば、今のまゝでまづ直ぐに進むがよい——社會の害になるからないかは、問ふ必要がない。何んとなれば、報復の念は常に他の利害には盲目でなければならぬからである。然し、若し吾人が報復の念に驅られた此等の方法を繼續するものとしたら、偽善は止めたがよい、受刑者の改善だの、社會の保安だのと徒らに口舌を弄するのは止めたがよいのである。(完)

(Survey, March 1, 1926)

個性を尊ぶ

千葉 龜雄

世の中の面白い仕事は、天才によつて創られたものが多い。天才は、その個性の本質が世の中のどんな妨げをも受けず、また、受けても、その妨げをどん／＼はねかへして、内にひそむ統派なものと思ひきり、生長させ、完成させたものを、然るにデモクラシイや集團組織は、決して個性の生長を許さない。或は思ひきつて個性を虐殺する、だからデモクラシイは、凡民の世界に過ぎないといふのだ。もつとも自分は、おいそれと、前記のやうな説にへた張る氣にはなれない。そして、ほんとうのデモクラシイや集團組

織を、彼等の考へるやうな内容のものばかりとは思つて居ない。けれども事實の上に立てば、やはり前者の心配も、殘念ながら或る點まで認めねばならぬやうな氣がある。おそろしくそれも過渡時代のためでもあるかも知れないが、とにかく目前のいろいろな事實は、この没個性の弊害が、かなり深味に入つて居ることを見のがすわけに行かない。

たとへば流行である。好新性は人類の本能だから、ことに物珍しやの若人達か、争つて珍奇なものに走るのは止むを得ない。それにしても、相當の個性を持つて居る人ならば、たとへ、或る流行を探り入れるにしても、先づ自分の創造を採り入れて、それからその流行を採り入れること

を一寸の間も忘れまい。けれどもわが國の流行には、横を買くさうした個性が一つとも見られぬのだ。が、流行はまたよもい。思想や、主義やの採り入れになると、もつとその無さまがはつきりとなる。わづかにその片隅すらもかちらぬものが、天晴れ立派な讀者のつもりで、當の思想や主義の中心者たる顔をする。ことにそれが、團體の故で、團體の勢力を廣めねばならぬ團體などになると、とかく、數は方だといふわけで、半可通だらうが何だらうが、數とりとして無茶苦茶に採り入る。そんな場合、流行の暗示にかまややすいこと、恐らくわが國の如きもさう多くはなからう。それもその筈だ。だれもかれも主張すべき個性がないからだ。

〔サンデー毎日〕

滯英所感

(三)

司法書記官 大森 洪 太 氏 談

○犯罪と實數

英國の巡査は、非常に甘く仕事をし、前申す交通整理の方面のみでなく、犯罪捜査の點に於ても非常な成績を擧げて居るのである、所謂實際の犯罪の數とさうして犯罪を検擧した數との差を見るといふことは我々として非常に望ましいことであるけれども、これは余程むづかしいことで、現實の犯罪といふもの、其實數を知ることは恐らくは不可能のことであらう、併し其點に就てはイギリス人は割合に幸福な地位に立つて居るのである、なぜ幸福であるかといふと、英國人は惡を憎むの念が非常に強い、善いことをするといふ念もやはり強いが、同時に惡といふことに就て之を假借

せざる念慮が甚だ強いのである、であるから法廷に於て私共の感心をしたのは偽證の少い點である、私は甚だ乏しい經驗であるけれども、法廷の事務に従事した事があるが、一番困るのは積極的の偽を言ふ證人よりも、證人が殊更に事を極へて其事實を答へない、言を左右に托して積極及消極の斷言をしない場合である、積極的に偽の證言をしても其偽たることを知ることは比較的容易であるが、何とも言はないのと、言葉こそ多いけれども問題の中心を常に外れて、自分が證言すると被告人が罪になるから、そんな事はマア／＼口を噤んだ方がよい、斯ういふ精神から黙つて居るといふ證人が一番裁判の事務を滯滞せしむる、我々をして心證を攫むに當つて最も困難なる地位に立たしめるもの

である、所が今申した通りにイギリス人は惡を憎むの念慮強きが爲に法廷に於てさういふことは明白に言つて退けるのである、法廷に於て左様なことを明白に腹藏なく、坦懐にいふからして、甚だ法廷の審理も容易に進むので、斯様な次第で告訴告發も非常にやる、であるからして犯罪の實相を知るのに余程都合が好い、そこでイギリスの統計に犯罪の實數として現れて居る數は恐らくは事實の數と大差がなからうと思ふのである、日本人ならば大抵な所で我慢する、法廷に於ける證人の問題は全く別個の事柄として、告訴告發だけに就て之は自分が斯ういふことを言出すと人の迷惑になる、これは差控へたがよい、斯ういふのも慥に美點である、私は其特殊の長所を決して貶す譯ではないが、さういつた日本の實狀よりもイギリス人の如くあけすけに官憲に言つて退けるといふ方が犯罪の實數を知るに便利である、であるから諄くも申す通りに、イギリスの統計に現れたる犯罪の實數は略々眞に近き實數だらうと思ふ、其略々眞に近き實數と檢擧せられたる實數との差が非常に少くなり、接近して居る、勿論檢擧といふことは處罰といふ意味ではない、檢擧されても處罰せられざるものは澤山あるが、要するに檢擧と犯

罪の數が接近して居ることは法網を潛るものが殆んどないといふことに歸着する譯である、而して此法網を潛るものが甚だしく稀であるといふことは結局檢擧の成績が殆ど理想的に擧つて居るといふことに歸着するのである、それが何故であるか殊に之を感心して驚いて居るのはアメリカ人である、アメリカは御承知の通り今日世界の一大優國であつて、世界中の金が波を打つてニューヨークのウォール街に集つて來るのである、正に黄金の王であるけれども、司法の關係に於ては非常に將來があり過ぎる、アメリカは人口一億と稱せられ、千度我内地の人口六千万に對して約二倍である、所がアメリカに於ける在監者の數は二十万人、我國は四万人であるから、先づ我國の五倍である、而して法網を潛る者即ち免かれて耻ぢざるもの、數に至つては恐らく所謂世界の文明國の内第一等の位置にあらう所がイギリスに於ては今も申す通り檢擧が非常に理想的に行はれて居る、さうして在監者の數は總人口の五千万に對して、僅に一万一千人弱、即ち此の點に於て我國より遙に光榮ある統計を示して居るのである、兎に角左様な具合であつて、アメリカ人が驚異の目を瞶つてイギリスの檢擧の實績を羨んで居る、それは何

故であらう。

○田舎の生める精神

アメリカ人は可なり高い俸給を巡査にやつて居る。又普通教育の進歩して居ることはアメリカは決してイギリスに劣つて居るものではない、一体何處に相違があるか、身体もアメリカ人はイギリス人よりは悪いと云ふ譯ではない、其点を殆ど研究した結果、結局歸着致した所は、アメリカの巡査は總て都會の生れである一切の事を金錢の勘定から割出す、金錢の勘定から割出すが故に百圓俸給を貰へば、百圓に相當する文けの仕事を、詰り總てが金錢、總てが黄金、總てが勘定といふことから出發し、又終始して居る、所がイギリスの巡査は多くは田舎若くは先代か先々代が田舎に居つたといふ人々から出來て居る、詰り田舎の血を享けて居る、田舎の血筋は堅朴な而も封建時代の美風である奉公の精神を持つて居る人々から出て居るのであるから仕事をすると當つては金錢といふことは考へない、金錢を超越したる、黄金を逸脱したる、勘定を無視したる立派な奉公の精神を持つて居る、嘗てイギリスの

ことが檢査の實を擧げる實際恐らく唯一の原因でなからうかと思ふのである、犯罪の檢査といふことは金で買へぬことである、百圓、千圓、五千圓の俸給を貰つても出來ないことである、時によつては自分の命と犠牲をするのであるから、これは金錢で見積り難いものである、之を容易に致すのは一片國家に對する奉公の情以外に何もないのである、金のことを申すと申しくなるが、皆さんも同様、私共の受くる所の俸給は極めて少い、之を銀行會社等の關係者から較べると實以て耻かしい、情ない程であるが、茲に考へなければならぬことは、我々は國家の公務に直接執掌して居るのである、敢て官俸民俸といふのではないが、大凡我々の仕事多きが中に於て國家直接のことに關與する程尊き大きな仕事はないだらうと思ふ、而も國家の行動にも種々の行動がある、各省を見ても九つか十の省に分れて居るのであつて、其各省悉く相異なる仕事を致して居るが、此種々の仕事に於ても眞に國家の大運命、國家の大根本に直接關係して居る國務中の國務は何であるか、嘗てイギリスのマコレーが公務即ち國家の國務といふものは司法及軍務の外にはないものである、其他

ウエリントン將軍が、ウオートルローに於てナポレオンの大軍を粉砕した、其際にウオートルローの大勝利はイートンの運動場から生れ出たものである、斯ういふことをいつて、イギリス人が自慢して居つたのである、イートンといふのは貴族學校である、其學校にウエリントンが居つたのである、將軍は此イートンの運動場に於て勇敢な精神を涵養したが爲に、遂に未曾有の大勝利を博したのである、であるからウエリントンの勇敢なる氣風はイートンの運動場で自然に覺へたのである、從てウオートルローの大勝利はイートンの校庭から生れ出たとイギリス人は誇つて居るのである、成程左様でせう、併しながら此イートンの運動場が左様な大勝利を産んだといふことの他に、それと同時に考へなければならぬことは、此ウエリントンの麾下に居つて立派な勳を致して、イギリスの爲に奮戦した幾多の士卒を考へなければならぬ、之等は多くは田舎から來て居つたのである、此意味から申すと私はウオートルローの大勝利がイートンの運動場から出たといふもいゝが、之と同時にやはり其大勝利はイギリス全國のキヤベツ畑の間から生れたと言つて宜からうと思ふ、斯様な具合であつて、奉公の精神に富んで居るといふ

ある、國家がやつても宜しい、之を一個人一會社に委ねてもよいものである、然れども司法と軍務とは國家の存立と一日と雖も一瞬間と雖も相離る可らざるものである、之程國務中の本體となるものはないといふことを書いたのを讀んだことがある、之に尙ギリシヤの哲學者のプラトニーが教育は國家の大本であるといふ、其教育といふことを一つ加へて、司法軍務及教育は國家の重要務の更に重要務たるものであると言つて宜いのである、であるからして或は裁判に従事し、或は檢擧に關與し、或は行刑の事に執掌すると致しましても孰れも之れ共に司法に關係致す事は一つである、國家の公務に直接當ることは男子として、光榮である外に其公務の公務中でも最も重大なる司法の事務に當ることとは、これ甚だ欣幸とすべき所であつて、勿論俸給も上げて貰ひたい、俸給のことも我々生きて居る以上考へなければならぬけれども、此等仕事に當る誇を以て自ら重んじ、自ら安んじて、さうして國家を安泰に置くといふことは、我々の最大な愉快な光榮なことであるまいかと私密かに考へるのである。

○人の親切

最後に私が三年半餘、外に居りまして何を考へたか
と申すと、つく／＼考へた事は人々の親切といふこと
であらう、何も知らないぼんやりした私が別に自動車に
乗せられもしないで歸つて来たのである、これ即ち
人々の親切に依つた活きた證據であるが、遠く放れて
外國に居ると必／＼と人の情を覺ゆるのである、所
々に於て朝野の人々から厚き親切を受けたのである、
先程冒頭に申した通りに、我々は愛を以て生きて行か
なければならぬけれども、これは實に人に對するのみ
ならず、鳥獸又更に草木の方面にも之を及ばさなけれ
ばならぬといふことを私は考へたのであつたが、これ
は平面の問題で、之を立体的に考へると、我々の愛親
切、これは深きが上に深きを加へなければならぬ、我
々が親切に致して、其結果が却て不親切に酬ひらるゝ
かも知れない、併しながらそれはどうでもよい、我自
ら親切にすれば即ち事足るのである、結果の如き、報
酬の如き毫も顧慮す可きでない、人に親切、仕事に親
切、自然に親切にすることが私共の務でないかと思ふ
ヴァクトリヤ女皇の時代の大政治家と言はれた、グラ
ットストーン、これは私から申す迄もなく、世界の政
治家中の政治家であつて、凡ゆる艱難を排して英國に

世界一の重味を加へた偉人であるが、此人が非常な高
齡で死んだ、其死ぬる臨終の言葉が「親切親切、何處
も彼處も御親切」斯ういふ言葉であつたのである、こ
れは此偉人の病篤しと聞いて所々方々、世界の隅々か
ら見舞の電報や手紙が来る、それを看護の者から聞いて、
それが非常に嬉しかつた爲に臨終の時に其言葉を
發したのであらう、此偉人、惡戰苦闘を兼ねて來たる
此偉人は人々の親切を心から喜び感謝しつゝ、安らかに
死んだのである、誠に偉人の最後に相俣し言葉であ
らう、此グラットストーンは自分自身が非常に親切な
人で、自分が親切なるが爲に人の親切は人一倍身に沁
みなのである、斯くの如き臨終の言葉を發する人こそ
眞に敬慕す可き人ではないかと思ふのである。(完)

和歌の浦へゆく。
いつも、講義を、とかくいひたがつては一座をあ
つがらすのが、又しても「いゝか、これが三十三間
堂にある和歌の浦だ、一に櫻現だ、二に玉津島とい
ふその玉津島だ、三に下り松の下り松と、四に御釜
よの鹽釜もこゝにある」
と、立板に水をまくし立てるに、いきなり、黙つて
きてゐたのが、
「ちや、よゝい、よゝいなてのはどれだ」



刑獄聞集

(その五)

△明治初年の刑法△

香川生

新津綱領と改定律令

庶人の科罰

明治三年十二月に新津綱領が發布されたが此の法律
に規定された刑罰は五つの名目に分れて、笞刑、杖刑、
徒形、流刑、死刑となつて居る、其程度は笞は十より
以上十づゝを増して五十に至る、杖は六十以上一百、
徒は一年以上半年つゝを加へて三年までとし笞杖徒は
各五等級、流刑は北海道に發遣し役を一年一年半二年
の三等とし死刑は絞斬の二であつた、徒は今日の懲役
刑に該當するのであつて各府藩縣の徒場に入れ其地方
々々便宜に従つて各役業を課して使役することになつ

た、それには雇工錢を與へたが極めて少額で通常人の
備日工錢の十分の一程度であつた、斯様に給與工錢の
歩合まで當時の刑法即新津綱領に規定されたが明治六
年五月に改定律令が發布されて役使の事や工錢の給與
領置の方法等は獄則に従ふと改められた、此の改定律
令で新津綱領の笞杖徒流の刑名は總て懲役に換へられ
て、笞杖は懲役十日から百日、徒は懲役一年から三年
流は懲役五年七年十年の三等と改まつた、其外に懲役
終身の重刑を設けて、死刑に當る或罪の者を酌量減輕
して此の刑に處することになつた、軽い罪で笞杖に當
るが懲役に換へられぬ情狀ある者は笞杖を廢してから
は棒鎖一日、二日、三日といふ軽い刑に處し又罪が懲
役十日に及ばぬ程度の者は呵責に止めるのであつた。

死刑は絞首、斬首の二で死骸は親族請ふ者があらば下付した、絞斬の外に兇悪の程度甚しき者は梟示と稱して、其首を刑場に梟示し公衆の觀るにまかせた、其梟示場には看守人を置いて犯由牌に罪状を書きて三日間立て、置いたのである、改定律令では梟示に限らず普通の絞斬の者でも犯由牌を衙門一個所に立て、本籍の梟示場にも掲示した、又死骸は式を以て葬ることを聽さす墓石に死亡の年月日と氏名を記するに過ぎなかつた、古來の死刑には種々の實例や因縁話もあるが煩瑣に涉るから、述へまい、唯以上五刑、五刑に換はる懲役等は一般庶民に課した刑罰であつて、華族や士族や僧侶などには別種の刑を設けられてあつた事を述へて置きたい、

華、士族の科刑條目

新律綱領に閩刑の名目下に、謹慎、閉門、禁錮、參成、自裁といふ五つの刑名が設けられた、其の條文は凡士族罪ヲ犯シ本罪答刑ニ該ル者ハ謹慎ニ處シ、杖刑ニ該ル者ハ閉門ニ處シ、徒刑ニ該ル者ハ禁錮ニ處シ、流刑ニ該ル者ハ邊戍ニ處シ、死刑ニ該ル者ハ自裁ニ處ス、若シ賊盜及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ廉耻ヲ破ルコト甚シキ者、答刑ニ該ルハ廢シテ庶人ト爲スニ

族と庶人との差別で刑罰と其執行方に區別があつた、廢して庶人と爲すとか除族するとか云ふのは士分の階級から除斥するので士族を平民とするといふのであつて、當時農工商の上に立つて羽振りを利かせた侍が、士籍から脱退するのは、拭ふへからさる耻辱であり精神的自殺の思ひであつたらうと思ふ、此の士族の犯罪に對する五刑が、改定律令では一體に禁錮と改められた其條文は

第十三條 凡士族罪ヲ犯ス者ハ謹慎、閉門、禁錮、邊戍、自裁ニ處スル律ヲ改メ一體ニ禁錮ニ處ス若シ

盜盜等ノ罪ヲ犯シ廉耻ヲ破ルコト甚シキ者、懲役百日ヲ以上ニ該レハ除族ニ止メ一年以上ハ仍ホ本刑ヲ加フ罪科未タ定ラサル者ハ監倉ニ入レ平民ト別異ス

といふので輕重の期間は新律綱領の士族の閩刑と程度を向ふして、謹慎に該る者は禁錮の十日乃至五十日、閉門に該る者は禁錮の六十日乃至百日、原禁錮に該る者は前同様の禁錮、邊戍一二三等は従前通りに五年七年十年其上の終身邊戍が終身禁錮と變はつた、其處刑方法は従前の禁錮と略同しで其の條文は

凡禁錮ハ一室内ニ鎖錮セシメ外人ニ接見通信スルコ

止メ徒以上ハ仍ホ本刑ヲ加フ、罪科未タ定ラザル者ハ監倉ニ入レ庶人ト別異ス、卒モ亦之ニ準ス

これが士族の罪犯に對する刑罰であつて、謹慎といふのは、十日以上五十日までに分ち、邸宅に在て謹慎して外出せず外部の人と接見通信をすることは出来ぬ、病氣の節醫師を招き、近隣火事があつて自宅に延焼する虞ある時は消防又は避難することは差支ない、閉門は六十日以上百日であつて、邸宅の門扉を鎖し朝夕食事等に出入する外は下婢でも出入することは許されなかつた、病氣や火事の時は謹慎の場合と同じであつた禁錮は自宅内の一室に鎖して籠居するので其の外閉門の場合と同じであつた、それから邊戍は一身の功祿は追奪し、北海道に發遣して戍役に充てたのである、役限滿つれば其地の籍に編入するのであるが才能ある者は地方の吏役人となることを聽された、流刑や邊戍は一は内地郡邑から遠けると共に一は殖民を目的としたのであらうと思ふが、邊戍は其外に邊疆警備の任を負せたものと思はれる、これが後年屯田兵の制度の起る兆であつたのではなからうか、自裁は自ら屠腹して果てるので所謂切腹である、此の刑に處せられた者は世襲の俸祿は其の子孫に給せられたのである、斯様に士

トヲ聽サズ、若シ疾病アレバ醫ヲ延、及ヒ近隣火ヲ失シ邸宅ニ延焼セントスル時ハ防救遷移スルコトヲ聽ス、其才能用ユルニ堪ル者限滿ツレバ仍ホ收用スルコトヲ聽シ、限未タ滿ズシテ死亡スレバ即チ罪ヲ免ズ、其五年、七年、十年ニ該ル者功俸賞祿ノ一身ニ止ルハ追奪シ、終身ニ該ル者世祿ハ子孫ニ給ス之に依て視れば庶人の罰には懲役といふ刑名を付し士族の罰には禁錮の刑名を以て濫んだのであつた、庶人と士族と刑罰が異り執行法に差別のあることは依然として渝りはない、其の禁錮なる刑名は明治七年六月禁獄と改められたと司法省へ達せられ種で一般へ達せられた、其後明治十年に至て右第十三條は左の通り改正された、

第十三條 凡華士族罪ヲ犯ス者ハ禁錮ニ處ス、若シ

盜盜等ノ罪ヲ犯シ廉耻ヲ破ルコト甚シキ者ハ、除族シテ本刑ヲ加フ、罪科未タ定ラサル者ハ監倉ニ入レ平民ト別異ス

華士族の犯罪に關しては右の外に、庶人とは差別的待遇とした規定もあつた、又俸祿等に關しては明治九年八月布告で祿制が廢止されたから従て十年一月以降は刑罰法規中之に關係した廉は總て廢せられることに

なつた。

官吏の犯罪と科罰

官吏の公務上の犯罪に對しても華士族の法の如く、謹慎閉門といふやうな刑罰を課せられた、徒一年以上に該る罪を犯した者は官一等を降し二年以上を犯す者は官二等を降すことになつて居た、公務以外の私罪を犯した場合も庶人と異つて笞杖に該る罪は謹慎閉門に處せられ、流刑以上は士族の法の如き課罰があつた、徒以上の罪を犯せば仍ほ本刑を加へられた、それから新律頒領では華族や勅奏任官の犯罪は事由を奏聞し聽許を得て推尚し更に適用條目を上請することになつて居たが、改定律令では事急率に出て、即時推問の必要あるときは、推問して後に奏請することになつた

僧侶の科罰其他

僧侶の犯罪に就ても、有官の僧侶は官吏の犯罪條目に從ひ、無官の僧侶は士族の犯罪條目に從つて處分され、戒律を破ること甚しき者、笞刑に該るものは還俗せしめ、徒以上になれば仍ほ本刑を加へ、罪科定らざる間は監倉に入れ、庶人と別異した、改定律令では僧侶でも寺職の者は士族の法に準し其他の僧侶は平民と同しく科罰されることになつた、

それから婦女の犯罪、七十歳以上の祖父母父母を有する者の犯罪など、今日の刑罰法規より餘程異つた點が多かつた。

明治初年の獄制

明治二年十二月に刑部省に囚獄司を設けて獄制統一の端を拓き、三年に新律綱領を頒布して徒刑の制を定め各府藩縣に徒場を設けた、然るに興廢の甚しかつた維新の際のことであるから、明治四年に刑部省を廢して司法省を置き、囚獄司を之に隸屬せしめたが幾干もなく囚獄司を廢し、囚獄の事は地方藩廳をして之を管理せしむることとした、明治の初年には府縣に聽訟課といふのがあつて聽訟斷獄の事を掌らしめたのである、維新當時は文物制度の上に急激の變革があつた際であるから、獄制改革の上も多大の苦心があつたであらうが爲政者は能く時勢を洞察して、一步々々文明の實を擧げることゝ意を凝らされたことが窺はれる、當時の行刑法規であつた「徒場制規」の一節に

一、徒期満ちて後有籍の者は各自の生業を營むは勿論無籍の者と雖も優恤の處置あるに付宜しく惡意を改め善事に遷るを旨とすへし

二、期限内は辛勞の作業を命ずるも懲罰中なれば其命に背くへからざるは勿論滿期放免の時に至て生業の資金多からんことを冀望し命ずるところの作業を勉強すへし

とありて先づ無爲徒食の有害なるを諭し、釋放後生業の途に就くことを獎勵してある、其の上精神修養に關しては神儒佛各派の師を聘して教誨を施し、又必要ありと認むる者には、教育を授けた、即ち作業の餘暇を以て習字讀書の課業に勉めしめた、これは實に舊幕時代の牢屋氣分からストツト筆頭に抜け出たやうに思はれる、此の教誨教育の趣旨目的は今猶繼承して來て居るのみならず更に擴張されて居る、當時の「學舍定期」の一節に曰く

一 教授所に入る者は博文多識を求めず只管放心を求むる一端を得んことを欲すへきこと

一 凡て役使の餘暇を以て文を學び人倫五常の道を厚く心得ることを緊要とし總て行有餘力則以學文の意を體認すへきこと

舊幕時代江戸小傳馬町に在つた監獄は設備萬端不整頓で不規律であつた事は更に繰返し述べるまでもないが、其野蠻極まる弊習から脱却して、以上の趣旨目的

を鮮明にするに至つたのは大覺醒大英斷と謂ふべきであらうと思ふ、茲に舊時小傳馬町の牢屋の内部を一寸御紹介する爲めに、明治二十一年五月大日本監獄協會雜誌第一號に眞木喬氏(同氏は當時内務省監獄課の屬僚であつた)からの通信の一節を掲げると

舊政府の監獄は小傳馬町にありしを本署とす、而して其構造は外部より獄に至るまで、三重の土塼を以て獄の防ぎと爲し、内室(第三の土塼を云ふ)の裡に數棟の獄を築く、其獄は多く暗黒にして、天日の光を見る甚だ稀にして、殊に大氣の流通の如きは固より措て問はず、之を形容して云はゞ穴藏と云ふも可ならんか、罪囚は未決已決の差別なく齊しくまづ無宿の大牢に投じ、而して本牢に入る其本牢に入るや、夫の牢名主及、隅の隱居など重罪犯の者等自ら十二人の役人と稱し、獄中の糞を奪ひ、堆積し、之に高座す新入の罪囚至ればきめ版なる物を以て之を毆打す、其輕重は持參金の多寡と衣服の美惡とに依て差あり、蓋し夫の十二人の役人なる者取て以て自己を利する有ればなり、獄中に於て公然追刺を爲す其規律なき思ふべし

次に「しやべり」「詰のをしへ」「疊仕置」「疊の端に坐せしむる言渡」といふやうな牢名主とか、隅の隱居とかいふ親分株の囚人が勝手に定めた規則や制裁で新入者を虐待した事を陳べて、通信の末尾に

以上の如くにして新入の罪囚に疊を許す、然れども一疊に六人以上を置くなれば其の窮屈なること恰も大入りの寄席の如し、然し多額の土産金を持参すれば半名主若しくは十二人の役人等己が堆積して坐する疊を撤して之を與へ悠々居らしむるものとせり、此れ俗語に所謂地獄の沙汰も金次第なるものなり、而して此の囚人は多く未決人にして其の待遇は前のしやべりに於て寛猛の差別なきは略ぼ想像せらるゝ、所殊に奉行所は僅か南北の二ヶ所なれば其の裁判を下すに悠々として區々なる一獄も大抵一年以上経過するか故に其の間囚人の身に及ぶ艱難は如何ばかり歟(中略)偶々病弱に罹れば淺草若しくは品川の溜に送遣せられ病弱に對するが如き治療を受け且病弱未だ平癒せざるに拘はらず奉行所の招喚あれば土を荷ふもつこ若くはをだてに助けられ頑鈍無智の非人に擔がれ用捨なく動搖せられて奉行所に至る、其の慘憺たる有様は舊天地の人は往々目撃して酸鼻に勝へざりし所なりき

幕政時代の處遇は大體右のやうであつたかと想像せられる、それが王政復古と同時に急速な改革となつたのである。

明治五年の監獄則 それから明治五年十一月廿九日太政官達を以て監獄則及監獄則圖式を定めて全國に頒布せられた、同監獄則は章節を分て、緒言、綱領と綱領を分て七とし、興造、繫獄、懲役、疾病附死

獄トハ何ゾ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ

獄ハ人ヲ仁愛スル所ニシテ人ヲ慘虐スル者ニアラス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スルモノニアラス刑ヲ用フルハ巴ムヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ體シ罪囚ヲ遇スヘシ刑罰の特神、獄制の根本義を示されたものである、併し行刑の實際から觀れば非常に寛大になつたといふ非難攻撃もあつたのであるが、一は士人と庶民とに依り刑罰及其處遇に差別を置いた思想が未だ其跡を絶つに至らなかつた過渡期であつたから當時の事情として已むを得ない取扱振もあつたであらう又感化院制度に似て非なる懲治監なるものあり又獄外便利の地に官役場と稱するものを設ける等の規定もあつたから多少の非難攻撃は免れなかつたであらうと思ふ、

懲治監には二十歳以下の者にして、懲役刑満期に至り改役せざるもの或は貧窮養生の計なく再び悪意を挟む處ある者は獄司之を懇諭して長く此監に留め置きて養生の業を勵ませる、二十歳以上の者でも逆意殺心を挾む者は裁判官に告げて尙此懲治監に留めることが出来た、平民の子弟不良なる者あれば請に依て此監に入

亡、處刑、官員、雜則と随分巨細に涉つて規定せられた、併し當時各府縣の地方監獄は寺院とか倉庫とかの古い建物を以て之に充てたもので間に合せの構造に過ぎないのと經濟其の他の關係で、全國一齊に此の監獄則で統一し難い事情もあるので、先づ東京府下に一の監獄を建築し他府縣は其の結構に則り漸次に造築する計畫を樹てた、それで各地方の監獄は監獄則中の禁囚處遇及懲役に關する事項だけを施行し其餘の規定は追ひ々々施行する方針であつた、此の方針で滞りなく進出したならば我刑政はモット著しい進歩であつたらうと思はれるが惜しい哉、翌六年四月に至つて各府縣に命達して前年施行方を命じた禁囚處遇及懲役方をも差止めて、當分の間從前通り取扱を爲すへしと命じた、此に於て興造は勿論其他の獄制を統一せんとした計畫は中絶したのである、是れ固より種々困難の事情もあつたであらう、又追て更に完全なるものを施行しやうといふやうな事由もあつたであらうが、行刑事業進歩の鼻先きを折られたやうに思はれる、それで或點に於ては遺憾であるが行刑の精神は闡明された事になつて獄制の上に改良の導火線となつたことは疑ない、同監獄則の緒言に、

れることを聽したのである、官役場は尋常民舎で周圍に垣牆を設け蔬菜の播種、牛豚の飼養及之に付屬した業に就かせるので極めて寛裕であつた、懲役囚の執行方法は階級制に依つて五等に分ち、有罪の判決確定すれば、先づ重鎖を着け、五等役に就かしめる、一百日を経れば輕鎖を着け四等に進める、三等に進めば兩鎖を着し、二等は片鎖、一等に進めば全く戒具を脱するのであつた、次に監獄の官吏傭人には、獄司一名、副司一名、書記三名、醫師三名、教師(男女)適宜、丁長適宜、女監長(女)一名、守卒適宜、授業師(男女)適宜、獄丁適宜、下男適宜、となつて、此等役員の選任、職務、休暇それから「丁長は五丁の長たり一丁十囚を管す之を一連と名く」といふやうな拘禁人員と戒護吏との割合まで規定してあつた、

要するに五年の監獄則は殆ど施行されず中止されたのであるから精しく説明するにも及ぶまいが、なか々巨細に涉つて居た、中にも「病囚は諸事優遇すへし飲食の如きも醫禁せざる所は嗜好に従て之を與ふ若し獄司怠りて醫言に従はず因て死に至るものあれば罪獄司に歸す」といふに至ては恐入つた、

刑務作業の個性的に就て

山中 諦 演

近時刑務所に於て作業が重要視せられ來つたことは眞に慶賀せらるべきことである、尤も近時に至つて此事が發起したものではない。

由來刑務所に於ての作業は聯想的な關係に始終せられ來つたもので、何時の時代でも作業は課せられてゐたものである。然し其の課せらるべき觀念に於ては其間に大きな差異を認むることが來る、昔時のそれは全一種の因果關係に始終せられて、作業は犯罪と云ふ因子の上に於ての因果應報の上の一種の苦痛を生ぜしむべき方法として課せられたものであることは今更の如くいふ迄もない。それと同時に今時の作業が又刑罰の觀念の變遷と共に其の意味と内容に於て格段差異を有することも勿論である、即ち其作業も亦彼等の社會

るが吾人は刑務所をして或種の工場化することの理論と實際との上に全然首肯するものではない従つて前述の分類も作業を中心に分類するものであつて此れのみで完全且つ充分であるとは考ふることが出来ない、各々根底に特殊の精神的欠陥を保有することは看過すことを得ないこと勿論である。

如上三つの場合に於て最も悲惨にして且つ同情すべきものは即ち第一の場合と第二の場合とである、

刑務所に於ての作業が其の全体としての能率換言すれば國家經濟上よりのみ論及せられ收と支とが少くとも自給たるべきことを本來の目的とし又此れが當然である等考思する人々は今日に於ては恐らく此れを見受けることは出来ないだらふが能率がかかる意味と觀念に於て論ぜらるべきものでないことは勿論であらふ。

少くとも國家刑政の上より爲さるべき當然の事と、近時の社會通念とよりして行刑は累犯の防止、進んでは犯罪其者をさへ絶滅し所謂罪無き社會を企念すべきであらふ。

若し第一項に於ての場合たとひ小人にしる大人にしる食へないといふことの恐ろしさが如何に深刻なものであるかは自明の事であつてそれが社會的環境に起因

復讐の必要上職業訓練といふ根本的なものゝ上に其の意味と觀念とを有せしめられ來つたのである。

此の根本的な作業賦課の觀念からして大要次の如く受刑者を作業中心に分類し得ると思ふ。尤も此れのみで足りるとは考思されぬが少くとも分類することが當然であると思考するものである。

一、全然生活に資成すべき特種の技能を保有せざる者。

二、特種の技能は此を保有するも就職の道なき者

三、特種の技能並に就職すべき手筈はあるも全然勞働の意志を欠く者。

如上何れの場合にも該當する者を認容するものである。其の何れの場合に於ても彼等の意志の上に於ては欠くる程度の大小はあるも全く思念の健全なるものと考思することは出来ないこと勿論である、此に教誨の存在の意味は悲しいかな確立せらるることは當然であらふ。上述の三つの場合の何れか一つ或は二つ乃至三つを包含する場合かの何れかに犯罪(初犯累犯)の原由を求むることが出来ることは自ら明であらふ。此には特に作業を中心として論成せんとするものであるから勞ひ作業本位觀念の濃厚となるべきことは當然であ

せるものでも亦單なる己れ自らの所作であつても亦兩者の互成による場合であつても悲惨なものである。

此の項に屬すべしきものは社會事業系統の所謂授産場の任務であると抛棄することは今日の社會状態としては不可能である、社會分化は當然此の種の者を社會事業系統のものとして包含すべき運命には屬してゐるのであらふが累犯防止の基本觀念から此の種の者には當然相當なる個性的作業の賦果を必要とするものである、此に個性的といふのは其の容休の現在の環境及び能力と尙將來彼の此事に堪へ得べき可能は勿論其の能力も亦此れが至成に關して困難を感じざる迄の意味を含有せしむるものである。

例へば資本を要すべき職業、特殊の手筈を必要とすべき職業、其他彼の今日の狀態が將來に持ち越し得べからざる職業は避くべきである、特に地方的特色が加味せらるべきだと思ふ、例へば神戸に於けるマツチ。大阪に於けるメリヤス等の如きものがそれである。

第二の場合に該當すべき者此れ亦社會事業系統に屬すべきもので換言すれば司法保護の部屬である、三つの場合を通じて見る現象であるが此の種の者に特に次の如き傾向を見ることは何を意味してゐるものであら

ふ類、彼等は實際上改心と改善といふことを所謂自ら以て止むに止まれぬとする程度に止めてゐることである。換言すれば釋放時に於ての賞與金は彼の自由となるべき金として可成り長い間報ひられた慰藉の資である。

此の賞與金の有る間は彼は所謂改心してゐるのである。然し中には此の間可成り面目に此を資本として何等の商賣を初むるものもあるであらふ、然し累犯者の殆んど總てはそんな人達ではない、そんな心掛の好い連中は累犯にも陥らぬものではあらふ、とにかく累犯者の上から考へるならば彼等の改心は賞與金の無くなる迄即ち食へなくなる迄で食へなくなるのを待つて食へないとなると取つておきの奥の手を出すのを普通としてゐる。

刑務所に入りた爲に放火をしたといふ事實を聞いた悲惨であると同時に國家の耻辱であることを如實に示してゐる、此んな連中こそ國家刑政上では最も危険率の高いものである、何となれば彼は刑務所生活の経験者として自信を保有してゐるからである、此の意味に於て此の種に屬するものは司法保護事業家並びに方面委員等の可及的努力を企念するの必要がある、更に

簡單なる作業を適當とし詐偽的道德律に反するが如き作業は避くべく變化に富む作業を適當とし特に此れが個性的といふ点よりして手工作業を最も適當とするものである。

何となれば此れが販賣せらるべき方法さへあれば就業といふ一つの最も困難なるべき手續を必要とせないからである。如上の点よりして大組織よりなる機械作業には相當の欠点を見出すものである、所謂作業成績上の能率は顯著なるべきも當然此れが持つべき意味上の能率は低下するのである。又彼等の殆んど總てが在來の慣習上一般に智的に生理的に並に心理的に見出さるべき缺陷を見越して込み入れる作業は避くべきであらふ。少年刑務所に於て特に然りと思ふ。

更に從來彼等が持ち越したる職業は參酌せらるべきは勿論で理髮師の機械や、文選職工の土方等は賞すべきことでないと思ふ、屑屋のボロの修理、眞纒ヨリ等こそ望まじきことである。又彼等の社會復版の必要上官司業には相當已上の効果を認むるものであらふが賛成出来ないものである、何となればそれが全体としての上には前述の如く能率は顯著であり且つ又請負作業に於ての如く時價の變動其他の不便に於て除去せらる

つとも積極的に彼等の有する技能を變更することなく習熟せしめ可及的に就職の道が構せらるべきである。此れなしでは佛造つて魂入れずの嫌があるのである此の項中には正しく刑余の不信用といふものが包含さるべきものであらふ。

第三項に該當すべきものは勞働の意志を欠く者即ち犯由としては懶惰に相當すべきものである。此等は特殊の施設による一劃の下に勞働意志の確立と勞働慣習の養成とが企畫さるべきである。

如上の三者を包含するものか今日の刑務所であると思ふ。此事がやがて此の問題が簡單に片付かぬ所謂である。

上述の三者が合體的に分類せられ得ることが必要であると思ふ。此の事は長期の刑務所に於てはさまで困難なく出來得ること、考へる、かく作業中心に考へるならば第一項に屬するものは一團として勞働學校か投産場風にも出來得ると思ふ、第二種の者も亦習熟勞働として意義がある。第三種のものも亦各々前二者と共に主として何れを重とすべきかを自から明らかにする点に於て效果の存すべきことを知るものである。

更に全般を通じて情操の点より論ずるならば既に

べからんも彼等の社會復版の後に於ての作業には殆んど交渉を見ることが出來ないからである、社會復版といふことに全然見限りを付けて一種の工場として其の全體としての能率のみ此れ企念するのみならば官司業もよからふ、更に進んで官公の工場と化せしむることも當れるものであらふ、然し官公の工場でなく彼等の社會復版とふことが其の根本的な目的であり此に資成すべき作業賦課であるならば其の本旨に添ふべきことは當然であらふ。

更に進んで委託の當事者との間に契約迄が締結せられやがて社會復版の上に於ても此の事の上に相當の便宜が與へられ得れば一段の妙ではなからふか、
項日刑務作業品々評會の席上で各専門家が同音に刑務作業品の夜と巧に拙なるもの、あることを述べられてゐる、此の事は一般刑務所に於て作業成績計算の上にはなからふか、質が重せらるべき製品に於ては質が点数に加算さるべき大きな理由を有するものである、特に或る特定の製品の本質的なものが其量に於けるよりも質にこそ有する場合に於て殊に然りと感ぜらるるものである。

最後に作業の賞與金が恩惠的なものか作業に對しての賃銀として要求せらるべき性質のものか吾人は此れが性質を判然と認識せねいものであるが今日迄の智識では前者に屬すべきものと思ふ其の何れにしても勞役が其の處遇に於て懲役に準せらるべきものなりとの法規上よりして罰金刑なるべきものの換刑としての勞役が六ヶ月已上となると賞與を計算することは其の解釋に苦しむものである。

上來作業に關して此を論成したものであるが此を要するに刑務作業は個性的なるを以て其の本旨として行使せらるべくかくて教誨の思念と相依相成せらるべき性質のものであると思ふものである。(完)

受刑者の觀たる一米國刑務所 (その五)

堤

隆

このほど、新にひらけた山奥の、そのまた奥のその竹の柱に茅の屋根つてなところへ、家をもつたのが、久方ぶりに都懸しとてきたのをつかまへて
「どうだ、そつちの様子は何？」
ときけば
「いや、思つたよりも、一そうひらけてゐないことお話にならない。一步、家を踏み出すと、はう／＼たる草原で、狐や狸が一ぱいゐるがその狐狸のやつらが、また、どうも一向にひらけてなくて情ない」
といふに
「おい／＼、狐や狸にひらけてるとひらけてないのとがあるのか」
と問ひ返したら
「あるとも。第一、おれたちの方の狐は、人を化かすことさへしらない」

受刑者の教化

本刑務所に於ては別に受刑者の處分規定とも言ふべきものはない、前所長の時代には各人種を代表する委員があつて受刑者間に起る色々の問題を審理——陪審法廷の型に依つて處罰の大體を決した事もあつたが、現所長就任以來受刑者の處分一切は所長或は副所長の權限に專屬せしめた。而し長く囚人生活をやつてゐると「どれ位の犯則行為にはどれ位の處分」といふ事が自然に明瞭であるから、所長の事務室へ行く前に自分の受くべき處分の用意する位は當然の事である(下略)こゝに受刑者處分と相俟つて教化の必要が痛切に感ぜられる。本刑務所では人種と言語の複雑多様から統一の教化制度の實施は困難だが何とかして今少し精神的教化を進める方法を考慮する必要がある。囚人として此處に三年の時日を経過した私は自分一身に於ては相當の體験と得難い修養をした事を感謝するが、所長の所謂學校としての刑務所にはまだ／＼前途遼遠であると公言して憚らない。如何にも受刑者の所謂監獄生活に自由と慰安とを與へるといふ意味に於て本刑務所の如きは世界的に注目すべきものだらうが、先天的に

社會生活と相容れない特殊の人物のみを集めた刑務所に唯莫然と自由と慰安を與へたからつて教化などが行はれるものでない。最近世界の行刑制度が懲罰主義から教化主義へ移りつゝあるのは非常に喜ぶべき現象ではあるが、事實は刑法學者が制度の上にこれを加味せんとし、行刑官吏が受刑者取扱上に一種の新味を誇らんとするに止つて、依然教化の全責任を宗教家の手に一任せんとする現狀に變化のなものは如何か。幸に行刑官吏中に出色の人材があつて眞に受刑者の父として教化の實を擧げる二三の特例は必ずしも現代のみに限らず何れの時代何れの國家にも存在したのである。社會の進歩に伴うて犯罪が益々科學的組織的に行はれんとし、米國の如きは年額百億に近き損害を見つゝあるの實際に惹いて受刑者即ち罪の張本人、刑務所即ち犯罪の本據に對する問題が餘りに無造作無批判に着過され過ぎてはゐないか。

「罪を犯すような奴等はふん縛つて牢屋へ叩き込めばよい一度刑に觸れたような者は前科者として生涯世の中から排斥したらよい」

とは世の所謂受刑者觀だらうが、我々受刑者は言ふ「全体今の世の何人が眞に罪なしと公言し得るか、耶蘇在世

の時すら森羅に石打つ者がなかつたといふ、況んや末法亂の現世に誰が如何なる權威を以て自分達を罪したのか」
と。實際刑務所生活の苦痛は之れになれる迄の期間で一度なれてしまへば世人の考へるようなものではないから、將來の社會と行刑當事者は受刑者の精神的方面に深刻の考慮を拂ふ必要があらう。私は他日機會を得て「教育學徒の見たる受刑者生活」と題し、主として本問題を研究したいと思つて居る。

刑の減免及び假出獄

日本では憲法第十七條によつて刑の減免は明かに天皇の大權に屬することが規定され、刑法第十三章に加減例が明示されてある。米國に於ても合衆國法による受刑者の特赦減刑は大統領の權限に屬し、洲縣法の犯罪者に對しては洲縣知事が特赦減刑を行つてゐる。所が米國では一般に刑の定期減刑制度が行はれ、特に極めて容易に假出獄が許されてゐる、今その大要を擧げると、

一、宣告猶豫 これは日本の執行猶豫に相當するものだが、裁判長が情狀を酌量して普通十三ヶ月を期間として宣告を猶豫してゐる。其の猶豫期間内に再び犯行爲がなければ本人は

全々刑を受けなかつた事になるので、その結果並に宣告猶豫を受くべき罪狀等は大体日本の執行猶豫と變りはない、但しこれが随分廣い範圍に又容易に行はれつゝある事は日本の比ではあるまい。宣告猶豫期間中に再び犯罪行爲があれば檢事局の意によつて前の犯罪を法廷に上す事もあり、又その儘にされる事もある、但し檢事はその審理及び論告中に前犯罪を引用高調することは勿論であるから陪審法廷に於ける本人の立場は前科者と同様である。

二、年齢及び自首 米國の刑法年齢は十八歳である、

十八歳以下の犯罪者は少年裁判所の審理を受け感化院へ送られる。但し感化院で到底感化の及ばない者は適宜刑務所へ委託監禁してゐる。未だ戸籍の整理出來ない米國では別に年齢を確定する何ものもないから本人の法廷に於ける申立によつて多少の差異は免れない、従つて此の年齢制限が正確に行はれてゐるとは斷言の限りでない、現に不良青年で「感化院へ行つてもよいが刑務所の方が友達もあり刑期も短かいから」などいふ連中を私は度々見受けた。

更に米國では自首による減刑が甚だしく稀端である犯人檢舉の困難な同柄として止むを得ない事だらうが殺人罪でない限り自首すると同時に他人の犯罪を密告しその證人となれば大概は不起訴の取扱を受け、よし刑を宣告されても一日とか六時間と

かいふような所で許して貰へるから滑稽である。だから肝心の張本人は自働車を乗り廻して相棒選計りが臭い飯を食ふのは常に有り勝ちの事、茲に所謂罪のあばき合ひも行はれれば例の殺人圖の必要もある。

三、定期減刑 これは米國刑法に定められた刑期三分の一減刑制度の適用である。各州縣は大体合衆國制度に準じ殆んど同様の規定により同様の取扱ひをしてゐる。法文には各國の減刑條項と同じく「改悔」とか「善良」とか嚴めしい字句が並べてあるが實は暗室監禁さへ受けなければ普通監禁の一度や二度は見通してこの特典否常例を受けるのである。それは多少の例外はあるが大體次の標準によつて減刑されるのである。

刑 期 減利率 標準在監期

五ヶ月以下 ナシ 宣告刑期

六ヶ月以上 月五日 五ヶ月以上

一ヶ年以下 全上 十ヶ月以下

一ヶ年以上 日六日 九ヶ月十四日以上

三ヶ年以上 月七日 二ヶ年三ヶ月二十三日以上

五ヶ年以上 月八日 三ヶ年六ヶ月以上

七ヶ年以上 月九日 四ヶ年十一ヶ月以上

十ヶ年以上 月十日 六ヶ年八ヶ月以上

十五ヶ年以上 全上 十ヶ年

二十年以上修身刑

約十ヶ年にて特赦

以上の通り定期に減刑されるので既に入獄の當日にこの減刑日數を差引いて在監期が計上される次第である。

四、假出獄 合衆國法の受刑者は刑期の三分の一を経過すれば假出獄の請願が出来る。而しこれは各地方の合衆國行刑委員會(布哇では所長副高等警部及び刑務所醫の三名)の推薦と、當該檢事局の推薦とを參考として合衆國行刑委員會から檢事局長に申告し、大統領の名によつて行はれるので稍々困難であり相當の時日を要するからよし特典を與へられても實際は三分の二以上在監するのが普通である。

五、布哇縣假出獄制度 これは布哇縣の法規で必ずしも米國各地に共通ではない。それは法律から宣告までが既に漸くなつてあるので、假へば一等強盜罪には二十年以下の苦役一等共謀罪には十年以下の苦役、といふように各犯罪に刑の宣告期間が極めて廣く定めてある。この法律によつて裁判官は「何年以上何年以下」と宣告をする。最も甚だしいのは強盜罪で「五年以上五十年」といふ宣告を受けた連中がある。如何にも現在二十歳としても刑の滿了する時には七十の老人だから強盜の心配は「あるまい」と世人は笑つてゐる位である。

扱以上の判決を受けた受刑者は當然その最短期間を刑務所に過ぎなくてはならない。勿論それに相應した定期刑は

あるので、例へば一年以上二十年の宣告を受ければその最長宣告一ヶ月から減刑二ヶ月を差引いた十ヶ月が法定服役期間である。この期間中は特赦減刑命令が出ない限り服役せなくてはならない。

次にこの最長宣告期が終ると所長は本人の性行記録を添へてこれを刑務所委員会に報告する、別に暗室の處罰もなく普通の性狀であれば委員会は知事に假出獄の推薦をし、知事は他の方面から故障申出のない限り本人に假出獄を許すのである。するとその殘餘刑期即ち最長宣告期が即ち本人の假出獄期間で勿論定期減刑制度はこれにも適用されるが本刑の二倍三倍時には十倍といふような刑期がついて廻る、但し本人が假出獄後一ヶ年以上善良なる市民生活をすれば知事は夫々關係官廳の推薦によつて全赦免をする規定もあるがそれには手續が必要である。

假出獄中の受刑者は刑務所委員会の決定によつて何時でも歸獄させられるので、逮捕裁判宣告などいふ常人の有所する憲法上の權利すら監獄委員會の決定の前には如何ともする事が出来ない。普通は再犯の事實が明瞭でない限り委員會の決議は見ない譯だが時と場合には随分無理な再發獄が行はれる。

假出獄中の受刑者は月一回宛自分の生活狀態を所長に報告する義務がある、其他は日本の監視と制度上大同小異であるが實際は黙つて暮してさへ居ればよい、市民権等の上にも相當面倒

た受刑を惡運と觀念するのは當然である。而會人も受刑者も唯惡運の一言で凡てを評し盡してゐるのは注目しに値する。

二、米國人は刑を受ける事を借金なしだと思つてゐる。法を犯すといふ事は彼等の頭では借金であり刑を受ける事はその借金を返す事である。だから善惡不正の判斷よりも利害損得が先である。彼等の悔悟はあつたらぬ「本當に損をした」以上には進まない、彼等が「私は服罪する」といふ事は「入獄が利益だ」とか或は「私は金がありません」といふ換言葉である私は東洋人の多數からは「俺が悪い事をしたから」と聞いたが西洋人の一人からも「悪い」といふ言葉を聞かなかつたのみならず折にふれて「悪い事をしたのだ」と言ふと彼等は必ず「悪いのは運だ、俺達悪いのぢやない」と言ひ、「借金さへ拂つたら綺麗なものだ」と抗議された。加之私は米人の所謂紳士が如何に彼等を見てゐるかの實際に觸れて眞に借金なしの觀念の餘りに深いのに驚いた。

三、米人は出獄者を常人として遇してゐる。

米國は自由の國、人權の國だから出獄者に對して故なく前科者と言へば直ちに名譽毀損の訴へを起す從つて今刑務所の門を出ても誰からも公然侮辱を受ける事は

な規定はあるが米國のは選舉毎に登録する制度だから知らぬ限り登録すれば誰か「假出獄」とか「前科者」とか摘發しない限り其儘で通つて行く。

六、特赦並に減刑 合衆國法に於ては大統領、州縣法に於ては州縣知事が特赦並に減刑を行ふ、これは普通請願によつて行はれるのでクリスマスには例年數人の特赦が行はれる、其他宗教上の祭日を期として特赦令が出るのが慣例である。但し一般的に特赦や減刑が行はれる事はない、彼のハーデック大統領が死んだ時でも別に大赦といふ聲は聞かなかつた。而し大統領が代つたり特に政權が他黨派へ移ると國事犯に類する社會的犯人は大抵釋放の機會を得る。而し何時如何なる場合にも特赦を受けるには有力なる市民の請願やら運動やらが内外表裏に必要である。更にその裏面には黄金の光である。

五 米國の刑に對する觀念

以上私は囚人の見た一米國刑務所を紹介したが最後米人の刑に對する觀念を附言したい。

一、米人は刑に服す事は惡運だと思つてゐる。法を犯す者の如何に多くして刑せらるゝ者の如何に少きかは米國の實際を知る人の等しく承認する事實である從つて彼等はその小數の一人として檢舉され、賭博に等しい陪審法廷を経て法文のクロスワード遊戲に引

ない、勿論前科を秘して就職すると他の理由で解職される事は往々あるが日本で受けるような一種の迫害を公然受けるような事は先づなからう。私は米國の前科を日本で氣にされた事はあるが彼地では問題にされた事はなかつた。現に知事と或る公會の席で會つて、

「お前は俺を出してくれて有難う」

と手を握つたら四方八方から

「三年居つたか、随分長かつたなあ……」

と手を出された事もある。大道の眞中で

「やあ、出たか監獄ぢや厄介かけたなあ……」

と飛んで来た前科者もあつた。之れを見聞した巡查も通行人も別に不思議な顔もせず笑つてゐる。但し東洋人は目を見張つて行くから不思議である。私は所謂前科者の無恥な態度如何と思ふが社會が一般に極めて平穩に出獄者を見るこの氣分は米人の一特徴だと思ふ。それで米國では囚囚保護の問題が比較的冷淡であるが我々前科者の身になると「保護」など、特殊扱ひするより普通の交際をしてくれるのがどれ程うれしいか。希くばこの小報告が多少でも日本行刑の上に參考ともなり吾々罪囚の上に何等かの好果を齎らさん事をこれ私が自ら囚人としてこの一篇を草した衷心からの祈願である。

終、(大正一五、二、七、)



欲と惑と苦

山岡萬之助

人間の生活に於て、欲より惑を生じ、惑より苦の結果を生ずることは事實である、人間社会に於て、諸因縁の進行が、生活條件に適合する場合、即ち自己の環境がその生存に一致する時は、快楽を生じ、之に反する場合は、快楽を生じ、之に反する場合は、然る感實生活の範囲、即ち経験界に於ては環境が、人の生存に一致せざる場合が相當多いのである、従つて人は其生活に於て、自己と環境との一致を欲求する事になるのである、欲心なるものは、人間の生活に伴

ふて存するものであつて、善き心を養はしめて、迷妄に到らぬに心を配つて、人間の心は、是に惑に陥つてゐる間は、到底その本性を發揮することは出来ぬ人は生存に於ける幾多の欲求に闘ひ、心の惑から解脫し、自由なる境界に立つことが最も肝要である。
而して解脫の道につき、棄欲を以て高尚なる生活に入らんとするものと、大いに奮闘努力して自己の意志力を發揚する事によりて、苦悶を断たんとするものがあるが、實生活に於ては積極的に活動する事によつて自由なる樂土を開拓することが、人類の生活を向上せしむる上に於て、適當なる事である、近時我々が思想界は、外來文化の影響を受け、兎角進取の氣象を放ぎ、徒らに享樂氣分に満ちて居つて刹那的なる現實主義に追従し、理想の下に努力を續けんとする元氣を消磨し居るか如き世相を示現してゐることは甚だ遺憾のことである。

善隣事業の精神

グラハム、テイロア

何處までも人は努力主義によつて欲より來る惑を斷ち愉快の生存を保つべきであるが、併し人間の力には限りあるものであつて自然に來る老衰又は死の如き此の世に於ては到底除き難き運命であつて、斯る苦悶を断つことは實生活の範圍では及び難いことである、茲に於てか經驗界を超越して唯一不二の絕對界に入り宗教の信念より差別を撤廢し苦樂一なりと觀念す。

外はない。
我々は先づ現實的又は觀念的に種々の苦痛を除去して、精神を清らかにし、心に曇りなき潔くして初めて今日も愉快である、所謂、日ハ是れ好日である。【宇宙】
らしめる。善隣事業にあつては上下とか、階級とか、黨派とか宗教とか、人種とかと云ふものはなく、これ等の差別觀念を超越してそれ等を融和に導かうとしてゐる。セントルメントは社會全体を對象として居るもので社會の全局に涉つての問題を取り上げることを主旨として居る

反復の犠牲になる人間

岡本鶴松

それは矯正若しくは改善と云ふ消極的なものである外、それは積極的に社會を形成せんとするこれ等の主旨や主義によつて、セントルメントは社會の感情や活動に影響を與へる。セントルメントの社會との接觸は一時的のもの偶然的のものでなく、永

久的なもの、漸進的のものである。セントルメントは社會事件を個別化して取扱ふものであつて、その他の範圍や事業では集團として取扱ふものをセントルメントにあつては個々としてそれを取扱ふにある。【共濟】
別に効能書も何もない。しかし吾人が幾百回、幾千回と「仁丹」の文字を見てゐる中に何だか仁丹が一番よい薬のやうな氣がしてこれを買ふやうになる。
昔江戸にある髪結床があつたこの床屋の主人は客の顔さへ見れば「やあ色男」といつた。客はお世辭にいられると知つてゐても髪結に行く度ごとに色男といはれるので遂に自分が本統に色男のやうな氣がして、ます／＼磨きをかけて床屋へ通つた。そしてその床屋は大繁昌をした

かゝ人間は反復に左右されるものであるから、この眞理を會得した者はこれらを善にも惡にも利用する。これを自分の利益に用ふことを自己宣傳といはせる。某々は偉いとも多人數にいはせる。その人は實際偉くなくとも世間では偉くしてしまふ。某々は上手な太夫だと多人數からいられると最初はさう思つてあなかつた者までもその太夫風にならう。

反復の犠牲になることは人間の大缺點である。人間がこの反復の犠牲にならないやうになるには確乎不投の信仰と何者にも左右されない嚴正なる批評眼を有しなければならぬ。社會を構成する各個人が皆この信仰と批評眼とを有し、宣傳に動かされなくなる時、始めて人間が理想の社會を建設し得る資格を具備するのである。この域に達しなれば社會の人間は衆愚である。この衆愚によつて造られる興亡はしばしば悲惨なる結果を來す事がある。
人間はその日常の生活に理性と情緒とをあはせて用ひなければならぬ。情緒のみを用ひて理性を等閑に附すと反復の犠牲になる。情緒をすて、理性のみを用ふれば物質的に偏して墮落する。物質文明と精神文明と並行しなければならぬ理由はこゝにある。【大阪朝日】

近時の世相に直面し

橋 純

「宋蒙の仁」といふ言葉がある。宋の襄公が楚と戦つたとき、楚の軍の陣列がまだ整はないうち、幾度か攻めかゝるべき好機

があつたが、襄公は参謀等の進言を斥け、敵の陣容の整ふのを待つて始めて戦つた。これで勝つては襄公もいふ男になれたわけだが、大敗したので喜劇的人物となつてしまつた。所謂「宋襄の仁」なる成語によつて、其の御めでたさを二千餘載の今日にまで嘔はれてゐる。然し私に言はせると、「小さん」の「猫八」の口吻を學んで「笑ふ貴様が可笑しいぞ」といひたい。宋襄の仁を嘲ふ心は、畢竟仁義も損の行かぬ程度にといふお利口な根性だ。少し誇張していへば、仁義を以て虎狼の野心をくらす招牌にした春秋時代の賢明さだ「飛ひたいがむごたらしいまねはしたくない。これは矛盾に違ひないが、かうゆう矛盾は誰しも人間として常に経験する事だ。『鯨は食たし命は惜しし』の俚諺が、此の人生悲痛の事實を最も簡明に語つてゐる。

今や個人の上ばかりではない我が國家も亦重大な矛盾に苦しんでゐる。此の矛盾の調和は爲政當局の一掃の調解や、高壓的な取締り位で應酬し得るものではない。今後相當長い間の國家の苦悶を味はねばならぬことは明らかである。

政黨政治の行詰り

オーストリアは戰前の人口六千萬から六百萬に減少し實にまびしいものだ、同國人は自分達はスラブ人でドイツと同人種であるから一國を形成して行くよりはドイツと合併しようといふ考が絶えず國民の胸中に働いてゐるポアンカレ氏が組織したやうだがこれがいつまで續くか甚だ疑問である、歐洲諸國は一帯に小黨分立で、國によつては二十に近い政黨があるがこの小黨分立は政黨を濫くする因である歐洲一般諸國では最近政黨政治は容易ならぬ難物であるとの觀念が深くイタリヤやオランダなどのやうに獨裁政治をやつて

奧國駐劄 赤塚公使

ある國以外でも政黨政治の弊を痛感してゐるところで感情の支配を受け易いフランス人の如きは獨裁政治など思ひもよらず、さりとて各政黨が一致するには利害の異なる情實が余りに多い、勞ひの赴くところあるひは支那以上の苦痛をなめなければならぬやうになりはせぬかと思ふ、財政的に苦しんでゐるのはフランスに限らず歐洲一般である戦後過度な左傾派がいちじるしく緩和にかりその代り各國とも極端に産業保護政策を採用してゐるため國際貿易が不振となり延いて財政の窮乏を來してゐる、不成熟だと雖も日本でも歐

事實ナリトモ去スベシ 大森 洪 太

私は先月陪審講演の爲、水戸市に出張したが、寸暇を利用して常盤神社内の書庫にある水戸義公の古文書數種を見させて貰ひたいと感心したとがある。言ふまでもなく天下の副將軍であつて、西山に隱居した後まで、全國に重きをなして居た義公は、天下の諸侯等に對し、絶大の實權を持つて居た時代のこととて義公の權威といへば、到底今日想像も出来ないほど偉大なるものであつたらう。

られてゐない。斯うしたらよからうと思ふが、どうであらうと、自分が斯うしたいやうに思ふが、しかし貴殿の自由にして貰ひたいといふやうに、實に奥床かしい感じがする書き方である。

決して命令的に出でず、従て高壓的文辭に至つては、固よりあるべき筈もない。

たかを覗ふに足る逸事であると思ふ。尤も私は、詳しく見た結果ではなく、單に數種の稿本を見つけたに過ぎないから、私一個の臆断に過ぎないかも知れぬが、義公が大日本史を單なる歴史と見るのみでなく、萬世に亘つて國民を善導する大文字としようとせられた覺悟があつたものかと推測される。【法律新聞】

一休和尚が、しなかつた髪を今の人間は、續々やつて居る。丸呑みにしてゐる賄賂なんかは悉く吐き出されて、元の金に戻らぬと思ふではないか。

食つた魚が泳ぎ出す

横山健堂

一休和尚は、魚を食つて吐き出せばまた元の魚になつて生き

るまい。奇術だとすれば、煮たる魚を生きた魚に戻すくらゐは何

佛日、昭々として天に在り食つた魚を吐き出して、それが元の生きた魚に戻る者は、佛國を受けるのである。【禪の生活】

るのを見せると言つて、多くの人を集めた、これは和尚が、人を食つた話で、集まつた人たちは、皆食はれてゐる。和尚は、そこに集まらぬ世間の人たちを、皆食つてゐる。

和尙は、とつて煮た魚を吐き出さなかつた。吐いても出ぬから、若かず愚僧の糞になれつと、一喝、引尋をわたして、群集をアツといはせたのである。本来、糞にして出すよりも、吐き出す方が、手續が簡單であ

る。しかも、それを生きた魚に戻すのが、もつとも簡單で平易である。だれでもできることだ。大和尚は、特に六つかしい方をやつて見せたのである。

人の長となるにはあまり敏感な頭腦の持主はなれない。能く聞くに努め其多數意見の一つ一つに洞察を下し統一を見出し大衆を統理するにある。(曉山健)

修養
講座

其職を樂しむ

貴族院議員

永田秀次郎氏談

隣り畑の林檎

誰しも自分の職業になると如何にも苦勞が多くて、さうして此苦勞の多い苦しみの中に世間が尊敬して呉れない又報酬も多くないと云ふ風に思ふ。又外の人の職業を見ると如何にもぼろい商賣のやうに見えて面白可笑しく笑つて居る中に収入も澤山あれば世間の尊敬も受けるといふやうに人の仕事が見えるのである恰も隣の畑の林檎が赤くなつて居るやうに見えると同じで、自分の手に取つて見ると一向赤くないのである。それと同じやうに人の仕事となつて居る時には如何にも面白さうに見えてゐるが、それを自分の仕事として見ると一向に面白くないのである中々苦しい事が多いと云ふことが初めて分る。何故斯う云ふ風に自分の仕事になれば苦しくなり、人の仕事は面白さうに見えるかと云ふと、何事でも局外から見ると其事柄の明るい方面だけが目立って暗い方面が見えぬ、一軒の家に譬

へて見れば外の人は表玄関と表座敷を知つて居るだけである、併しながら其中に自分が住居をするとなると、表玄関や表座敷ばかりでは住居が出来ない、で必ず臺所もあれば便所もある物置もあれば下水もある。といふ工合に汚い所や見慣れない所がなければ一軒の家ではない。さういふ風に人の仕事であると表座敷しか見えないけれども、是が自分の仕事になると、便所や下水が見えるといふ理窟で、明るい方面も暗い方面も両方共見なければならぬのであるから、人の仕事は綺麗に見えるが自分の仕事となると中々さうぼろい商賣といふものは何處に行つてもないといふ事が分るのである。それであるから昔の歌に斯ういふのがある。

一と筋に心定めよ濱千鳥

何れの浦も波風の立つ

と、これは一寸聞いても分ると思ふ、何處の濱にいつても、何處の浦に行つても波風は立つものである。此濱は波風が立つて嫌だ嫌だと言つて、若し千鳥が波風を逃げて居たならば自分の住居する浦はない、それであるから一と筋に心を定め自分は此處に住むと決心せなければならぬといふ教へである。それであるから人間の職業もあの職が宜いだらう、此の職が宜いだらうといふても、さうぼろい商賣はないからして、現在の自分のやつて居る仕事を後生大切にやる必要があると思ふのである。

さつぼう

彦根刑務支所

彦根區裁判所境内に移轉、敷地約七十坪の中に平家建、監守詰所一居房八、専ら刑事被告人を收容する十日頃竣成(京都日出)

無料で相談にのる

心洗義會は夜警團並刑除者保護の外に今度更に人事相談部を設けることとなりその宣傳ビラに「犯罪を犯さねばならないまでの深い悩みを持つ人は遠慮なくお出でなさい無料で相談にのつてあげます」と(神戸新聞)

刑務所の花園

新義州刑務所内の空地には埃防ぎに蔬菜類の耕作、草花の栽培をやつて居るが、この草花満開に付一般にも觀覽せしめる(滿洲日々)

司法研究第二部

八月二日から十月三十一日迄開催される研究員各自の研究事項は左の通り

▽主意的論理に就て▽小作爭議に關する研究▽犯人の懸賞捜査に關する理論及實際▽我信審法に依る公判手續に陪審員に對する説示に就て▽無政府主義者に對する刑事上の處分▽我國に於ける少年不良化の原因に關する統計的研究▽港灣犯罪の研究▽刑事に關する法制▽香具師に關する研究▽新民事訴訟法に於ける職權に依る證據調と立證責任との關係▽犯罪捜査に關する學理的考察▽改正民事訴訟法の運用に關する準備手續に關する研究▽水に就ての法律上の考察▽刑事海外事件並領事館管轄刑事事件の取扱に關する調査▽假の地位を定むる假違分の研究▽入會權の研究▽進化犯罪の研究▽陪審

その喜劇役者

會て西洋に斯う云ふやうな話がある、アパネシーと云ふ有名な醫者があつた。その醫者の處に一人の神經衰弱の患者が診察をして貰ひに來た、その博士が神經衰弱の患者を診察して云ふにあなたの病氣は藥など要らぬグリマルジの滑稽劇でも見て笑つて居れば自然癒ると斯ういふた、此のグリマルジの喜劇と言へば日本の丁度會我廬家一座の喜劇でも見て笑つて居れば藥などは要らないと云ふのである。所が其の患者は吃驚して、喜劇役者のグリマルジは私である私が會我廬家である、即ち喜劇役者が神經衰弱になつて診察を受けに來たのである、それで流石の名醫の博士も全く吃驚して空いた口が塞がらなかつたさうであるが、日本で喜劇をやつて居る會我廬家五郎や五九郎が神經衰弱であるかないかは知らぬが、併しながら若しも世間の人が喜劇をやつて居る人は噓かし一生一代面白可笑しくして愉快な事ばかりであらうと思ふのはそれは間違つて居る。自分の仕事となれば必ずや喜劇役者と雖も非常に苦しい事もあらうした、厭なこともあらう、西洋で有名なモリエールといふ喜劇作者があるが、此モリエールといふ人は又有名な憂鬱病者であつた、憂鬱病者が有名なる喜劇の作者であつたことは顯著な事實で、是れが外から見ると如何にも面白いだらうと思ふ事が、其の人になつて見ると面白くないといふ一の證據である、笑話のやうであるが、決して世の中には人の事を唯々美むと云ふ事の必要は餘りにないであらうと私は思ふ、人の事

を申しては洵に相濟まぬが、私の一寸聞いた所文で考てへ見ても、政友會の總裁であり、一國の總理大臣であつた原敬氏の御息は政治家になるのは嫌だといふ事を聞いて居る、又前に一度總理大臣をせられた高橋是清氏の御息も政治家になるのが嫌だといふ、一寸考へると一國の總理大臣となつて多くの人から持囃される事は誰でも好みさうに思ふ、殊に其の人の子供と生れては親のする事が宜いやうに思はれさうだと一寸思ふ、それにも拘らず揃ひも揃つて是等の御息が、政治家になるのは嫌だ嫌だといふのは何であるか、私はその事柄に就て非常なる味ひのある教訓を見る事が出来ると思ふのである、それは何故斯う云う結果が起るか、私にもつと詳しく説明しろと言はるゝならば、是れは一寸御遠慮する、先づ此邊が言はぬが花であると思ふ、私などのやうなものでも私の是まで爲し來つた事に付ては總て非常に苦しみが伴ふて居ると云ふ事を常々感じて居る、就ては私の子供には私が是迄やつて來たやうな仕事はやらせたくないと云ふやうな、何時もさう思ふ心持が絶えぬのである、

職業に尊敬を受ける

少し話が外のやうであるが、私が是まで朝鮮の學生の世話などした事がある、朝鮮や支那の學生の多くは役人が志願である、さうして法律とか政治とか言ふものを學びたいといふ傾きがある、そこで私がよく話をした事であるが、一國の盛になるといふことは一國の文化が進まなければならぬ、一國の文化を進めるにはさ

と證據法△思想問題一般△我國思想の犯罪の實況△團体的犯罪の研究△民法(殊に家族の雇傭關係に関する研究)△交通上惹起する業務上過失致死罪の捜査に就て△我國に於ける學生の社會科學運動

不良兒收容年齡

九大精神科教室では九州各地の感化院を視察し兒童心理狀態を研究して居るが感化院兒童の收容年齡は現在の十歳以上を四歳乃至七歳の感情發達期迄擴張するの要ある由(福岡日々)

開拓心境善應時運

江木法相、司法研究第二部研究員に訓示して曰く「この會同は暫く常務を離れて倦怠の氣分を轉回し以て萎散退嬰の弊を防ぐと共に自由研究により心境開拓の機會を興へて研學者の氣分を振興し其間補助科學其他時運の變遷に伴ふ議

見の擴充を計り將來に於ける研鑽の基地を養ひ以て時勢の運進に善應せしめんが爲に外ならず」と

貧乏線

東京市社會局で方面委員の手により細民調査をしてカードを作製することとなつたが、細民の標準を色々調査を基礎とし左の如く決定
第一種(す) 公私の救助を受けざれば生活出來ざるもの
第二種(丙) 辛じて生活しつゝあるもの
第三種(乙の下) 生活に余裕なきもの
第四種(乙) 生活に稍余裕あるもの
第五種(甲) 生活に余裕あるもの

而して貧乏線即ち細民標準線を第二種以下とし、之を「カード線」といふ、第三種を准細民線とし、何時如何なる事情の下に細民になるかも知れぬから之を「准カード線」として取扱ふ、その細民カード級の生活標準

う皆が政治許りをやり、さうして議論をして喧嘩許りをやるといふ事では一國の文化は進まない、一國の文化は政治以外に農業とか工業とか商業とか醫學とか藝術であるといふ、有らゆる方面の事が圓滿に發達して行かなければ一國の文化は進まぬ、それであるからさう政治や法律許りに熱中して口先許りの人が澤山出来る國では、必ずや議論倒れをして、一國は動亂を起し、その國は決して盛にならぬ、君達も理窟の學問を少なくして實際の役に立つ人が出来て来なければ駄目であると云ふ風は總て未開の民族、未開の國民であると私は思ふ、口先許りは恰も松傘の化け物のやうなもので、周圍が縮りなく口が明いて居るやうである、斯ういふ松傘の化け物のやうな人が澤山出ては國は盛にならぬ、ソクラテスが曾て「凡そ人は各々其の志す處に従つて完成の域に達する事を努めなければならぬ、それで大工は一流の大工となる事を努めなければならぬ、政治家は一流の政治家となる事を努めなければならぬ、斯う云ふ風にして初めて眞の成功といふ事が出来るのである、最も優れたる大工は木を削る事だけで優に月桂冠を戴かす値打のあるものであると云つた事がある、もつと手短かに申すと一流の大工であつて木を削る事が上手であつたならば、それは二流の政治家であつて伴食大臣なんかをやるよりはこの方が尊ひのであると云ふ意味である、西洋の格言にもこの哲學者のソクラテス、詩人のシエクスピヤ、理學者のニュートンであるとかの名前は傳つて居

額即ち収入は
▽世帯人員一人の場合月額三十圓
同二人四十五圓、同三人五十五圓
同四人六十五圓、同五五十七圓
同六人七十五圓、同七人八十圓、
同八人八十五圓。
▽准貧乏人は世帯人員一人の場合五十圓、同二人六十圓、同三人七十圓、同四人八十圓、同五人八十五圓、同六人九十圓、同七人九十五圓、同八人百圓。
參觀と視察
川越少年刑務所は本年二月東京刑事辯護士會員の參觀があり六月に司法官の視察があつた、處が辯護士團の場合は撤頭徹尾質問でそれには説明的であり、司法官の場合は研究的態度でそれには終始相談的であつた朝野兩法曹の面目がこの一面面にも鑑如として居る。(法律新聞)

るが、其の支配者の名前は傳はらないといふ事がある之を日本に譯して見ると、正宗の刀、左甚五郎の彫刻、或は弘法大師、曲や馬琴、近松門左衛門といふやうな名前の人は知つて居るけれども、其の時代の將軍様は何といふ名前であつたか、其の時代の大名は何といふ名前であるかといふ事は餘り傳つて居らぬ、是れが即ち職業の神聖なといふ證據であると思ふ、職業は神聖である、其の職業に堪能な人は支配者よりも世間からして後世からして尊敬を受ける事が當然である、支配者は必ずしも名譽でない、其の人の下に使はれて居る事が人間として必しも耻でない、其職業に努めるといふ人が初めて尊敬を受ける事が出来ると思ふのである。

南豫事件に對し裁判所は一日も早く事件を落着せしめ村民に安堵を興へる爲、刑務所へ豫審判事が出張し教誨堂を假覆審廷として調べて居る(愛媛新聞)
國揚會誕生
門司日の出町に今回創設、無料宿泊、職業紹介など、恵まれぬ者へ光明を與へ精神、物質兩方面に保護を加へる、小倉利務支所長が顧問に(門司新聞)
家具廉賣
茨城縣聯合保護會で水戸利務所製作家具類の第二回廉賣八月十三四の二日間(いばらき新聞)

鏡の前に立つ時

總て人間は神様の鏡の前に立つた時は大臣の肩書も寫らぬ、大きな勳章を幾ら飾つてもそんなものは神様の前に在る鏡には寫らぬ、或は世間で能く言ふ所の大政治家であるといはれる人は、大政治家であるといはれる程見慣れた顔形が寫ることがあるかも知れぬ、必ず醜い顔が寫るとは申さぬがまあ多くは寫る人が多いのではないかと私は思つて居る、それであるから眞に正しい道を踏んでさうして其職業を樂んで其職分を完全に盡した人が最も完全な影が神様の鏡に寫るのであると思ふ。要するに他人の仕事を羨んで見ても其職業を樂んで其職分を盡す斯ういふ人が最も尊敬すべき人であつて最も美しい影を神様の鏡に寫す事が出来る人である、自分を支配する人よりも自分の方が立派なる人間である、立派なる人間として完全な尊敬すべき人間であるといふ處に、人々の獨立の人格といふものか存在するものであらうと思ふのである。(完)

二戸保護會は七月二十六日福岡町龍岩寺に。樺大保護會は七月廿五日豊原町東本願寺別院に。公信會七月三十日。
(ラジオ講演より)

職業訓練所を覗いて

◇受刑者の技能養成のために ◇巢鴨と豊多摩の二ヶに出来た

A 生

さきに東京市の職業輔導會を視察して、短期間に技能を實習して、職人をつくる組織を紹介し、刑務作業訓練の上にも参考して頂くやう念願したが、それが不圖も時を経ずして、實施され巢鴨と豊多摩で、訓練所が出来たとはいふことが出来た。まだ開所日なほ淺く纏つて報告するほどのことはないが、こゝに同所の見聞記を掲載することにす。

◇
どん底の生活に陥つた人にとつては、貞操を守りうることは、贅澤なことである。正しき生活を辿つてゐる人には、ことに夫をもち乍ら賣姪するなどは、以つての外の人非人の行爲である。けれど又、そんなことをしなくては生きてゆかれない人達にとりては、夫婦生活を正しくつゞけるためには、避けがたい事件である。(都下の姪賣には、調査されるところによるとそ

の15は有夫の婦である)伯夷叔齊が首陽山にとちこもり蕨をくつてゐたのは問題にならぬ。高僧聖人が山にかくれてゐたのは、社會の問題ではない。
勿論、そこには他の理由もあるであらうが賣姪婦が、その生活をすてない限り、その行爲は、生きつための善惡の則を越へたやむを得ない業である。強いて云へば、賣姪制度そのものが、存在(かくれて)されてゐるのがわるいといはねばならぬ。が人間世界では「窮極」をさう簡単に定めにくい。いくら孝行をしても孝行をつくしきれないが如く、どうしてもそこに主觀的な裁配を必要とする。かくて人間は、窮してくると、善惡の則を超へた世界へと進んでゆく。
従つて、社會生活のどん底におちたとも云ふべき受刑者についても、安價な教化概念に囚はれることより失業者が輩出し、而て一定の職がなく、受刑中、職をお

ばへるか否かと忽ち釋放後の生活状態に深く影響する受刑者が多い今日の状態では、特に本人の教化から云つても、累犯の豫防から云つても、職業訓練は、緊急の問題であり、缺くことの出来ない施設であらねばならぬ。處がやれ「作業による訓練」労働に對する趣味習慣の涵養「釋放後の生計の道を授ける」云々など、聲やかましく論じさわぎたてられてゐる刑務所の作業が、従來は多く形式的であつた。

どれだけの人間が、所内で修得した作業で、生計の道を立て、いつたであらうか。
そうして又受刑者の作業が、どれだけ優秀な技能をさづけることに効能があつたであらうか? この點になると聊か問題が出てくる。その意味に於て、此度開設された作業の輔導實習訓練は、時機に適した且つ望まれるべき施設であらねばならぬ。是は確かに、刑務作業の一轉開であり、而して將來の新しい作業訓練の大なる曙光として祝福すべきことであらう。

蓋し世間に於ける教育が、形式的で實際上やくにたないが如く、刑務所於ける作業も多く、教化の概念のみが存してゐた。而して、實際の労働を科しつゝそれを指導する適當な系統的訓練をかいでゐた。

一般の教育が、實用問題を考慮するの必要があるが如く刑務作業はもつと、組織的であらねばならなかつた。

換言すると、作業の形式訓練から、實際の職業訓練への轉向が、この訓練所の開設となつたのであり、それは必然的な動き方である。

豊多摩刑務所の訓練所入所者は二十五名で初犯、巢鴨刑務所の方は、累犯者で五十名、其平均犯数が四犯ときいて一寸ぎくとした。がこの人達が若しこの作業を習得することによつて、將來、良民に復歸、正業にいつたらそれにまさる結構なことはない。千葉や静岡などの東京附近から孰れも希望を基として選抜されたものであるが、全てこれ等の人は一定の仕事をもつてゐないのである。而して最少年者が二十一年六月と長年者が三十八年六月、平均年齢二十八歳七月といふから、まだ働き盛りである。而てこの訓練をおへて、殘刑平均三年八月を建築所で實際に更に斯業に従事し腕をきたへたならば、立派な一職人たる事が出来るやう。(個性別や其他もこゝには省略する)

佐藤巢鴨所長は、その開設にあたり懇切にかく訓示されてゐる。

所長訓示要領

今回司法當局の指圖によりまして諸氏に建築大工の實習訓練をすることになりました、固より從來の刑務作業も職業訓練といふことは重い任務であります、直接に職業の智識的方面を授くることなく多くの場合他人の仕事を見習つて覚えたものであります、今度施行する實習訓練は從來の作業形式を離れて直接に職業的智識を授け立派な一人前の技能者として市民に復歸せしむるが目的であります、今回の企ては初めての事でありこの成績如何によりまして此の制度を將來相續するか否やを定むることになりますから當局は勿論當所の責任私としての責任は非常に重いのであります、又直接この指導に當る人、及指導を受くる諸氏の責任も重いのであります、故に此邊のことを充分に領得せられ當局の意のある處を諒解して好結果を擧ぐることを切望する次第であります、實習に従事せらるゝ五十名の人選に就ては當所並に各刑務所に對して一定の條件を附し司法當局に於て慎重なる調査をして定められたのであります、この選に入つた諸氏は榮譽といひませうか將來の光明を直接に與へられたのであります、實習の實施に就ては指導職員の臨時増員又は實習訓練に必要

皆さんはこれより

立派な大工にならうとする灼熱せる熱心さを以て居らるゝことと思ひます、何れの職業を習ふにも熱心であるといふことは最も大切な事であるは勿論ですが皆さんの只今の熱心は實行前の熱心であつて此の熱心は誰にもある熱心で「あの仕事をして見様とか」「この仕事をして見様とか」云ふ熱心である、その熱心が目的を達する迄熱心であればよいが兎角何事をなすにも仕事を始めて見ると案外今度は熱心でない事がある、何れの仕事でも覚えようとするのには一通りの努力では出来ぬのであります、大工の仕事も皆さんが想像されて居るより以上なか／＼困難であるかもしれぬ、然し仕事をやつて見てその時になつて厭になつたのではつまりません、でありますから一旦希望した仕事に従事したならば途中躊躇しないで徹底的に仕遂げることに心掛ねばなりません、大工といふ仕事は墨を打つて曲がつた木でも眞直に使ふといふのが仕事です、大工そのもの、仕事が正しく物を作ることでありますから其大工も亦眞直な正しきものでなくてはなりません、又大工の大と云ふ文字は誠に結構な文字である軍人に就いていへば大尉大佐大將といひ元師の上には畏れ多

なる材料工具の買入等政府は尠なからざる經費を要します、それにも拘らず立派な一人前の技能者として市民に復歸せしめ其所を得せしめんため、指導して下さるのであります、人生意義に感ずるといふことがありますが、定めし諸氏は國家のこの施設に感じ一生懸命になつて勤まれることを固く信じておます、何事によらず凡ての仕事は灼熱の魂を以つて當りはじめて成就するのであります、諸氏は感激感奮して灼熱の魂を以つて働らこうと思ふて居らるゝのであります、ところが一時の感では何んにもなりません、終始一貫全努力を仕事に打込まないと龍頭蛇尾に終る處があります、訓練期間には六ヶ月で訓練中に實習夫と稱し五十名を二十五名に分けて二班として指導するのであります、第一期を二ヶ月とし河津先生の講義の外諸道具の手法から鉋掛鉋はづり鉋マナギ等大工としての基本訓練を受け第二期及第三期は建築場に於て實習に従事するのであります、實習中は大工に關する教科書を貸與することになつて居ます、この書籍は河津先生の撰擇で最も適當なる書籍であります、其他細かなことは機會のある毎にお話したいと思ひます。

又、斯業に、教師とし授手業として指導の任にあたるれる河津氏は、斯ふ論れてゐる。

い事であるが大元帥御一人がある、かゝる立派な有がたい文字の付いた大工といふ職を荷つて皆さんは曲りのない仕事に従事致すものでありますから誠心をこめて今回の任務を成就し此の企の目的を充分に貫徹するようやつて貰ひたい此處で急に大工を養成するに就ては或は大工が不足して居るかのよう感ぜらるゝ方があるかも知れませぬ、世間は今不景氣で寧ろ大工は過剰である、しかしその内でも不足して居る大工がある、不足せる大工といふのは、仕事に熱心であり親切の蘊つた誠實な大工である、大工には殊に誠實熱心の心がなくては仕事が上手でも何にもならぬ、誠實熱心でない大工ならいくらでも遊んで居る、私は皆さんがこの熱心誠實なる大工になることを希望して止まないののであります、私は毎週火曜土曜に参りまして毎日二時間づゝ講義することになつて居ますから是から度々御會する機會があります、専を樂んで居ります皆さんは短時間間に一人前の大工にならうといふのでありますから皆さんもそのお考へで勉強していただきたい、實技の方にはこゝに御出になる二人の先生が居られますから能く御教授を受けて先生のいはれる儘に仕事に従事し其仕事振りも先生の眞似をしようと申す程に熱心にやつ

て貰ひ度と思ひます一と度斯くして師となり生徒となつたならば一生涯其の積りで居りたいと思ふのであります他日分らぬ事でも生じたならば遠慮なく御相談に預り度いと思ふのであります。

誠に、いくら授業をしても、働く意志がなければ、折角の施設も水泡に歸して終ふ。立派な腕をもち乍ら犯数を重ねてゐる厄介者もかなり多い。かくて、將來いかにしてかれ等に此開設の主旨を徹底させるか、問題として残る。依つて、受刑中は勿論、まだ遠いことであるが、特に釋放後の保護が、肝要であらう。

訓練期間はハケ月で各二ヶ月づゝ三期にわけてゐる。

- 第一期に習得されるものは
- 一、作業概念の教授 八時間
 - 一週間四時間とし火曜土曜に各二時間
 - 一、鉋掛 七時間
 - 所要工具の研磨法及手入 主として板削をなす
 - 一、鉋ハツリ 七時間
 - 鉋マナギ
 - 所要具の拵方及手入墨掛け「鉋ハツリ」「鉋マ

- 見力、使用法等
- 一、土臺足堅メ 七時間
 - 墨付、仕口、切組
 - 一、柱 十時間
 - 同上
 - 一、二階梁胴差 八時間
 - 同上
 - 一、丸仕口 二時間
 - 同上
 - 一、日本小屋組 十四時間
 - 糸呂折置、切妻、方形、入母屋、寄棟等の墨今仕組
 - 一、西洋小屋組 八時間
 - キングポスト、クインポスト、マンサード等現寸 杉板墨付、切組
 - 一、野地 三時間
 - 化粧野地上野地等
 - 一、壁下地 三時間
 - 眞壁、木摺壁等の下仕方
 - 第三期 十二時間
 - 一、床組

ナギ」方主として角物の仕上をなす。

- 一、穴彫 七時間
- 所要工具の研磨法及手入各種
- 「穴彫り方」主として建方迄の穴彫
- 一、鋸挽 四時間
- 横挽かゝり挽抽付ケ 主として鋸の使方の練習を爲す
- 一、溝突 六時間
- 所要工具の拵方及手入鉋マナギ方溝突 主として内法のもの、溝突鐵ケ方練習をなす
- 一、繼手 六時間
- 各種繼手の墨付方 刻ミ方の練習
- 一、仕口 十時間
- 土臺、柱、足堅メ 胴差 二階梁 小屋組等の部構造分の墨付仕方該ミ方を爲す(以上)
- 第二期
- 一、平面圖 一時間
- 合印 見方 水取等 一時間
- 一、短計 一時間
- 見方、當り方等
- 一、柱杖足杖 一時間

- 荒床、縁用、切目、椽、揚枝等
 - 一、庇シ 五時間
 - 化粧庇シ、霧除ケ、腕木庇シ、股葺横板等
 - 一、内法 十一時間
 - 内法モノ、長押椽、窓掛、人口梓額椽等
 - 一、出格子 五時間
 - 柱建、妻板、
 - 一、天井 八時間
 - 板天井、各種壺天井地下各種
 - 一、戸袋 五時間
 - 柱建妻板、張流シ、彫子等
 - 一、下見張 三時間
 - 各種張方
 - 一、床棚 五時間
 - 各部の工作法
- 但し大體は右の如くであるが、事情によつて實習要目及豫定日数は變更されることゝなつて居る。
- いづら器用な人間でも又いづら熱心にやつてもまだ開始から二ヶ月にならない。大したものにはなるまいと豫想してゐたが、實際を見ると、みんな手際よく鉋で

柱を削つてゐる、前の工場には、假に持ちへた家の骨組も出来てゐるので聊か感心した。

「まだしかしこれですよ。この墨付の通りに削れてゐませんでせう。五分位の中ちがひが出来てゐるので表て立つたところには使はれません」とは、江村典獄補さんのお話。

けれどなか／＼みんな、熱心な働きぶり、大工さんらしい態度が出来てゐる。口のなかに釘をなげこんでおいてつまみ出してはうつあたりなどしぶりもだいぶんかたが出来てゐる。

「飽がうまくとげますかね」とたづねると「大分されるやうになりました」とせつせと砥いでゐる。

勿論全て経験のない人間ばかりである。短時日にとかくこれまで習得するのには、その指導のよろしきを得てゐるのであると共に、實習するものゝ熱心と努力によるのである。江村さんのお話によると

『成績は頗る好く、今迄犯罪をよくやつた人間もゝに來てはすつかりうち變つて、眞面目に働いてゐると云つて居られたが、工場全體に緊張味がみちてゐる居室内に以ても、勉強よりは、頗る熱心で、一般にこ

け拘留をくつたらこの雨露をしのぐことが出来るだらうと考へたのである。

けれど、巡查は、街燈の柱にもたれたまゝ、いくら侮蔑をうけても平然としてゐるので、遂に百計がつきて終つたといふのである。

刑務所を志願する人間が果して、その如く、生活は窮迫してゐるか、その道徳的觀念若くば法律に對する觀念が、果して普通の人間並に有してゐるかどうか、それは疑問であるが又一面、吾々は現在の社會が、人口過剰であり、失業者が増加してゆくことは、争ふことのできなない事實である。

現在の社會に於ては、その親から私有の財産を得て生活の資料をうけることが出来ず若くば都合よく社會の一端にかちりつかない限り一部の人々は、無産労働者として立つてゆかねばならぬ、然も、生活の保證がない限り、資本家がその労働を必要とせなくなつた以上、最少限度の生活費も、權利を以ては返られない筈である。我國に於ては、資本制度が未だ完全に發達してゐない爲めに、比較的富の分配が公平である。その世の中に於て、たとひアメリカの如く労働者の立場が優位でないにしても、窮迫することには、その生活の

の點に感服してゐることであつた。

私の頭には、この頃所々にあらはれてくる刑務所志願者と共にアナトール、フランスの一幕物か浮んで來た其はかういふ筋である。

一人の謹直な青物屋の老爺が、非常に繁華を通りの或店先で、荷車をとめてゐた、今賣つた葱の代價を受取るべくまつてゐるのである。そこへ巡查がやつて來た。「おいこらッ、そんな處で何しとるはやくどいた。こらッ、早くゆけッ」老人は小言で

「いま、お錢をもうはうと思つてゐますので」と言つてたが、巡查は、それにお構ひなく、矢も楯もたまらなやうに嚴命し、遂に「法權抗拒」といふ罪名で捕縛した揚句、官吏侮蔑といふ罪で法官の前に引きずり出した。

法官は彼に拘留二週間、罰金五十フランを科した。この男が監獄を出ると得意先はおほかた他の商人に奪はれ、町人は、前科者としてかへり見ない。忽ち生活に窮した老人は一策を案じた、其は前に不當な所罰を受けた處で、あの通りの文句で巡查に吹きか

破綻の原因は、單なる經濟組織の缺陷以外に他の重大な原因がある。尅論すると、それは自ら招いた結果だとも云ふことが出来る。且つ社會には同情もあれば人情もあり社會政策的施設もある。消極的ではあるが民事訴訟第六百十八條に、或る種の生活保證を規定し又明治七年太政官布達第六十二條にも、恤救規則が設けられてゐる。内務省の調査によると、大正十三年三月迄に一万一千五百六十五人支出金額四三一〇四九三四圓を救恤して居る。

然し之れは、理論上若くば空論にちかひいものであつて、實際の生活に於ては働いても食へない人間が澤山ゐる。天災や運命に禍されて、とにかく食ふことに苦るしんでゐる人間の喘ぎは、都會になればなるほど熾盛を極めてゐる。ことに刑餘者は惨めな境遇にたたねばならぬ、過去に於ては、どんな人間にも、最低限度の生活の保證は與へられてゐた。貧を愛する風流な詩人さへあつた。貧を愛することによつて生活が持續されて行つたのである。

然し現在では生きてゆくことは苦であり、こゝに居る累犯の人は、その生活にまけて犯を重ねたと思ひ浮べたとき、こゝにいま開かれつゝある訓練が他の作業

より以上にそのまゝ彼等の生涯を歩々に築きあげ少くとも基礎工事を着々として行ふてゐるやうな気がしてそつと感涙にむせんだのであつた。

○……
「私は手に職がありませんでした。それが社會で苦手でした。思ふやうに職がないと、私達は、すぐに捨鉢になります。社會のことなどを考へなくないのですいえ自分の身のことすらあゝ終つたと思ふたときにとりかへしがつかなかつたときです。今度は、幸にこゝに入れて頂くことゝなりました、せい一杯やります。

○……二
「お上の方で、種々私達の身についてお世話下さることはよくわかりますが、今度はどうれしく感じたこととはありません。すまないありがたい心でいつばいです。

これは、その感想の断片、どこにか、本當の感じが閃いてゐることは事實である。が、その家族の人々は、かうした施設を、孰れも非常に感謝して本人に宛て今度こそはしつかり腕に職をつけて出た後には眞面目に働いて下さいと勵ましたが信を送つてゐるのを見ても、成功すればたしかに効果のあることと信ずる。

前號の刑政に、東京市の職業輔導會の概況が載せてあるが、輔導會では毎月一回鐵筋コンクリート工事は毎月二回、前月の志願者中から採用することゝなつてゐるが、刑務所では目下試験中のことであり又修了後の使みち需要の關係もあり、且つはこの實習に要する費用が概算一人宛四十五圓もかゝるので豫算にも關係してゐることで、目下の處、輔導會の如くにはゆかないであらう。がます／＼擴張されてゆくことを望まずにはをられない。又年齢は、平均二十八年六月になつてゐるから輔導會と餘り差違はない。輔導會の報告によると二十歳乃至二十五歳位が最も成績が良好である。尙、刑務所に於ては、實習中は、最低の賞與金を給してゐるが生活が安定してゐることゝ、規則的に萬事を律してゐるので、本人の熱心と努力さへあればその成果は、秀いでゝくるかも知れない。

尙輔導會では、小資本を貸與し月賦返還の制度となり成績は良好とのことであるが、こんな制度も、將來保護會あたりで、慎重に考量してみたらどうだらうと思ふ。
孰れ委細は、後日にゝることゝしてこの稿を終る。

如何にしてプリズンをして

生産的ならしむべきか

——(How to make prisons p. oluco)——

アメリカに於けるプリズン・システム(行刑制度)を有効たらしむべき必須の要素は何であらうか。固より數多いことであるが、今次にその最も重要なと思惟せらるゝものを摘示して見よう。

(一) 目的 (Purpose) —— 先づプリズンに新しい目的を與へるのである。刑罰にあらず、改善に在り、單に抑制に止まらず、訓練を與ふるに在り、單に柔順なるプリズナ(受刑者)たらしむるにあらず、善良なるシテイズン(公民)たらしむるに在る。

(11) 職員——刑務官 (Prison official) の新しいタイプを作ることに。單に牢番 (Guard) であつてはならない。矯正の大業を理解し且つ處理し得る人でなければならぬ。

(12) 懲罰 (Punishment) —— 壓抑的な制度と、その一部をなす嚴酷なる懲罰を全廢すべきである。

(13) 建築 (Prison Plant) —— 單に受刑者の逃走を防ぐためのみならず、最も廣い意味での教育を可能ならしむべき新しいプリズンが設計せらるべきである。即ち、建

設敷地として、農場作業 (Farm work) 及び其他の屋外運動に適せる土地を選定すべきである。障壁で圍めなければ受刑者は逃走するものだといふ假定の上に建てられた、現在の高價な監房は、もつと異常普通の宿舍に近いものに換へられ得る筈である。

現在の建築様式は僅々のもののみに要する警備監視を凡ての收容者に加へてゐるのである。

(14) 紀律 (Discipline) —— 自勢力を鼓舞し性格を強固にする紀律訓練が必要である。所内に於ける行狀の佳良なるばかりが目的であつてはならぬ。

(15) 自治組織 (Community organization) —— 節團の制限せられた共同生活の中にシテイズンシップ(公民道)を實行することに

由て公民の責任を覚悟せしむるために、是非とも收容者の間に自治組織の結はるゝことが必要である。但し職員中の才能あるものをして監督指導せしむるは勿論である。

(七) 教育 (Education) — 普通の學校に於ける課業の教授をなす教育制度並びに工場と教習所に於ける職業教育の二つが必要である。二者いづれも外部社會に行はるゝ成人教育 (Adult education) の方法の下に訓練されたる教師の監督に委ねべきである。

(八) 教誨 — 堅き信念を有つた老練な人格者によつて施さるゝ教誨 (Religious instruction) が必要である。

(九) 作業 (Industry) — 受刑者の職業訓練を専らとし、合せて

收利の道を講じ (二者必ずしも兩立せざるものにあらず)、近代設備を完ふし、受刑者をして外部の産業状態に後れざらしむるを努むべきである。納税者の負擔を輕からしむるため、私設會社のそれの如く、生産、販賣、購買に關する機關を設くべきである。生産能率を増し、勤勉の習慣を勵し、自尊心を養ひ、更らに、家族の生計を扶けしむるため、相當の賃金 (Wage) を支給すべきである。

(十) 農場労働 (Farm work) — 道路工事 (Road work) 其他の屋外作業に受刑者の大部を使用すべきである。

(十一) 衛生設備 (Health provision) — を完備し、滋養に富める食物を給し、十分なる屋外運動及び健全なる屋内娯樂によりて身

體並びに精神の健康を増進し、更らに衛生教育を施すべきである。

(十二) 精神考究及び精神醫學 (Mental tests and psychiatry) — を特に精神缺陷者の拘禁、作業賦課、教育、紀律、及び釋放又は假釋放等の問題に應用すべきである。

(十三) 現在の不定期刑に關する法律 (Indeterminate sentence laws) を廢止し又は修正して、確實に釋放に適當するまで受刑者を拘禁するを得る無定期刑法 (Indefinite sentence laws) を制定すべきである。

(十四) 十分の職員を任用し、ロールシステム (假釋放制) を有力ならしめ、假釋放者の刑餘の監視 (After-care) を全うすべきである。

(サーベ)

刑務所巡禮

ロンドンのワームウッド・スクラツプス刑務所

(Wormwood Scrubs Prison)

(ワームウッド・スクラツプスはロンドンの西郊に在る廣く庭場なり)

此の刑務所は約五十年前受刑者の勞力によつて建築せられたものである。四棟に分たれてゐて、約一千四百人を收容するの準備を有つてゐる。現在四棟中の一は閉鎖され、一つは A Hospital Institution (ボルスタ式行刑施設) — 一九〇二年十月インダランドのセント州のボルスタルに創められたる施設にして、十六歳以上二十歳以下の少年 (Juvenile-male) を收容するものにして、プリズンと Reformatory school (感化院) との中間に位する施設なり。として使用されてゐる。建物及辨内敷地の保存修繕は受刑者の幾組かで行はれてゐる。工場 (Workshops) は機械工 (Engineer)、錫鍍 (Tinsmith)、木工 (Carpenter)、裁縫 (Tailor)、ブラッシュ (Brush)、製靴 (Boot)、バスケット (Basket) 等

の諸作業を包括してゐる。別に藏書豊富なる圖書館 (Library)、體操場 (Gymnasium)、講堂 (Lecture-Hall) 各一箇と、多数の教室 (Classrooms) とがある。禮拜堂 (Chapel) は、アングリカン・チャーチ (英國キ教會) とローマン・キャソリック (R. C.) に屬するものとに分たれ、尙ほ別に猶太人のため (Synagogue) (猶太人會堂) を置く。

今年 (一九二五) の三月一日より此の刑務所は、犯罪者のための専用に使せらるゝに至り、此の部類に屬せざる他の受刑者は悉く別の刑務所に移送せられたのである。ロンドン管區に在る裁判所は初犯者のみを此の刑務所に送るべき命令を受けてゐるのである。然しながら、ワームウッド・スクラツプスへ送られて來るタ凡てのものが茲でその刑期を終了するとは限らないのである。

此の刑務所に送られてより數日以内に、受刑者は所長 (Governor)、副所長 (Deputy Governor) 若干名、禮拜堂牧師 (Chaplain) 若干名、及受刑者保護協會 (Prisoners Aid Society) の代表者若干名より成る職員會議 (Board) の前に引き出される。茲で、此の者が眞の初犯者であり、又は前科あるも、極めて

瑣細なるか或は已に時を經る久しくして寛假するも差支なきこと、尙ほ、新たに有罪宣告を受けたる犯罪は、他の受刑者と雜居せしむるとも本人の不利益を來たす虞なしと認めらるべき種類のものたること、更らに、本人は此刑務所の特別組織により利益を受くべしと想像せらるること、等の事項が確しかめらるゝものである種々の理由のため此の會談で除外せらるゝものはかなりのパーセンテージに上るのであつて、此等の受刑者は他刑務所に送らるゝのである。

受刑者が收容して差支なきものと分明したる後、ボードは釋放の際に於ける本人の就職の見込について色々質問する、刑務所に於ける其者の職業については、本人の示したる特質を察して定められるのである。次に當該受刑者は官吏ならざる特志の訪問員 (Visitors) の一人に付けられる。姓名が適當な夜間學課 (Evening Class) の名簿に記入せられる。而して最後に保護協会は豫め釋放後の就職口を心配してくれるのである。正路を誤つた此等の初犯者に、プリズンに於ける自己の刑期を來るべき自由の生活に備ふべき一箇の機軸として看るべく鼓舞激動するのは、このボードの目的の一つなのである。

八週の後、刑受者は初級より第二級へ進級せしめらるべく、本人の姓名はその屬する監房及び工場の監督を擔當する職員の觀察記録と共に、職員會に提出せらるゝのである。其者の進級がボードによつて是認せられたる場合には、當該受刑者は初めて土曜日後の音樂演奏並びに講演に出席し、且つ朝食及び晝食時には集合して席を共にすることを許さるゝのである。

受刑者の姓名は次級への進級毎に各級の完了に際してボードに提出されるのである。各級に與へられたる特權は監房の名札に示される。

集合喫飯は十二人の坐席を有つたテーブルでホールに行はれる。其十二人の中の一人は所長に選ばれて首席 (Warden) となるのである。一週一回各首席は會合を催し、各自の義務について相談するのである。尙ほ各首席は所内の共同生活に關する事項については何なりとも直接に所長に報告する權利を有つてゐるのである。然しながら首席の行使する權限は、テーブルに於ける仲間より合意上與へられたもの以外には亘らないのである。或受刑者の失行については、首席の團體で商議の後之を報告することはできるけれども、首席各自勝手に報告することは許されてゐない。今日まで

は首席達が報告するに及ばずして、種々の雜件を取りさばくことができたのである。喫飯並びに娛樂時に於ける集合の際には、ホールにば一人の職員監視の任に當るけれども、寛假の度は任意の手加減に委られてゐる。此の職員から起立の許可のない間は、受刑者各自席を離れることはできないのである。

食物 (Food) は各テーブル毎に割り宛てられ、首席によつて配分せられる、今迄に配分について不平を鳴らしたもなく、テーブルに就くことを得るものにしてそれを拒んだものもなかつたのである。集合の持種と交談の自由は受刑者の非常に喜ぶ所である、集合の際に於ける各自の行狀は今迄何の非難すべきものもなかつた。

學 課 (Classes)

何人も學課に出席することを強制されてはゐないが、學課に出席する夜は房内作業 (Cell Work) が要求せられないので、學課に出席することを申込むものが甚だ多い。固よりこの作業を避けるだけの目的で學課に出席しないように十分警戒せられなければならない。教授 (Instructors) は學習を欲せざる態度を示したものをクラスより逐ふように命ぜられてゐる。

(一) 有志教授 (Voluntary Instructors) は大部分

訪問員 (Visitors) の中より選ばれ、一週一回以上夜間教授する。教授科目は、劇文學 (Dramatic Literature) 歴史 (History)、團體唱歌 (Community singing)、討論術 (Debating)、圖畫 (Drawing)、佛語 (French) 及び獨逸語 (German) 等である。

(二) 職員教授 (Officer instructors) は刑務所職員にして、時間外の給料を受け、體操 (Gymnastics) 園藝 (Gardening)、應急手當 (First Aid)、養蜂 (Bee-keeping) 及び各種の手工 (Handwork) の學課を受持つてゐる。教へらるる此等の科目は刑務所内で間に合ふ教師の性質上定まつたものである。學課に列するもの、年齒と、刑期の大部分の短期なるものため、此等の學課の、釋放後の就職を容易ならしむる可能性を阻害するのであるが、此等の學課が受刑者の見解を廣くし、且つ彼等の進取の精神を鼓舞するに與つて大に力あることは、毫も疑を容れないのである。

各土曜日の午後には、第一級を終へた者のために講演又は音樂演奏が行はれる。幸ひにも、この刑務所では最も適任な講演者や音樂家の奉仕を得る便宜があつて、教化的娛樂の高い標準を維持して行けるのである。

政府に多大なる経費を負擔せしめずして、刑務所に於ける教育制度を大規模なものとなすことは、ロンドン市にとつて大した困難とは思はれない。しかしながら、甚だ喜ぶべきは受刑者自身進んで金品を寄附して學課並びに娯樂に必要な設備を充實しつゝあることである。幾ホンドの額に上る書籍、手工道具、其他各種の材料器具はかくして彼等によつて供給されたのである。この事は受刑者が自から経験した教化の利益を尊重し、但つ共同の福利を増進せんとする意志の熱烈なることを示すものと言つて差支ないものである。

勤行 (Religious services)

これは隨意であるが、實際に出席しないものはないのである。動行に於ける行状は、その敬虔なる態度と熱心なる注意とに於て間然する所なしと言つても可いのである。

特志訪問員 (Unofficial visitors)

幾人かの訪問員は或る期間試験を行はれたる後、刑務検閲委員 (Prison Commissioners) — 王の特に任命するもの — により指定せられる。訪問員は一人にして十人より多からざる受刑者を受持つて不斷規則正しく訪問をなすのである。受刑者は何等の監視を受くるこ

となく訪問員と會話を交へ、腹藏なく思ふ所を打明けるのである。此の訪問員は尙ほまた前掲の保護協會と協力して、受刑者の釋放後の新たなる生活を打開するために盡力するのである。

(Prison Journal, October, 1925)

ブリズンの怖ろしいのは、人の心の碎かれることぢやない。心は碎けるものだ。そうではなくて、人の心を石の如くすることである。

— オスカー・ワイルド —



迷信から逃れる道

文學博士 加藤玄智

迷信が社會に害毒を流してゐることの少くないことはいふまでもない、中には丙午の女に就いての迷信の如きは他までもこれを打破しなければならぬ、元來方角だとか、吉辰凶日だとか、九紫だとかいふやうな風水論的の迷信は支那から傳はつて來たもので殊に道教の影響が非常に多いやうである、これらの迷信が日本の文化の發達を何れだけ妨げたかわからない、支那においてはなほ更甚だしい、例へば鐵道を敷くに際して、墓地を移轉させることを非常に恐れるところから、靈々遺體

りをするといふやうな譯で支那の文明が運々として進まぬその由は迷信にありといふことが出来る。迷信に溺れるのは信と共知識のこれに伴はぬ欠陥から起るのであつて、學問の力によつて理智と信仰との圓滿なる調和に俟たなければなら



(のんきなとうさん)

報知より

迷ふが故に三界有常悟るが故に十方空
本來東西無し
何れの處か南北有らんや

ね、然し知識の低い者は、迷信によつて慰安されてゐる場合が少くない、それには方便として止むを得ないときもあつた、或禪宗の寺で出すお札を、中札に何があらるかと思つて破つて見た人がある、所がそれには次ぎのやうな文句が書いてあつた。

この言葉は、佛教信仰の本領を語つたものであるが、知識のない者はこのお札を買つて非常に有難い御利益のあるものと信じて自ら慰安されてゐるのである、即ち哲理的に遊んだ佛教にありても、教育のない愚夫愚婦に安心立命を與ふるためには一種の手段として迷信に類したことを行ふのはやむを得ないのである、教育のない者に大乘は教へられぬ、先づ「いろは」から教へなければならぬと同じやうに、初めから社會に普く高い信仰を持たせやうとしても容易に出来るものではない、成るだけ教育を普及し理智と圓滿に調和した信仰を敷衍して、自然に迷信の根絶を期すべきである。(中外商業)

石鹼 (イ) 石鹼の少量を水に溶かし明礬をつまみ込むと牛乳

状の白色液となり沈澱物、固形物のなきは上等品（ロ）右の方法で上部に泡を生じ白い固形物が浮み又は沈澱物の多いは下等（ハ）同方法で上部が白濁り、中央が透明、下部に沈澱物のあるは比較的良好なもの。

木炭と消毒

昔から赤ん坊の便に灰をかけて置くのを見ますが、悪感と悪臭を除く方法と考へられて居りました。

ところが近頃博士の研究によると、この灰の力でコレラ菌も数十分から十数時間の内に死滅するそうです、その使用方法も従来通りで別に變りはありません、石灰の代用として至極便利のものです。

子供と牛乳

にかけてやると、植木は丈夫になり、花は色澤のよい大きなものが咲く、従つて腐敗牛乳はこれへ利用するがよい。

ちゆう者氣

幼い子供と玩具、これは大へん關係が深い子供の玩具をこわすのは求智心の發動で悪いへない、可成り子供の好む即ち子供の性質に合ふものがよい、併し氣の荒い子供にはなか／＼こわれない木製玩具とか、ママゴト道具など、また内氣者の子供には變化に富んだ活動的なもの、その玩具で自分自身が遊べるやうなもの（砂遊び道具水鏡、三輪車など）を與へて善導するならば次第／＼に矯正が出来ます。

病は氣から

人間は食事を愉快にとらな

世界で死亡率の多い第一等が伊太利、その次が吾が國、中でも乳兒死亡率が高い、しかも一年未滿の者、その又大部分は人工營養の缺陷から

牛乳は蛋白質類が人乳の三倍、そして糖分が少ない乳兒にはこの調節を甘くはならぬ、それに

へて消毒法、貯藏法、鑑別法を心得ておくこと。

牛乳配達があると直に消毒



する、それには消毒器を用ゐれば申分はない。貯藏は冷蔵庫又は機氏九度以下の冷たい所、よく水桶の中に入れる人

があるがこれは危険却て腐敗し易い鑑別は純白濃厚のものを選び、赤味又は苦味を呈するものは避

水面に散るもの、煮豆て腐のやうに凝固沈殿するもの、酸味のあるもの何れも腐敗の來て居るものである。

乳を與へるには母乳の場合よりも授乳時間を正確にすること、糖分の調節とはかつて乳壺に入れ乳首をつけ、攝氏三十五度位に温めて、與へるには手に持てて十五分間位の間にのませること、それで餘せば捨て、のみ盡して泣く場合にも與へぬこと。等。

牛乳に砂糖を加へる度合は牛乳量を増して行くに従つて増さねばならぬ。

牛乳のんだあとの壺へは水を半分ほど入れてよく振り、壺が透明になる迄洗ふこと。

この牛乳の洗ひ汁は植木鉢

いと、おもしろくない、同時に消化器能に大きな影響をするそれで病氣の基を作る。その證明には喰食試験といふのがある、一

頭の犬の腹に穴をあけ、胃袋にも穴をあけて管を通して置く、つまり胃袋の汁が管を通じてボタ／＼落ちるやうな手術をする、そして犬



に御馳走を與へると胃液が管から垂れ出すが、犬の好きな肉類をやると胃液は出ない又肉類に或る色を着けて食べ

快に食べるから胃液の分泌がよいわけである、こゝに又犬が食へて居る或へ猫を出すとバターと胃液が止まる、それ

せた後、同じ色を見ても胃液が流れ出し、食事と同時に音楽を聞かせると胃液が盛んに流れ出すが、時間を置いて後向音楽だけ聞かせても矢張胃液が流れ出すのであるこれは犬が愉快に食事をし又色香音楽で御馳走を連想して胃液が出るからで、

品物の鑑別法に就て勉強を要する、これは書籍、新聞、雜誌は勿論買物研究をして置くこと、品評會、展覽會其他講習など最もよい、そ

買ひもの

買物下手は一家の經濟上どれ程の損か知れぬ、家具類を始めとして、小は日常のお惣菜に至るまで、これは主婦たる者の責任である。

買ひ上手になるには、第一無駄をせぬ考へをすること、第二商品に對する豊富な智識を持ち、相場などは新聞などで大体心得て置かねばならぬ、また

れと、日用品になると、

斤量に注意せぬものは、経済を知るにへない、しかしこれ丈は「人間が賤しく見える」「氣が小さいと云はれはすまいか」など、見業坊を妙な處で飾りたがるが何も自分の金を拂つて斤量を示して買ふものに斤量不足を承知して取らねばならぬといふ遠慮はいらぬ。

赤ちやん

先月東京の三越呉服店で「赤ちやんの奉先會」を行つたがこの参加者二百八十五名、その内表章を買つたもの五百九十名。

参加者の中、長男長女が約七割を占め、従つて表章者も多いこの体格の優良な原因を三つ挙げて居る。

この際が注意を要る。

心得おくこと



★眼に埃が入つた時ハンカチでこする

のはよくない、眼を閉ぢて暫らく我慢してゐて、涙が出るのを待つて眼を開くと同時に、刺された時には梅干の肉を付けて押せば治る、又た朝顔べんけい草、羊の葉等の揉み汁を塗つてよし、禁物は痒いところを爪で掻くことである。

★子供がシャツクリを起して困つた場合にはお砂糖を少し口の中に入れてやると直治る
★醬油のしみが出来たら鹽を擦り込んで洗へば、きれいに取れる。
★墨に灰がこぼれたなら、鹽をその上に撒いて掃けばきれいに掃除が出来る。
★蠶の中毒には遠根の絞リ汁をのむとその毒を消します、また打撲傷には遠根をおろし金でおろしこれを局部に塗つておくと痛みが止まる。
★梅を漬けた汁、即ち梅酢をコップに半分位呑むと下痢は止まる。
★雨傘をカン／＼照る日に當るのは悪い、アマニ油とリンの混合液を塗れば強い

人事 往來

大正七年十一月監獄事務官として司法會に入られたから今日に至るまで足かけ八年、行刑當局として、頗る要領を得た職務をつた松井書記官は、今度大法院檢察事に榮轉された。氏はわが刑務協會の副會長と



(松井和義氏)

表章者の第一位は男女とも本年一月生れの者で、二月、三月の順、滿一年位の者はズツ下位、これは離乳期は食物の關係で發育が鈍るからである、養育上には

しても、色々割愛され今後もなか／＼抱負を持つてをられたが轉職の關係上副會長は辭され、理事として引續き盡さるゝことになつた。「檢察の實務をやめてから長くなるので、またやり初めるのだ」と氏は莞爾とされたが、江木法相の眼鏡通必ずや檢察事としても敏腕を振はれるとであらう。序ながらお宅は從來通り富久町六〇。

(氏 克 田 池)



行刑當局としての地位と相俟つてわが國の行刑事業に新生面を拓くべく努力されるであらうと各方面から期待されてゐる。

松井氏の榮轉によつて、辻書記官が上席となられ行刑當局として重要な地位に据はられ、わが協會の方も副會長として、奥二會長を輔けて大いに新機軸を出されるであらうが、氏は今までと雖、理事として種々抱負を有してをられたとでもあり



(氏 勲 辻)

松井氏が、行刑局から出られたので今まで東京地方裁判所に檢察事をしてゐられた池田克氏が書記官として行刑局に入られた。池田書記官は大正六年の東大出で、それからずっと東京ばかりに居られるのである。正木書記官の一年先に學校を出られたのださうで、もとの岡部書記官の席に正木氏と同居してをられる新しい雰囲気を作られんことを望んで止まない。



(一レーカンアゴ)

大觀小觀

佛國とホアンカレー

ブリアンからエリオールに、それからポアンカレーに佛國の天下は廻り廻つて、結局舉國一致で、ブリアンもエリオールもバンルーも、フランス中の首相級の政治家はみな大臣になつて貰つて、氏の内閣が出来た譯だ。

ではこんな大騒ぎを、なぜしなくてはならぬのか、それを説明するには、戦後の歐洲の財政から話されねばならぬ。今歐洲には二百三十億からの大借金がある。これは聯合軍がアメリカから借りた金である。でフランスはこの大金の中を可なり

多く借りてゐるから、それ丈でも大借金である。そこへもつて来て、戦後はアルサスローレンの占領や何かで國費は馬鹿にかさむ、それを課税によらずしてどん／＼外債して費つたからたまらぬ。

ところが戦後少しはよくなる見込みの經濟界は一向好轉せず、ドイツの賠償金は思はず、全くフランスは財政的の危機に陥つてしまつた。

そこで前首相ブリアン氏は蔵相にカイヨールを迎へて、かゝる國家多難の際だかカイヨールの獨裁政治を認めなければ到底この危機からのがれると出来ないとその承諾を議會に求めたところ、議會はこれに承認を與へず、よつてブリアン内閣は倒れた。

で後益を反對黨のエリオールに命じたところ、エリオールは直に組閣したが、さて信任投票の結果少数にて僅か二日で倒れてしまふ。さあかうなると人心は不安の絶頂に達し、景氣はがら落ち、フランスは遂に一磅(十圓)に二百五十フランと云ふ相場になつてしまつた。

フランス人はもう何うなるとかと思つた。この機運に乗じて出馬したのがポアンカレーである。ポアンカレーと云ふ人は、實に意志の強、是なりとするところには何物にも屈せず進む勇気である。の大戦のとき聯合軍の總指揮を佛國の

刑務官練習所入所試験模範答案

これは今回の入所試験答案中成績優良のものを更に編輯部に於て添削せるものであります。

教育を論ず (問題一)

刑罰の目的は社會秩序の維持にある以上、其の目的を達成せんとするには受刑者の改善を必要とするは論を俟たず而して其の改善には教育を等閑に附するを得ず、即ち受刑者の多くは社會生存能力の缺如者にしてその多くは無教育のもの、或は教育程度の低き者なり。よつて之に適應する教育を施して社會生存の適格者たらしむるは改過遷善の要諦なりとす。教育を施さずして社會に復歸せしむるはその者に痛苦を與へたるに止まり何等刑罰の意義を有せざるなり。顧ふに彼等の此境遇に墮せしは、社會組織上の不備缺陷も其の一因なるべく、換言せば社會の罪にして、之を收容し之に教育を施すは所謂應病與藥の處置なるべし。

而て教育は法規上に於ては十八歳未満者に施すを原則となせるも、十八歳未満者たる否とに拘らず、其の犯罪原因の主なるものは教育の缺陷にあることを認むるが故に、十八歳以上のものにも個々人に適應する教育を施さざるべからず、即ち其の教育は十八歳未満者には普通教育を主眼とし、十八歳以上の者に對しては主として職業常識處世に干する教育を施すべく、以て彼等が釋放後に於ける處世上に活用せしめ而て再犯の豫防に備ふべきなり。

次に教育の一部として受刑者に貸與する看讀書籍は選擇上特に意を用ふるの要あり、徳性殊に信念の涵養は教誨師によつて受くる機會あれども科學的知識社會教育並職業的技術的方面の知識に關しては學ぶべく餘りに不足せるを以てこの方面に看讀書籍の充實をはからざる可からず。かくして常に移動し、變遷し、靜止する處なき社會の狀態に順應せしめ、他日社會に復歸するに當り之れが接觸を容易ならしむるを要す。

尙専ら教育方面を擔當する教師に就ても新進有能の士をして之に當らしむることも必要と認む。

要するに教育は行刑の中心にして、教育なくして行刑なし、されば教育の徹底を計り、行刑の効果を大ならしむるに努めざるべからず。

懲罰を論ず (問題二)

懲罰は刑務所收容者の紀律違反に對して科する痛苦なり、懲罰は刑罰と異なる、何となれば刑罰は犯罪即ち刑罰の法令に列擧せられたる有責違法の行爲に對し科せらるゝものなればなり。

刑務所は紀律の府なり、苟も收容者に對して紀律に違ひ放縱の行爲あらば之

フオシユ警軍の一手に歸せしめたのも彼であつた。

德國を救ふ救世主としてポアンカレは直に組閣した、その結果は前述の通りで舉國一致内閣で議會は大多数で彼を迎へた、そのためフランは忽ちに順調に向ひ、人心漸く安堵するに至つた。

二三日前のニュースによると、料理屋の食事に制限を加へ、すべて二皿主義で内は一皿に限ると實に徹底的な節約令を全國に布いたやうである。

かうして政府は新税を興して、本年下半期に二十五億フラン、來年度に百億フランと云ふ大増税を行ひ、着々として屋台骨の直直しをやるらしい。

左傾派の没落

一時は新しがりの連中は、猫も杓子も左傾的な言動をなして得意になり私有財産がどうの、工場管理がどうのと、云はねば時勢遅れかなんかのやうに云はれたものだが、時勢の變化はおそろしいもので今日では却て、そんなとを云々するものこそ、時勢遅れになつてしまつた。

今朝も新聞を見ると、東京市電の従業員組合である自治會の代議員會で、左傾派の多数を擁してゐる自動車部員一千名を除名し、他の部に於ても左傾的分子

を此際除名一掃せん事を決議してゐる。

これは決して自治會のみではなく、世界一般の勢力が左傾派を除外して、右傾派で固まらう、でなければ何をするにも世間が承知しなくなつたのである。鈴木文治氏の率ゐる日本労働總同盟でも、先頃左傾派は分裂してしまつて、今では議會主義の連中が幹部となつてゐる。水平社にしてもさうだ、まあ長髪連はこのところ没落の体と見て差支ない。

穩健と云へば、穩健の本家は英國であるが、この春起つて百數十日を經てこの程やうやく和議した例のバストライキ、あんな大きなとをやる英國の労働者たちでさへ、實に着實なもので、あの騒ぎに爭議本部から出たステートメントにも、断然左傾的分子の加増を拒絶し、苦しくてもロシヤ邊りの資金はうけなかつた。

イタリイにしても、一時は労働者たちが工場管理するまで行つたが、今では、ムツツリと云ふ大親分が頭としてゐて黒シャツ黨の天下で、貧乏ゆるぎもしないではないか。

フランスが矢張りさうだ。あの神龍の脱いであつて、CGIなんて云ふ左傾派も勢力があるが、それでゐて、ムツツリのあらかきに歸依し、殊にこの頃は

に懲罰を科して律し、嚴正なる箝束を加へ、以て痛苦に依つて違法の觀念を喚起せしめ、秩序の維持に努めざるべからず。

懲罰の種類は、監獄法第三十條第一項第一號乃至第十二號に規定す。即ち

一、叱責

二、賞遇の三月以内の停止

三、賞遇の廢止

四、文書圖書閱讀の三月以内の禁止

五、請願作業の十日以内の停止

六、自辨に係る衣類臥具着用の十五日以内の停止

七、糧食自辨の十五日以内の停止

八、運動の五日以内の停止

九、作業賞與金計算高の一部又は全部減削

十、七日以内の減食

十一、二月以内の輕屏禁

十二、七日以内の重屏禁

右懲罰は併科することを得

收容者にして紀律違反の廉ありたる場合は、獨居拘禁に付し迅速に取調を了し意見を付して典獄に上申し、典獄は刑務官會議の意見を聴き、言渡は典獄に於て之を爲し言渡の後直に之を執行す。

戶外運動の停止、減食又は屏禁に處せられたるものは、醫師をして診斷せしめその身体に異状なき時に於て執行し又屏禁或は減食執行中は醫師をして時々健康状態を診斷せしめ或は教誨師をして親しく訪問せしめ改悛を促さしむるを可とす。

收容者にして、裁判所の呼出により出頭すべき者は其當日屏禁又は減食執行は停止す若し移監の爲め他に護送する時は其の前日、其當日及護送中執行を停止す、執行停止の日數は處罰期間に算入せず。

移監を受けたる刑務所の典獄は三日以内に執行を開始すべきものにして、押送移監の途中に於ける紀律違反は身柄を受取りたる刑務所の典獄に於て懲罰に付することを得。

減食罰は本人一回分の糧食を二分の一又は三分の一に減すべきものにして十八歳未満の者及刑事被告人には科すべからざるものなり。

懲罰の執行を了したる時は、其結果に付、身分帳簿及懲罰簿に登載す。

以上に依て觀るにこの懲罰に對して、左の改正意見を有するなり。

1. 減食罰を廢止し管罰を採用すること

減食罰が保健上有害にして非文明的なることは、吾人が喋々する迄もなく識者間に既に問題視せられ、殊に監獄法施行規則に於て、十八歳未満の者即ち少年受刑者に對しては科すること能はざるの規定あるに徴しても人類生存上の一大要素たる糧食を奪ふことの弊害ありて實益なきことは首肯得らる

原台骨の立て直しで、らんと保守的になつてしまつてゐる。
資本主義の本山アメリカは云はずもがな、デモクラシーなんて金持たちが考へ出した好餌にかゝつて一時はうかれたが今ではIWWもへちまもないではないかあれだけ騒いだ左傾派の親元であるロシアも、すでにレーニン在世中に、新經濟政策を立てなほして、私有財産制を許し、赤米新濟組織をまねなければ、やつてゆけなくなつたのだつたが、今日では中央政府に執權を握るものは、皆左傾健な人々で、左傾的な題目として、常に騒ぎの種を蒔いてゐる資本のジノビエフさすが第三インターナショナル(世界の共産主義化を決意した會議)の大立物でも、遂に失脚して加落をしなければならぬやうになつたではないか。
少し餘談ではあるが、故加藤前首相が國民から信頼されてゐるのは、人間が眞面目で、着實穩健な政治家であるから國家を託するに足ると考へられたからである。使はれるものも使ふものも古今東西この心持にかはりはない。
要するに世界を擧げて令や左傾派は没落の悲運に際會してゐる。(近藤生)

い疑なり。
受刑者は肉休上精神上の痛苦を受け健康状態が劣等なることは、行刑家の等しく認むる處にして、外國の學者が受刑者の三十歳は社會人の六十歳乃至六十歳に相當すと謂へるに、如上の事實を明に立證するものにして、受刑者が如何に非保健的なる状態を容せるかを窺知し得べく吾人が減食罰廢止の持論も亦茲に存するなり。
答罰は亞米利加に於て執行し而も刑罰として相當の成果を收めつゝある事は既に紙上に高唱せられ我國の行刑界に刺戟を與へられたる處にして、減食罰を廢止し代ふるに答罰の採用を主張する所以なり。
2. 逃走者の作業賞與金を全然抹消すること
收容者逃走したる時、その以後六ヶ月間は作業賞與金計算高は收容者に既得の權利あるは賞與金の名に於て見るも不合理にして、現在逃走者に對しては懲罰として作業賞與金計算高の減消を科すと雖も、今一步を進め逃走並其の豫備の事實ありたる時は懲罰として作業賞與金計算高全部を減削すべく、尙ほ外國に於て實行せる如く逃走に干しての費用の全部に付ても領置金其他の財産を以て納入せしむる等なれば逃走を未然に防ぐ一方法たるべく思料す。

報

主事任命

先頃京都刑務所長を最後に退職され愛知自啓會の理事として中京保護事業界に活躍されてゐた住江敬義氏は今回本會主事として就任された。本會は同氏の如き刑務界に於ける練達の士を迎へたことを慶ぶものである。

第十八回刑務官練習所
入所生決定

本月十一日より開設される第十八回刑務官練習所入所受験者總數三百二十三名、内、普通實務の兩科共六十點以上平均七十點以上を得たも、四十名と女看守三名臺灣二名左の通り入所を許可された、尙ほこの他に朝鮮十名、入所の苦であるが、その氏名は未定である。

第十八回刑務官練習生名簿

刑務所名	官名	氏名
市谷	看守	仁木清作
豊多摩	看守部長	小室利市
全	看守	富樫博
東鴨	看守部長	鈴木木光
横濱	看守	星

千代田	全	金澤眞一郎
前橋	看守部長	上野平一郎
静岡	看守部長	木部元雄
京都	看守	稲葉雄次郎
大阪	看守	田中士郎
神戸	看守	渡邊進
徳島	看守	高田苗治
高知	看守	元木久吉
名古屋	看守部長	植田鹿治
三重	看守部長	古川英一
岐阜	看守部長	西口龜之輔
全	看守	梅田純三郎
全	看守	岡本藤市郎
金澤	看守	高木初二
金	看守部長	奥田初將
廣島	看守	黒川武
山口	看守	吉川祖一
山形	看守部長	社河内忠雄
關	看守	大森忠雄
全	看守	井上志眞太
長崎	看守部長	前田清六
全	看守	佐藤春治
福	看守部長	來問義一

全	大	鹿	宮	青	札	全	網	岡	岩	北	西	大	威	平	金	新	海	大	釜	晉	臺	臺	京
分	本	兒	城	森	靚	走	走	少	少	少	門	興	興	濱	浦	州	州	邱	山	支	中	南	都
看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看	看
守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守	守
永	工	松	木	佐	田	松	佐	本	村	齋	井	井	南	孔	安	板	吳	山	大	鹿	桑	久	西
四	藤	永	下	藤	邊	井	末	田	中	藤	上	上	隆	隆	達	倉	本	本	鹿	大	原	保	河
三	義	勝	右	末	傳	源	治	德	庄	良	源	港	春	義	亮	一	聖	乙	石	俊	照	合	河
市	彦	喜	京	治	郎	郎	一	末	一	介	治	港	義	一	一	郎	男	泉	泉	一	郎	治	子

行刑令規

○大臣訓令

(大正十五年七月十六日行甲第一、一三〇號)
 大正十三年六月行甲第九二一號訓令中「鹿兒島ノ項ヲ削リ」三
 池ノ項「長崎」ノ下ニ「福岡、大分、熊本、鹿兒島、宮崎、
 沖縄、久留米少年」ヲ加フ
 右訓令ス

○刑事、行刑兩局長通牒

●被告人ノ爲ス上訴ノ拋棄ニ關スル件
 (大正十五年七月二十八日行甲第一、一四〇號)
 被告人上訴ノ拋棄ヲ爲ス爲刑事訴訟法第三百七十八條ニ規定ス
 ル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル場合ニ於テハ其同意ヲ得ルニ非
 サレハ拋棄ヲ爲スコトヲ得サルモノニシテ同意ヲ得スシテ拋棄
 ヲ爲スモ無効ナリト解スヘキモノナルニ拘ハラス往々被告人カ
 單獨ニテ右ノ申立書ヲ差出シタル場合ニ於テ檢事亦上訴權ヲ拋
 棄セハ判決ノ言渡直ニ確定スルモノト爲シ當日ヨリ刑期起算ノ
 取扱ヲ爲ス向モ有之候處同後如斯場合ハ刑期ハ上訴期間ノ經過
 ニ因リ判決ノ確定シタル時ヨリ起算スルコトトシ執行指揮書
 ノ備考欄ニハ同意ノ有無ヲ記入スル様御取扱相成度依命此段及

全	福	寄	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
福	岡	付	金	五	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
女	女	額	參	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾
教	監	部	拾	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
師	取	支	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
岩	森	推	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福	福
佐	ハ	薦	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
靜	ッ	會	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
緒	ノ	員	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
		別	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
		氏	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
		名	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
			店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店	店

○行刑局長通牒

●簡易生命保険料拂込ニ關スル件
 (大正十五年七月二十二日行甲第一、一六四號)
 收容者ニシテ標記保險ニ加入ノ希望アルモノニ付テハ作業賞與
 金計算級別作業種額第一種二級第二種一級以上ニ該當スルモノ
 ニシテ本人ノ職業財産其他身分關係等ニ依リ釋放後ノ生計ヲ立
 ツル上ニ於テ拂込ムベキ保険料ヲ控除スルモ尙其給與額ニ著シ
 キ影響ヲ及ボサル場合ニアリテハ保險金額最高貳百圓ヲ限度ト
 シテ該保險ニ加入セシメ保險料ハ各自ノ領置金ヲ以テ納付セシ
 メ領置金ヲ有セサルモノニ對シテハ作業賞與金計算高ノ内ヨリ
 保險料拂込ノ爲特別ノ給與ヲ爲スモ差支無之拂込ノ方法等ニ關
 シテハ最寄郵便局ト夫々交渉ノ上便宜御取計相成候様致度

●作業賞與受拂簿記載方ニ關スル件
 (大正十五年七月二十日行甲第一、一五九號)
 作業賞與ノ交付ヲ受ル場合ハ作業章程第八條ニ依リ作業原簿ノ
 記載ニヨリ交付命令ヲ作製シ出納簿ヲ拂出ス外更ニ尙受拂簿ニ
 必ス記載ヲ要スルモノトシ御處理相成向有之候處右ハ多量取

メノ上交付ヲ受ケ分別使用スル場合ノ外ハ必スシモ受持簿ノ記帳ヲ必要トスル義ニハ無之從來ノ運作案簿ニヨリ直接出納簿ヨリ持出相成差支無之義ニ有之候條御了知相成度候

●刑事訴訟法第百八條ニ對スル疑義並ニ拘引狀ニ依リ留置シタルモノ、取扱方ニ關スル件

(大正十五年七月十四日行丙第一、一六一號)

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置條御了知相成度候

司法省行刑局長宛 岡山 刑務所長

刑事訴訟法第百八條ニ對スル疑義並ニ之ヲ收容シタル場合ノ取扱方ニ關スル件

標記ノ件左記各項相當御指示相仰キ度候

一、刑事訴訟法第百八條ニ依レハ「拘引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得」トアリ然ルニ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ニアラスシテ被疑者ナルトキハ之ヲ留置ヲ拒絕スルコトヲ得ルヤ

二、拘引狀ノ執行ヲ受ケタル被疑者若クハ被告人ヲ留置シタルトキハ之ヲ收容者ト同様入所簿ノ記入身分帳簿並ニ統計入所小票ノ作成等正式ニ收容ノ手續ヲ爲スヘキ哉適宜留置簿ヲ作成シ必要事項ヲ記載シ置キ差支ナキヤ

三、正當收容ノ手續ヲ爲ストセハ其後拘留狀ヲ發セラレタルトキハ身分帳簿裏面備考欄ニ其旨ヲ記載スルニ止ム可哉哉
四、前項ノ場合ニ於テ拘留期間ノ起算ハ當然拘留執行ノ日ナリト思料スルモ或ハ拘引狀ニ依リ刑務所ニ留置シタル日ヨリ起算スヘキモノナルヤ

(乙號)司法省行刑局第一一六一號(大正十五年七月十四日)

岡山 刑務所長宛

刑事訴訟法第百八條ニ對スル疑義並ニ拘引狀ニ依リ留置シタルモノ、取扱方ニ關スル件

六月二十三日付同發第一一六六號ヲ以テ御問合相成候條記ノ件ハ左ノ通致思考候

記

一、刑事訴訟法第百八條ノ規定ハ同法第百三十一條ニ依リ被疑者ニ對スル拘引ニ準用セラレアルヲ以テ留置ヲ拒絕スルヲ得ス
二、前段貴見ノ通
三、貴見ノ通
四、前段貴見ノ通

●思想的犯罪者ノ看讀書籍ニ關スル件

(大正十五年八月三日付行甲第一一九四號)

收容者中國體ヲ變革シ又ハ私有財產制度ヲ否認スル思想又ハ之

ト類似ノ思想ヲ有スル者ニ對スル看讀書籍ノ取扱ハ從來各所區々ニ涉リ居候處右ハ倫理宗教其他精神修養ニ資スルモノヲ主トシ社會、政治及經濟等ニ關スルモノハ可成之ヲ制限シ又外國文ノ書籍ハ教科書用「リ」ダー」ノミヲ許スコトトシ苟モ在所中如上ノ看讀書籍ニ依テ彼等ノ抱持スル主義思想ヲ助長セシムルカ如キコト無之候程度候間受刑者ニ對シテハ右ノ方針ニ依リ官本ヲ勝人刑事被告人等ニ對シテハ私本使用ノ許可ニ際シ右ノ標準ニ御注意相成候條致度候

●收容者傳染病ニ罹リタル場合ノ報告方ニ關スル件通條

(大正十五年八月六日行甲第一二二四號)

標記ノ件ニ關シテハ行甲第一、三、七、四號通條大正十一年九月十九日ノ次第モ有之候處尙防護施設上參考ニ資シ度條條傳染病發生ノ日ヨリ其終熄ノ日ニ至ル迄左記事項日報相成度候

左記

一、患者總數(イ、非休養患者數、ロ、休養患者數、ハ、入室患者數)

二、傳染病患者總數(イ、初發以來ノ患者數、ロ、轉歸患者數)

三、疑似患者數、四、隔離患者數、五、防疫施設ノ狀況、六、爾後ニ對スル意見(例ヘハ新患者發生ノ見込、近日終熄スヘシ等ノ如シ)

七、刑務所所在地附近ノ同種傳染病患者ノ狀況

●統計小票取扱ニ關スル件通條

(大正十五年八月十日行丙第一四〇三號)

首題ノ件ニ付松江刑務所長ヨリ甲號ノ通り照會有之乙號ノ廻リ回答致置候條御了知相成度

(甲號)刑發第一三九九號(大正十五年八月二日)

司法省行刑局長宛 松江刑務所長

統計小票取扱ニ關スル件同發第一三九九號ニ依リ御了知相成度候
標記ノ件ニ關シテハ同地關東廳監獄大連分監ニ於テ受刑後數年ノ間ニ後遺癩癬毒審問ノ爲メ當松江地方裁判所濱田支部檢事ノ囑託ニヨリ同法院檢察官ノ移監指揮ニ依リ身柄ヲ當所ニ收容シタルモノ有之候右ハ大正二年六月監獄統計小票取扱規程ニ基クテキハ普通刑務所間ノ移送ノ場合ニ於テハ發送刑務所ニ於テ作成シ受送刑務所ニ於テハ之レカ作成ヲ要セサルモノ本件ノ如キ特別裁判所ニ於テ處罰セラレタルモノニ付テハ小票ノ作成ヲ要セサルモノ、如ク轉送刑務所ニ於テ作成スルニ及ハサル哉若シ作成ヲ要スルモノトセハ其入所年月日ヲ現實當所ニ移送收容セシメテ記入スヘキモノニ有之候哉職方疑義相生シ候條何分ノ御指示相仰度候

(乙號)行丙第一四〇三號(大正十五年八月十日)

松江刑務所長宛 司法省行刑局長

統計小票取扱ニ關スル件回答

首題ノ件ニ關シ本月二日刑發第一、三九九號ヲ以テ御照會ノ件

了承右ハ後段御意見ノ通ト御承相成度

●工事上申方ノ件

(大正十五年八月十二日行甲第一二四一號)

工事施行方上申ノ場合ハ刑務所會計事務章程第六條ニ依リ司法大臣宛稟請可相成義ニ有之候處往々宛名ノ記載ヲ謬リ若ハ内容不備簡略ニ過キ處理上支離不鈔候ニ付テハ客年四月二十一日會甲第一、六二一號通牒ニ基キ作製ノ上遺漏ナキ様御取計相成度候

●假釋放上申書中執行濟期間ノ區分表示方ニ關スル件通牒

(大正十五年八月十三日行甲第一二五〇號)

大正十三年四月十九日行甲第四九一號訓令假釋放上申書様式申不定期刑ノ執行濟期間ハ短期經過前ニ於テハ短期ヲ基準トシ短期以上、 $\frac{1}{3}$ 以上、 $\frac{2}{3}$ 以上及 $\frac{2}{3}$ 以上又短期經過後ニ於テハ長期ヲ基準トシ短期未滿、 $\frac{1}{3}$ 以上、 $\frac{2}{3}$ 以上及 $\frac{2}{3}$ 以上ニ區分記載相成度候

●指紋事務ニ關スル件通牒

(大正十五年八月十三日行甲第一二五五號)

標記ノ件ニ付テハ指紋原紙取扱規程並通牒及會同ノ際ニ於ケル指示事項等ニ依リ夫々御注意相成候コト、存候得共向ホ遺憾ノ點有之候ニ付持ニ左記ノ諸點ニ御留意相成候様致度

叙任辭令

四級停下賜

岐阜全 長谷揚圭介

朝鮮總督府典獄 上野傳(新義州)

五級停下賜

金澤刑務所長典獄 河邊湛然

同 寺川鎮次郎(海州)

六級停下賜

宮崎刑務所長典獄 井上金次郎

同 横山藤三郎(公州)

四級停下賜

典獄補長 山始(豊多摩)

同 則近喜代藏(大邱)

五級停下賜

全 鈴木正親(少年)

同 小松數馬(大田)

六級停下賜

全 飯島藤作(小倉)

同 看守長 武藤亘(市谷)

六級停下賜

全 岡本榮作(札幌)

大阪刑務所長典獄 坪井直彦

七級停下賜

保健技師 到津要(熊本)

同 飯田高朗

同 朝山勲(一函館)

同 長谷川喜一

同 全

保健技師 平松幸之(宇都宮)。尾立丑治(高知)。左座金蔵(福岡)。榮田榮鶴(横濱)。曾川良貞(市谷)。松田嘉一郎(札幌)。草野藤之助(三重)。竹内雲之山口。菊池龜雄(姫路少年)。行定形治(川越少年)。吉川桂太郎(市谷)。會田野彦(名古屋)。平川浩一(岡山)。北林大善(奈良)。小俣省一郎(豊多摩)。三上顯(金澤)。酒

記

一、特種受刑者ニ對スル指紋原紙ノ作成ヲ遲延スル向キ有之候處右ハ疾病又ハ其他ノ事故ニ因リ指紋ノ押捺不能ニアラサル限りハ入所後直ニ押捺シ其發送期限ニ後レサルトコト

二、短期受刑者ノ指紋原紙又ハ受刑追加小票ハ入所後速カニ作成シテ其都度發送ノコト

三、最近前科ノ執行刑務所ガ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府所管ニシテ共通法施行以前ノ釋放ニ係ル者ニ付テハ受刑追加小票ニ依ラス新ニ指紋原紙ヲ作成シテ送付ノコト

四、月末ニ指紋ノ押捺未済者アルトキハ指紋原紙作成表ニ其氏名及押捺未済ノ事由ヲ附記スルトコト

五、指紋ノ押捺不鮮明ハ分類對査ニ不便ニ付内端、外端ト共ニ努メテ鮮明ニ押捺セシメラルコト

六、指紋原紙中受刑者ノ氏名自署欄ニ受刑者無筆ノ爲メ自署不能ノ場合ハ其旨ヲ記入スルニ止メ受刑者ノ氏名ハ代書セサルモノトス

七、指紋原紙及附帶ノ諸報告ハ其發送期日ニ後レサルコト

八、指紋事務ニ關シテハ少クトモ主任看守長ニ檢査ヲ勵行セシメラレ荷クモ杜撰ノコトナキ様注意セラレ度コト

井代三男、小田原少年。小川保治郎(松江)。

八級停下賜

保健技師 井上吉四郎(徳島)。中家繪治(大分)。南澤安雄(長野)。

九級停下賜

教諭師 武田慧宏(栗鴨)

三級停下賜

全 土倉是(寶横濱)

四級停下賜

全 菊屋哲公(大阪)

五級停下賜

全 藤居神道(神戸)

六級停下賜

全 藤井惠照(市谷)

七級停下賜

全 能富祐(三池)

八級停下賜

全 增子賢慧(名古屋)

九級停下賜

全 給六數停

免兼官

全 山田正義

十一級停下賜

全 大濱專精(山)

九級停下賜

全 藤坂澄晃(北海)

八級停下賜

全 松井和義

七級停下賜

全 芥川信

六級停下賜

全 木亮

五級停下賜

全 中林勘次

四級停下賜

全 山田正義

三級停下賜

全 數岡都與良

二級停下賜

全 天津剛

一級停下賜

全 池田克

檢事

全 池田克

月停六十圓給與

全 池田克

兼任司法書記官、五級停下賜

全 池田克

行刑統計

大正十五年五月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前月同月末日現在	前月比較	前年比較
刑事被告人	三、三〇	三、七三	三、八五	一、七五	三、二〇	三、〇九	△〇一	六六
勞役場留置者	三三	四二	三五	三三	三三	三三	〇	七九
乳兒	五	五	四	一六	一五	一〇	一	六
總計	三、六八	四、一〇	三、九四	二、八四	三、三三	三、〇九	二二	一三〇
男	三、三三	三、六九	三、四九	二、四四	三、三三	三、〇九	二四	一三〇
女	三	四一	四五	四〇	三三	三〇	三	三〇
計	三、六八	四、一〇	三、九四	二、八四	三、三三	三、〇九	二二	一三〇

備考 内刑事人受刑者男 六二二人 刑事被告人男 四九人 支那人受刑者男 一一人 刑事被告人男 一一人
 支那人受刑者男 二人アリ。

九級停下賜

全 藤坂澄晃(北海)

十一級停下賜

全 大濱專精(山)

免兼官

全 松井和義

五級停下賜

全 芥川信

六級停下賜

全 木亮

給四級俸

全 中林勘次

給六數俸

全 山田正義

月停六十圓給與

全 數岡都與良

兼任司法書記官、五級停下賜

全 天津剛

五級停下賜

全 池田克

檢事

全 池田克

月停六十圓給與

全 池田克

兼任司法書記官、五級停下賜

全 池田克

七級停下賜

全 池田克

八級停下賜

全 池田克

九級停下賜

全 池田克

免兼官

全 池田克

五級停下賜

全 池田克

六級停下賜

全 池田克

給四級俸

全 池田克

給六數俸

全 池田克

月停六十圓給與

全 池田克

兼任司法書記官、五級停下賜

全 池田克

大正十五年五月中在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
刑務所別	1,246	1,246	755	1,246	33	1,246	1,246	1,246	1,246
小菅	29	35	1	1	1	1	1	1	29
市谷	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
豊原	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
巢鴨	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
横濱	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
千代田	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
水戸	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
宇都宮	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
前橋	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
静岡	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
甲府	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
長野	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
新野	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
大宮	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
京都	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
大阪	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
神戶	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
奈良	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
滋賀	1,217	1,217	1	1	1	1	1	1	1,217
合計	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
刑務所別	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
高松	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
高知	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
名古屋	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
三重	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
岐阜	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
山梨	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
静岡	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
愛知	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
富山	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
石川	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
福井	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
山形	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
秋田	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
岩手	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
青森	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
山形	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
秋田	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
岩手	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
青森	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
合計	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217



種別	備考	北 海	東 海	久 米	岩 手	岡 野	姫 路	川 内	小 山	新 潟	福 島	青 森	秋 田
計	ゴジツク活字ハ紙疑者ノ別掲ナリ	元、〇八八	八三六	元、九六四	一四三	二九三	七八一	一、五〇三	二、〇三五	二、二七	五、二六三	九、二七	四、九七

田島 淳氏 原作

能 祇 (梗概)

佛人能祇と或盗人の話

風の音
其のうちに暮があく
風の音
舞臺、殆んど闇黒
能、下手寄りには舞臺裏の残り火僅かに赤く

「能祇は空腹をかゝえて床の中で震へて居る、どうにも寝つかれないので起き上り行燈に灯を付ける。」
舞臺、全く明かるし。狭き床、襦袢の襷袖、机すべてみな俳諧師の庵に、ふさはしきこしらへ、圍爐裏に和傘をくべ終つて両手をあぶりながら、
「寒い、二日も食はぬ、名主に頼まれた伊勢物語寫し上げれば一ヶ月位は榮だが、明日前借に出かけよう。」

しかし何かないか、とそこらあたり探りまわす」
（此時廊屋の中程の盃一枚次第に持ち上つて来る、思はず飛び上つて色を失ひ、すきりすきつて戸籠の中に隠れ入りしが、又そうつと開けて首を出してこわく見詰めるが、
泥棒かなア（首をかしげ）でもこんな家へ入つて来る筈はなし」と云つて怒みをかつかつた佛えはなし――身に恐れるところは無いが、
（急突、急激しく上つて、泥棒の半身現れる。思はず戸を閉す、泥棒も吃驚して引込む、やがて兩人顔を合せて言葉なくして見詰めること暫し、やがて無理に力を入れて）



能 だれだあ

泥 泥棒だ
(安心の體にて)泥棒かあ

泥 シーツ
(急に側に寄つて)上らつしやれ、(ト手傳つて上らせ)さぞ寒かつたでござらう、さあ、あたらつしやれ

能 (ト蒲團を片付けて圍爐裏のはたに座つて粗衆をくべる、泥棒は立ちまゐる)

能 さぞ寒かつたで御座らう、此夜更けに(下から見上げ)そなた、何か喰べる物持つてゐないか
泥 (突けんとんに)喰べるものがある位なら泥棒になんか入るか

能 なる程

「泥棒は喰はせろと云ひ、能祇はわしも空腹だと云ふ、金を出せ、それもない、押問答の末家探しにかゝる」

泥 ヨシ(探しまはる、能祇その後について、一々覗く)うるさいつ(能祇圍爐裏端にかしこまる

何んにもなし)呆れた奴だ

能 わしも今呆れてゐたこと

泥 こんな所に長居は無用だ(出て行かうとする)

能 マア待つた

泥 何んだ
マア待つた、朝になればわしが金を借りてくる

程に、さうすれば喰へる、それまでまあそこで待たつしやれ

能 朝まで待てるか

泥 だいが空いてゐると見えるな、ちやあ折角だが、何んのおあいそもなかつたが、こんど寄りつしやれ今度こそ御馳走しますぞえ

泥 ふざけるねえ

(雨戸を開けると風が吹込んで圍爐裏の火は躍り行燈は消えかゝる、雨戸を閉めて出て行く)

能 (突然立ち上つて大聲に)待つたあ

泥 何んだ(再び現れる)

能 待つた、いゝものがあつた、待つた、(ト急いで机に行つて紙に何やら書き泥棒の方に持つて行き)これをおなたにあげる程にな、何時か又此村を通る時があつたら、どこでも大きな家へ行きさへすればな、この坊主が書いたものだと云へば幾らかに買うてくれるわ、これをそなたに進ぜやう

泥 (不審相に)さうか、ちやあ買つて行くとしやう(ト懐に入れ)有りがとう。と去る

能 左様なら(見送つて)氣の毒なお人だなあ(鶏鳴く)とうとう、寝ずにしまつたわい

ちらかした机の上をとりかたづけ、練先きの井戸で顔を洗ふ、鶏の聲、水を流す音。鐘靜かに響き渡る座敷に上り佛壇の前に座して鐘をうつつ合掌



する、表の方に騒々しい人聲

能 何んだらう

名 (障子をあけて現れる)お早う御座います

能 ヨウ名主どの、之は御早う御座います、サ、さどうぞこちらへ

名 有がたう御座います(ト後を振り返り)お前進はもう歸つてもいゝ

ガヤノしながら人聲遠くなる、何者にか突きとばされて、泥棒再び現れる後手に縛られてゐる。

能 (びつくりして)ヨウ

泥 覚えてゐる

能 さつきの仁ではないか、こりやマアどうした事

でござるの

名 (上りながら)何時もながらの能祇殿の御智慧にはイヤ誠に感謝つかまつつてござる

能 一體何んでござるな
イヤ恐れ入つたものでござる、イヤ驚き入つたものでござる、此のやうな智慧をもつて泥棒をつかまへさせるとは、イヤどうも恐れ入つたもので御座る

名 何でござるな、手前にはとんとわけがわかりませぬわ

能 や、その様に仰られるな、早速代官所へ御足勞ながら御同道を願ひたいもので

代官所へ

名 さうでござる、此野郎を代官所へ引つ立てるのでござる、それにしても馬鹿な奴ではござらぬか、能祇殿の智慧に、かゝるとも知らないで、字の讀めぬ阿呆の悲しさには、手前どもの門を叩いて之れを出して御座る

(トさつきの紙を見せる)

能 (頭をかきながら)ヤハ……

名 (あわて)此仁は泥棒ではござらぬわ(泥棒の方に向つて)お氣の毒でござつたなあ

能 泥棒ではない

名 如何にも泥棒ではござらぬわ

泥 それみろ

能 「泥棒がかたどて、行く夜寒かな」此句なるでも之に書いてあるではござらぬか(讀む)

名 書いてあるではござらぬか

能 イヤ何も、其の様に袖がるには及びませぬ、此の位の奴に、ナニ

名 イヤ全く以て泥棒ではござらぬ

能 ウ、では何か、私の物を持つて居りましたかな

名 ウム、其れは

能 早く繩を解いてあげて頂きたい

「能祇は泥棒に氣の毒が名主に觸をとさせる」



名 なんのこつた
繩をときはじめる、泥棒はいつの間にか寝ぐんてゐる。

能 有難うござる〜(泥棒に) あ、お氣の毒でござつたな、あやまりますぞえ、あやまりますぞ(名主に) 何とも申し譯がござらぬ次第、手前の胸に浮びましたを、匂にしたゝめしが事の起り、何んとも申し譯がござらぬ

名 さうでござつたか
能 何とも申し譯がござらぬ(泥棒に) お氣の毒でござつたな

泥棒はすゝり泣きしてゐる。

名 (問の悪さうに) 手前、手前いろ〜用がござりまする、其れにまだ朝飯前でござれば、これで御免かうむります

能 よいではござりませぬか
名 イヤ、まだ朝飯前でござれば
能 イヤ、手前もまだでござる、それは恰度ようござる、折角のおいで何はなくとも、是非さしあげたい、マあ、よいではござらぬか

名 またこん度
能 其のこん度が面倒、何はなくとも是非さしあげたい、是非あがつて行つて戴きたい

名 さうでござるか、では御言葉に甘へて御馳走に
なりませう

能 それは恣ない、では早速ながら金子を少々御借申したい、ナニ伊勢物語りさ〜寫してしまへば必ずお返し致します程にな少々ばかり金子を御借申したい

名 さやうでござるか(金を取出し)ではまことに失禮ではござれど、これはお土産のしるしに

名 ナニ、お土産はお土産、これはまた手前の志でござれば、さやうな心置きなく、遠慮なくあがつていつて頂きたいと(金を取る)

名 さやうでござるか、では御馳走になりませう。
能 ではちよいと行つて参ります程に暫く御待ち下されまし

名 どうぞ
能 (泥棒に) 暫く待つてゐて下されや(と立上りよめぬ)

泥 (思はず手を差し出し)おいらが行つてこよう
能 エ、そなたが行つて下さる、それは忝ないな、ではお頼みするかな、ありやうはだいぶ草臥れてゐた所だ、それは忝けないな、ではいつそ、おたのみするかな、かうつと、ウム此のお方の

おうちのぢき先な、何じ間ぢや、何んでも商うてゐる家がある、其處に行つてな、米と酒とそれから外に何か見つけろうて買ふて来て下されお願ひしますわ、いま風呂敷を持つて來ますからな、忝けない、忝なうござる

泥 どの位づゝ

名 ますぞへ
名 ありがたうございます

「泥棒は米、酒、昆布巻を買つて歸る、そこで娘が炊事にかゝる」
「出来上ると面白可笑しく食事にかゝり」

名 さあ〜先程は失禮いたしました、許して下さいませ

泥 ナニ、おいらこそ堪忍してくんねえ
名 イヤ、許して下さい

泥 ナニ、おいらこそ堪忍してくんねえ、そんな事云はれると、おいらも堪忍してくんねえ

名 イヤ、わしがとんだ粗忽から起つた事、どうか勘辨して下さい

泥 堪忍してくんねえ、面目ねえ
能 まあいゝわ〜お前さん、さぞもじいのだらうのう、どら〜てまた四日もくひてなさらなかつたんだえ

泥 堪忍してくんねえ、どうも
能 忍してくんねえ

泥 おいらは隣國の者だ〜金を貯めてな、其の金を持つて都へ出て、何か商賣しようと思つて國を出て來たんだ、さうするとあの國境の峠で、



能 ウム、米を二升にな、酒を其れから一升で、あとの何か見つけらうて買ふて来て下され、相すまぬな

泥 ナニ、ではちよつと行つて参ります
能 ありがたうござる、御苦勞でござるな、近頃どうも弱りましたな、其れにから腹がすいてゐますと思ふやうに歩かせぬでな

名 アへ、御冗談を(驚なく) だいが天氣が續きまするな

能 ことしは雪が少らうござつたな
名 さやうで、長命寺の梅も、もう雷をもつて來ましたわい

能 もう雷を、それは早い事でござるな
「い、娘が味噌漬、大根、梅を賣りに來る、それをみんな買ふ約束して、炊事役に甘く頼み込む」

能 ア、おあしを拂ふて下され(名主金を渡す)
娘 ありがたうござります、いまおつり出します

娘 アイ、つりは働を貸じや
能 あり難うござります、では火をおこしておきませう

名 よい蒸りてござるな
名 長命寺の梅も、チはあと五六日で見頃でござるな

名 さやうで、またさだめし人が出る事てござらう其の頃までには伊勢物語りも寫しあげてしまひ



悪い奴に其の金をみんな取られてしまった
能、名、え、

泥 だけれどなあ、折角出て来たもんだから都へ行
つたら、またどうにかなるだろうと思つてな
あ、こゝ迄やつて来たけれども、あんまり腹が
すいてたもんだから悪い事とは知りながら、つ
い此の家に入つてしまつたんだ、堪忍してくん
ねえ

能 あゝそうか、お氣の毒でござるなあ
名 ウム、此の句をわしが高く買ひます
能 エ、

名 此の句をわしが高く買ひませう
能 買うて下さる、アの買ふて、アそれは悉げない
名 高く買ひませう
泥 あゝ、其んな事いけな、そんな事、いけな
い、

能 遠慮しちあいけない、
泥 だつて
能 遠慮しちあいけない、此のお方は金持ぢや、遠
慮しちやいけない、馬鹿な遠慮しちやいけない
くゝなるべく高く買ふてあげて下され
名 よろしうござるーさあ

能 さあ、取つておけ
泥 だつて
能 さあ、とつておけ、とつておけ、
能 ありがたうござりまする
名 あゝ目出度い、あゝ目出たい
名 其の金を持つて都へ上りめされや
泥 ありがたうござりまする
名 必ず出世なされや
泥 ありがたうござりまする
能 あゝ目出度い、ウ、サ、飲みませう、あゝ
飲みませう、さ、そなたもお飲みなされ、あゝ
目出度い、あゝ目出度い、ウ、ウ、
泥 此の御恩は決して忘れは致しません
名 必ず出世なされや
泥 きつと出世致します
能 あゝ目出度い
能 アゝ大根も煮て下されや
能 あゝ
輝かな楽しい笑ひのうちに盃をやりとりし、娘は
しきりこ火をあほぐ。 —幕—

懸賞文募集

懸賞課題

一、最も困らされた收容者の話

多くの收容者の中には度過上いらくと手のかゝるものもありませう。皆さんの経験された中で最も苦心された收容者についてその苦心談をお聞きたいのです。

二、午前零時

午前零時は普通の人にとつては真夜中の睡眠時間です。その時に刑務所では夜勤の人がせつせと職務についてゐる。その時の情景、出来事、勤務者の心持、居居の有様、そうしたことありのまゝに綴つていただきたいのです。

- 締切 十月十日（刑務協会編輯部宛送付のこと）
- 原稿 四百字詰五枚以内
- 當選 一等、二等、三等、當選者には薄謝を呈す。
- 發表 十二月一日發行本誌上に當選者を發表す。

「讀者のページ」

を新設いたします、奮つて御投稿下さい。但し取捨は編輯部へお委せを願ひます。

定價表		廣告料		注文規定	
一冊（税共）	金二十錢	五號活字半段	一行	●御注文は總て前金のこと	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協会とすること●御注文の際は必ず送附先記のこと従つて轉居の際には新住所を御届下されたし
六冊（税共）	金一四二〇錢	二 等 一頁	金五	●御注文は總て前金のこと	
十二冊（税共）	金二四四〇錢	一 等 一頁	金四	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協会とすること●御注文の際は必ず送附先記のこと従つて轉居の際には新住所を御届下されたし	
		普 通 一頁	金三		
			十		
			十		
			十		
			四		

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十五年九月十日發行
東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯部 香川又二 郎
印刷部 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京市麹町區西日比谷町一番地
電話 銀座 二三四四、三二二五番
發行所 刑務協会

年	月	日	備
二	三	六	...
三	三	六	...
四	三	六	...
五	三	六	...
六	三	六	...
七	三	六	...
八	三	六	...

...

...

...

